

令和7年度 第5回 小金井市環境審議会

日 時：令和7年12月1日（月）午後6時30分から
場 所：市役所第二庁舎8階801会議室

次 第

1 開会

2 議題及び報告事項

- (1) 小金井市地球温暖化対策地域推進計画（見直し）（案）について
- (2) 令和7年度環境フォーラムについて（開催報告）
- (3) その他

3 次回審議会の日程について

<配布資料>

- 資料1 小金井市地球温暖化対策地域推進計画（見直し）（案）
当日補足資料 小金井市地球温暖化対策地域推進計画（見直し）（案）について
当日補足資料 小金井市地球温暖化対策地域推進計画（見直し）（案）新旧対照

<参考資料>

- 令和7年度小金井市環境フォーラム報告

第1章

計画策定の背景、計画の基本的事項



小金井公園に咲き誇る桜（撮影場所：小金井公園）

1. 地球温暖化による影響
2. 地球温暖化対策に関する動向
3. 計画の基本的事項

第1章 計画策定の背景、計画の基本的事項

1. 地球温暖化による影響

(1) 小金井市の気候変化

■ 小金井市ではすでに気温上昇などの影響が進行

地球温暖化の影響は気温上昇にとどまらず、近年は各地で強い台風や集中豪雨などの異常気象による災害が頻繁に発生しています。

地球温暖化の進行は本市及び周辺地域でも例外ではなく、長期的な気象の観測結果から、年平均気温は上昇、極端な高温（真夏日・猛暑日など）の年間日数は増加傾向にあります。

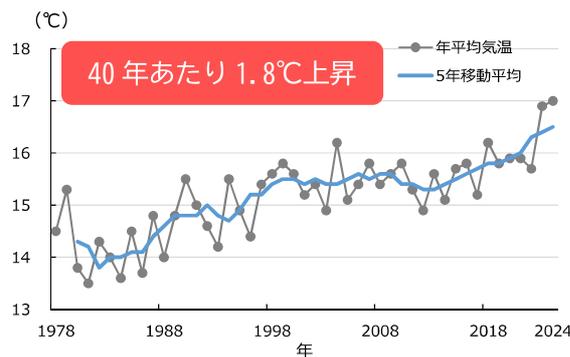
気象庁では、真夏日・猛暑日・熱帯夜について以下の通り定義しています。



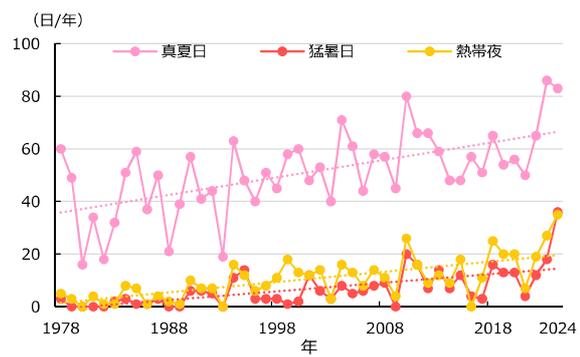
真夏日：最高気温が 30℃ 以上の日

猛暑日：最高気温が 35℃ 以上の日

熱帯夜：夕方から翌日の朝までの最低気温が 25℃ 以上になる夜



年平均気温の推移



真夏日・猛暑日・熱帯夜の推移

資料：「過去の気象データ」（府中気象観測所）（気象庁ホームページ）より作成

■ 21世紀末に向けて地球温暖化の影響はより深刻化

全国的な地球温暖化の影響として、工業化以前の時点の気候で100年に1回現れるような極端な高温は、発生する頻度が増えるとともに気温の底上げが生じ、20世紀末頃と比較して約1.1℃～5.9℃は高くなると予測されています。また、地域別の将来予測では、東京都において熱中症等のリスク増加、関東甲信地方では非常に激しい雨や無降水日の発生による土砂災害や渇水のリスク増加が予測されています。

地球温暖化の影響とは、気象に係るものをはじめとし、健康や産業など多岐な分野にわたって生じることが想定されており、本市としても今後より深刻化していく影響を適宜、把握・予測しながら対策を講じていく必要があります。

(2) 小金井市における気候変動の影響の予測

■ 将来気候の予測方法について

将来の気温や雨の降り方が将来どのように変化するかを予測するため、温室効果ガス排出量やどういった社会（化石燃料に依存する社会や持続可能な社会など）を目指すのかを踏まえた、いくつかの将来あり得るパターンを示した温室効果ガスの排出シナリオや社会経済シナリオが構築されています。

また、これらの組み合わせを基に、複数パターンの将来の気候を予測した「気候シナリオ」が構築されており、この気候シナリオと現在の気候とを比較することで、気温が何度上昇するのか、降水量はどうかといった予測が行われています。

気候モデルは、世界の様々な研究機関によって多数のモデルが開発されていますが、それらを取りまとめたものが IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の作成する評価報告書に採用される気候シナリオです。

IPCC の評価報告書では、第 5 次で RCP シナリオ、第 6 次で SSP シナリオが用いられました。

第 5 次評価報告書 RCP シナリオ（代表的濃度経路）

2100 年頃の温室効果ガスの大気中濃度のレベルとそこに至るまでの経路を仮定したシナリオ

第 6 次評価報告書 SSP シナリオ（共有社会経済経路）

将来の社会経済の発展の傾向を示すシナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオ

RCP シナリオの特徴

シナリオ	2100 年における温室効果ガス濃度 (CO ₂ 濃度に換算)	濃度の推移
RCP8.5	対策を実施せず温室効果ガスの排出が増加した場合 約 1,370ppm を超える	上昇が続く
RCP2.6	厳しい地球温暖化対策を実施した場合 2100 年以前に約 490ppm でピーク、その後減少	ピーク後減少

出典：IPCC report communicator ガイドブック～基礎知識編～（2015 年 3 月 11 日 確定版）

SSP シナリオと RCP シナリオの対応

シナリオ	シナリオの概要	近い RCP シナリオ
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で、気温上昇を 1.5℃以下に抑える場合 21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で、気温上昇を 2℃未満に抑える場合 21 世紀後半に CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入する場合 しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

参考：「IPCC 第 6 次評価報告書における SSP シナリオとは」（全国地球温暖化防止活動推進センター）

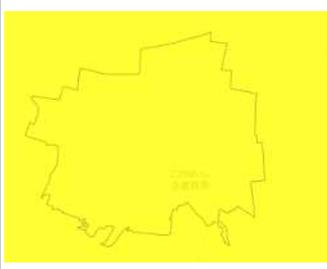
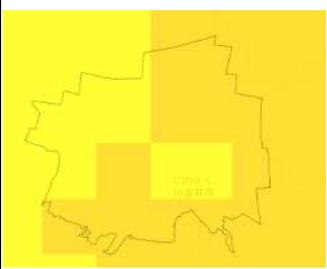
■ **小金井市における将来予測**

IPCC の評価報告書などに掲載される気候の将来予測は世界全体を対象としたものであり、国内の細かな地域ごとの変化を比較することはできないものとなっています。

そのため、世界の気候シナリオをベースとした日本版気候シナリオが構築されており、気候変動適応情報プラットフォームでは日本版気候シナリオに基づく気候変動の将来予測が提供されています。

本市においても、気候変動の影響は真夏日や降水量が多い日の日数などに現れてくると予測され、その影響を軽度なものとするには気温上昇を極力抑えていく必要があります。

① **真夏日日数:最高気温が 30℃以上となる日は SSP5-8.5 の場合で年間 24 日以上**

シナリオ	SSP1-1.9 気温上昇 1.5℃以下	SSP1-2.6 気温上昇 2℃未満	SSP5-8.5 地球温暖化対策を未実施
将来予測			
	14～16 日	14～16 日 16～18 日	24 日～
気候予測データ	・データセット：日本域 CMIP6 データ (NIES2020) ・気候モデル：MIROC6 ・期間：基準期間 1980～2000 年、対象期間 2090 (2080～2100 年)		

② **降水量 50mm 以上の日数:滝の様な降雨の日は SSP5-8.5 の場合で年間 20 日以上**

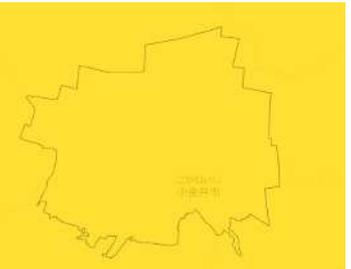
シナリオ	SSP1-1.9 気温上昇 1.5℃以下	SSP1-2.6 気温上昇 2℃未満	SSP5-8.5 地球温暖化対策を未実施
将来予測			
	4～6 日	20 日～	20 日～
気候予測データ	・データセット：日本域 CMIP6 データ (NIES2020) ・気候モデル：MIROC6 ・期間：基準期間 1980～2000 年、対象期間 2090 (2080～2100 年)		

③ 熱中症搬送者数:熱中症搬送者数は RCP8.5 の場合で現在の 4～6 倍程度

シナリオ	RCP2.6 気温上昇平均 1.0℃ (0.3～1.7℃)	RCP8.5 地球温暖化対策を未実施
将来予測		
	1.8～2.0 倍	4.0～6.0 倍
気候予測データ	・データセット：推進費 S-8 気候予測データ ・気候モデル：MIROC5 ・期間：基準期間 1981～2000 年、対象期間 21 世紀末 (2081～2100 年)	

※1986～2005 年平均からの気温上昇量を示す。

④ 熱ストレス超過死亡者数:気温が高くなった場合に増加する死亡者数は RCP8.5 の場合で現在の 6～8 倍程度

シナリオ	RCP2.6 気温上昇平均 1.0℃ (0.3～1.7℃)	RCP8.5 地球温暖化対策を未実施
将来予測		
	1.8～2.0 倍	4.0～6.0 倍
気候予測データ	・データセット：推進費 S-8 気候予測データ ・気候モデル：MIROC5 ・期間：基準期間 1981～2000 年、対象期間 21 世紀末 (2081～2100 年)	

資料：気候変動適応情報プラットフォーム（環境省）を加工して作成（2025（令和 7）年 8 月 4 日に利用）
<http://a-plat.nies.go.jp/webgis/tokyo/index.html>

2. 地球温暖化対策に関する動向

(1) 国際社会の動向

■ 国連サミットにおける「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択

2015（平成 27）年の国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。そこに記載された 2030（令和 12）年までの国際目標である SDGs には、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に関わる目標が多く含まれており、その他の目標と相互に関連しながら様々な課題の同時解決を目指すものです。

目標達成には、地方自治体による地域の実情に即した取組の実施が重要であり、本計画と特にかかわりが深い目標 13「気候変動に具体的な対策を」を中心としながら、その他の課題との同時解決を目指していくことが望まれます。



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

出典：国際連合広報センターホームページ

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

■ 気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」

1997（平成 9）年に合意された「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015（平成 27）年に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議*（FCCC-COP21）では令和 2（2020）年以降の新たな法的枠組みであるパリ協定*が採択され、以下の長期目標が掲げられました。

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする
- できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる

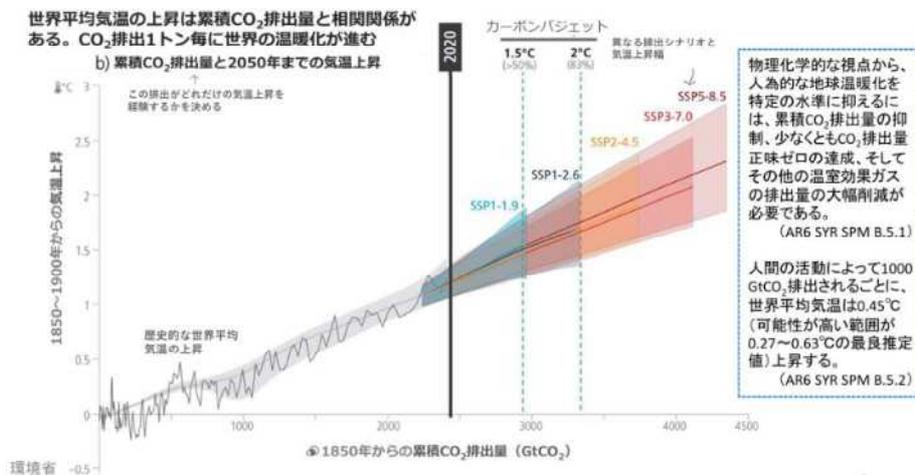
さらに、2021（令和 3）年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、IPCC による「1.5℃特別評価報告書」の公表により 1.5℃目標を目指すべきとする機運が高まったことを受けて、「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記されたグラスゴー気候合意が採択されました。1.5℃目標の実現には、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量のネット・ゼロを達成することが必要になります。

また、2024（令和 6）年に開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）では、2025（令和 7）年以降、途上国の気候変動対策にどれくらいの支援をしていくかの目標額を決めることに焦点が置かれ、気候資金に関する新規合同数値目標の合意やパリ協定第 6 条（炭素市場等）に関する詳細ルール決定など、パリ協定の実現に向けた素地を固めることが進められました。

■ IPCC 第 6 次評価報告書

2023（令和 5）年に公表された IPCC 第 6 次評価報告書 統合報告書（以下、「第 6 次統合報告書」）は、2021（令和 3）年～2022（令和 4）年にかけて公表された気候変動に関する最新の科学的知見を評価した報告書を取りまとめたものになります。

第 6 次統合報告書では「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」と明記しているほか、温暖化を抑制するには二酸化炭素排出量の正味ゼロが必要であると示しています。



累積二酸化炭素排出量と気温上昇の関係

出典：「IPCC 第 6 次評価報告書の概要-統合報告書-」（環境省ホームページ）
<https://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/index.html>

(2) 国内の動向

■ 温室効果ガス削減目標 2013年度比46%削減への見直し

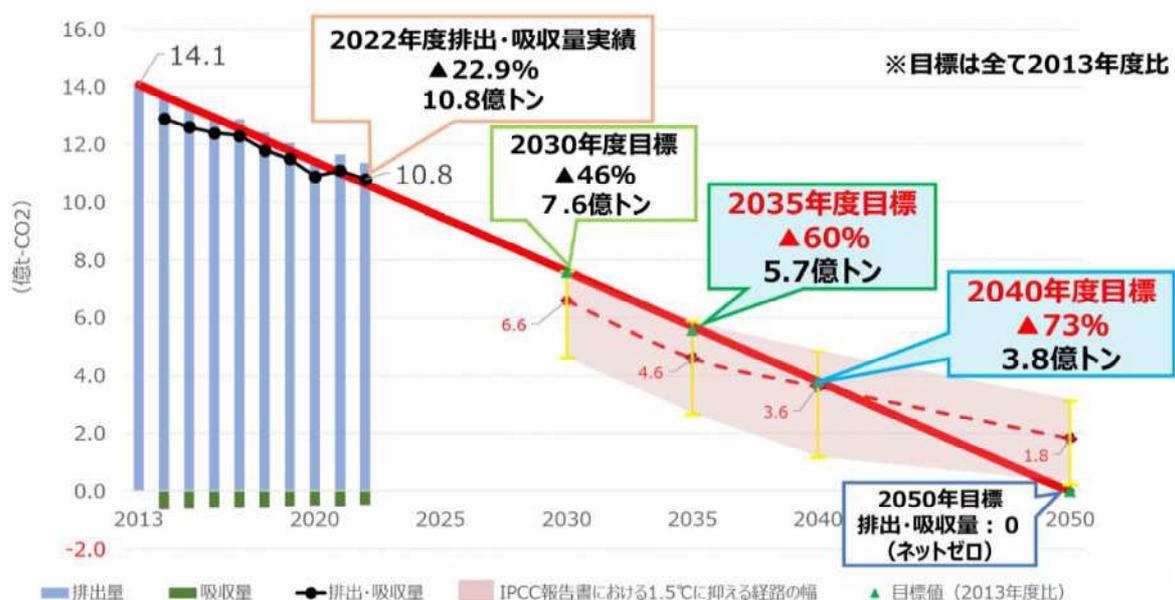
国ではパリ協定の採択を受け、温室効果ガスの削減目標を「2030年度に2013年度比26%削減」とする地球温暖化対策計画を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。

その後、1.5℃目標に向けた国際的な機運の高まりを受け、国でも以下に示す表明等を行ったほか、それらと整合するように地球温暖化対策計画の見直しを実施し、2021（令和3）年10月に、温室効果ガスの削減目標を「2030年度に2013年度比46%削減」とする地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

地球温暖化対策における目標に関する表明等

- 2020（令和2）年10月 菅元首相による所信表明演説
2050年までにカーボンニュートラルを目指す。
- 2021（令和3）年4月 地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミット
2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく。

また、国連気候変動枠組条約締約国会議では、各国が5年ごとに次の期の排出削減目標を立てることとなっており、国は国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）において2035（令和17）年目標の政府案を示しました。その政府案をもって、2025（令和7）年2月に新たな地球温暖化対策計画を閣議決定し、新たな目標としてはこれまでの2030（令和12）年及び2050（令和32）年目標から直線的なものとして、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において温室効果ガスを2013（平成25）年度比でそれぞれ60%、73%削減とする目標を示しました。



地球温暖化対策計画における削減目標

出典：「地球温暖化対策計画の概要」（環境省ホームページ）
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みである「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、地球温暖化対策に係る国内外の動向を踏まえて改正されてきました。

パリ協定以降の主だった法改正の内容

時期	主な内容
2021 年	<ul style="list-style-type: none"> ● パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設 ● 地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度（地域脱炭素化促進事業制度）の創設 ● 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等
2022 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定め、国が地方公共団体への財政上の措置に努める旨を規定
2024 年	<ul style="list-style-type: none"> ● JCM クレジットの発行、管理等に関する主務大臣の手續等を規定。主務大臣に代わり、これらの手續等を行うことができる指定法人制度を創設 ● 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等

参考：トピックス 地球温暖化対策推進法の概要と令和 6 年改正について（脱炭素ポータル）

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20250425-topic-71.html

最新の法改正は 2024（令和 6）年に行われたものであり、国の掲げる削減目標の確実な達成に向けて、国内外で地球温暖化対策を加速するための事項を定めました。その中でも、地域脱炭素化事業制度の拡充、国民へライフスタイル転換を促す規定の整備等は本市にもかかわりが深いものであり、市域における再生可能エネルギーの導入や市民における行動変容・ライフスタイルの転換を進めていくことが求められます。

■ 気候変動適応法の改正による熱中症対策の強化

近年、気候変動による自然災害の激甚化や健康被害などが各地で懸念されることを受け、そうした気候変動の影響に対する適応策を推進するため、法的枠組みとして「気候変動適応法」が 2018（平成 30）年に制定されました。

2024（令和 6）年 4 月には法改正が行われ、新たに熱中症対策の強化が盛り込まれました。

法改正の主な内容

【国に関する事項】

- 政府の熱中症に関する計画を「熱中症対策実行計画」として法定の閣議決定計画に格上げ
- 熱中症アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置付け
- 極端な高温時に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」を創設

【市町村に関する事項】

- 要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定可能
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を「熱中症対策普及団体」として指定可能

(3) 東京都の動向

■ 2050年ゼロエミッション東京の宣言

東京都は2019（令和元）年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットにおいて、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

また、その実現に向けて具体的取組とロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」等を策定しました。

■ 2030年カーボンハーフの表明

2050年ゼロエミッションの実現に向けては、2030（令和12）年までの行動が極めて重要です。

東京都は2021（令和3）年1月に開催されたダボスアジェンダ会議において、2030（令和12）年までに温室効果ガスを2000（平成12）年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことを表明しました。

目標の達成に向けて、都民・行政・企業等がともに行動を「チェンジ」していく「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼びかけていくとともに、各種計画の策定による取組の具体化を図っています。

■ 脱炭素化に向けた各種計画の策定等

2050年ゼロエミッション東京及び2030年カーボンハーフの実現に向けて、東京都では条例制度の強化・拡充、各種計画の策定に基づく取組の実施を進めています。

東京都が2025（令和7）年に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」は、2050年ゼロエミッションに向け、2030年カーボンハーフ、その先の2035（令和17）年を見据えた計画となっており、本市においても国とともに、これら計画の示す東京都の方針や目標を踏まえて取組を進める必要があります。



年間着工棟数の98%を占める中小規模建物を対象とした新制度を導入し、**家庭部門のエネルギー消費量の削減や「健康住宅」の標準化・普及を促進**

東京都における制度強化・拡充の方向性

出典：「【概要版】カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」（東京都ホームページ）
<https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/09/09/13.html>



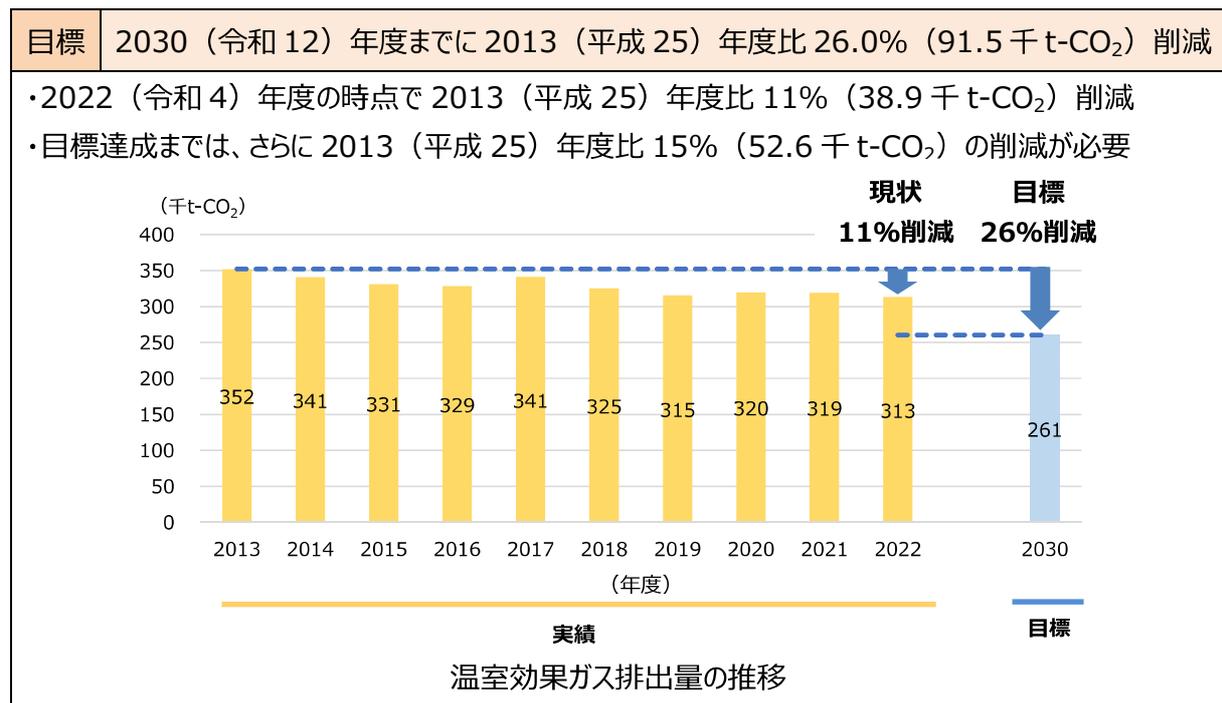
東京都における計画策定等の動向

(4) 小金井市の取組

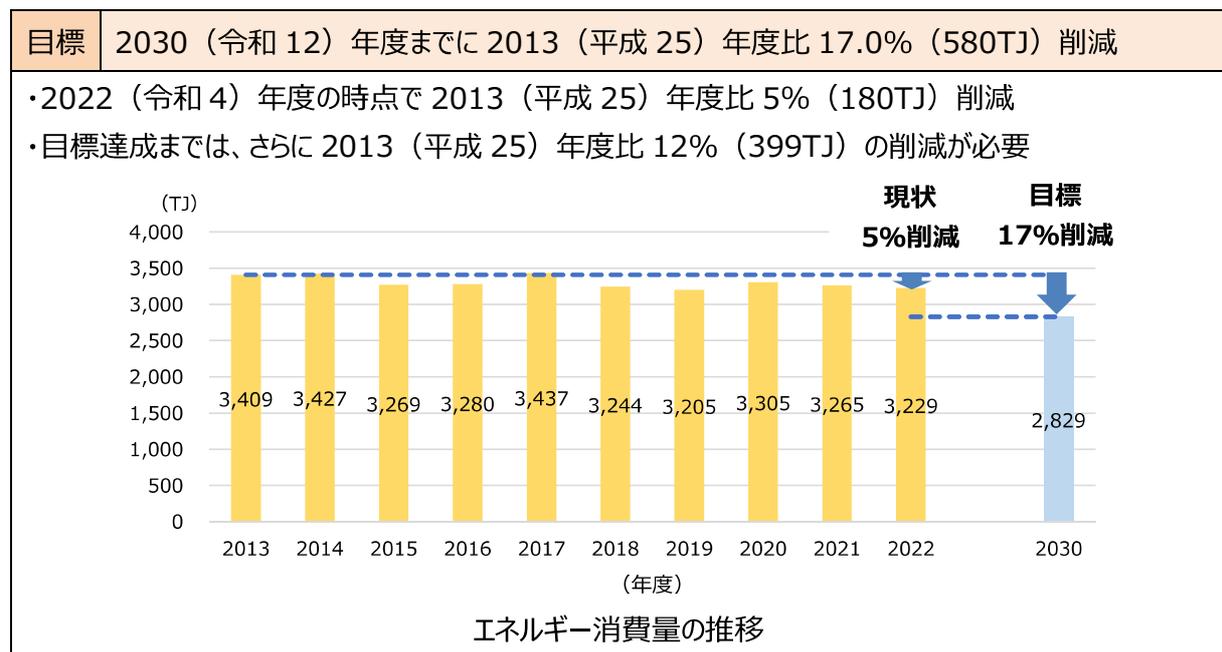
本市は国の地球温暖化対策計画（2016（平成28）年5月閣議決定）と整合する目標を掲げた「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を2021（令和3）3月に策定しました。また、「2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ」とするゼロカーボンシティの実現を目指し、2022（令和4）年1月に小金井市気候非常事態宣言を発出する等、目標実現へ向けた各種取組を総合的に進めてきました。

■ 削減目標の進捗状況

① 温室効果ガス排出量の削減状況



② エネルギー消費量の削減状況



■ 気候市民会議の開催

本市では 2050（令和 32）年までのゼロカーボンシティの実現に向け、市民が自分ごととして取り組むことができる地球温暖化対策に係る行動を検討し、実行するための行動計画等を提言としてとりまとめることなどを目的に、気候市民会議を実施しました。

① 実施体制

30 名（無作為抽出により選出された市民のうち、参加を希望された 10 代から 70 代までの方）

② 実施状況

会議は全 3 回にわたり、専門家から話を聞く「基調講演・講義」や、市から小金井市の現状や取組などに関する「情報提供」を実施するとともに、市民同士で議論する「グループワーク」を実施しました。

第 2 回までの結果をもとに、「提言書（案）たたき台」としてまとめたあと、会議参加者による確認と修正提案を反映させて、「提言書」を完成させました。

気候市民会議の実施状況

日程		内容
第 1 回	2025 年 7 月 6 日（日） 13：30～16：45	「気候変動について理解を深めよう」 ・基調講演 ・情報提供（小金井の現状、気候非常事態宣言など） ・グループワーク、統括など
第 2 回	2025 年 8 月 2 日（土） 13：30～16：45	「くらしの脱炭素について考えよう」 ・第 1 回目の振り返り ・講義（家庭部門の脱炭素について） ・グループワーク、統括など
第 3 回	2025 年 9 月 6 日（土） 13：30～16：40	「市への政策提言をとりまとめよう」 ・第 2 回目の振り返り ・提言とりまとめ、全体共有



開催当日の様子



市報こがねい令和 7 年 10 月 15 日号

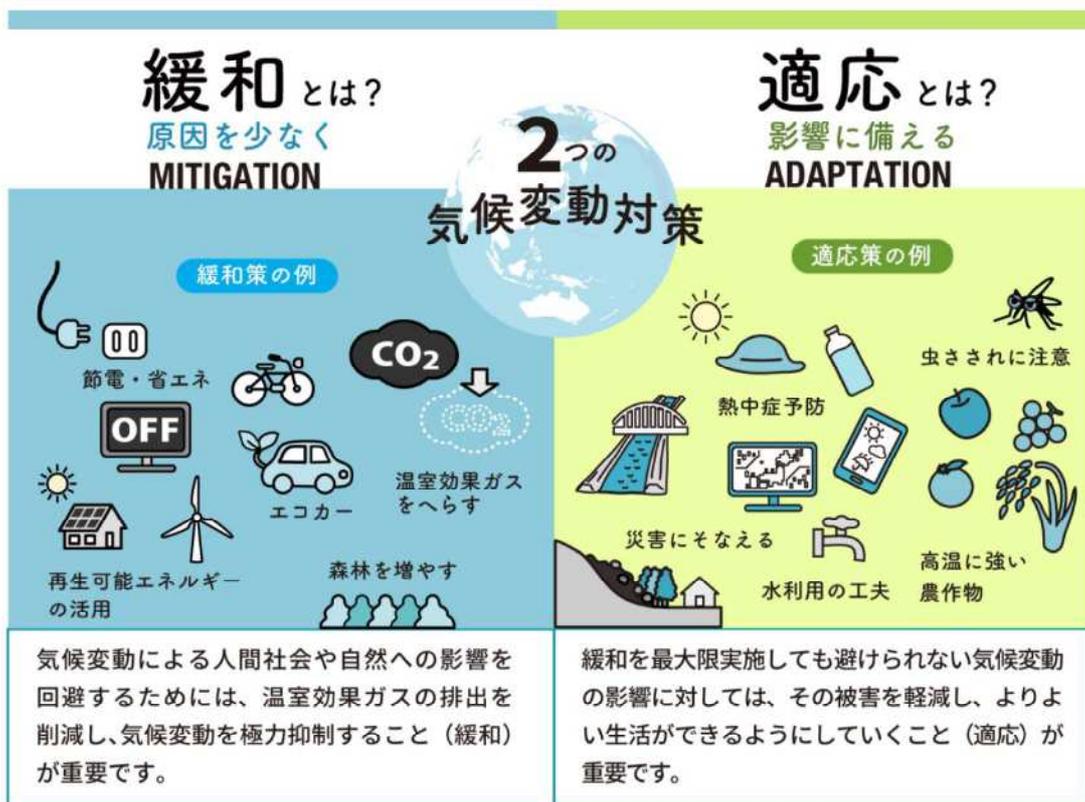
3. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

地球温暖化対策は、両輪の関係に位置付けられる「緩和策」と「適応策」の2つに大別されます。

「緩和策」とは、温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めるための対策です。もう一方の「適応策」とは、気候の変動に伴う影響に対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響の防止・軽減を図る対策です。

「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」（以下、「本計画」という）は、本市の現状や特性を踏まえつつ、地域をあげて地球温暖化対策に取り組むために市民、事業者、教育研究機関、市が一体となり、温室効果ガスの排出を抑制するための施策「緩和策」や、緩和を実施しても避けられない気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していくための施策「適応策」を総合的に推進していくことを目的とします。



緩和策と適応策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（環境省）

https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/index.html

(3) 対象とする地域、主体

本計画の対象地域は、市全域とします。

また、本計画が対象とする主体は、市民、事業者、教育研究機関、市とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の7物質とします。

温室効果ガス別の発生源

ガス種	発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気、都市ガス、重油、LPG、ガソリンなどの燃料消費、一般廃棄物
メタン（CH ₄ ）	排水処理、固定発生源（各種炉）の燃料の燃焼、自動車
一酸化二窒素（N ₂ O）	排水処理、自動車、一般廃棄物
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	主に家庭用エアコン、業務用冷凍空調機器、カーエアコンなどのエアコン機器、エアゾール
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造プロセス、溶剤
六ふつ化硫黄（SF ₆ ）	電気機器
三ふつ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造プロセス

(5) 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とします。

また、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、基準年度は2013（平成25）年度、目標年度は2030（令和12）年度とします。

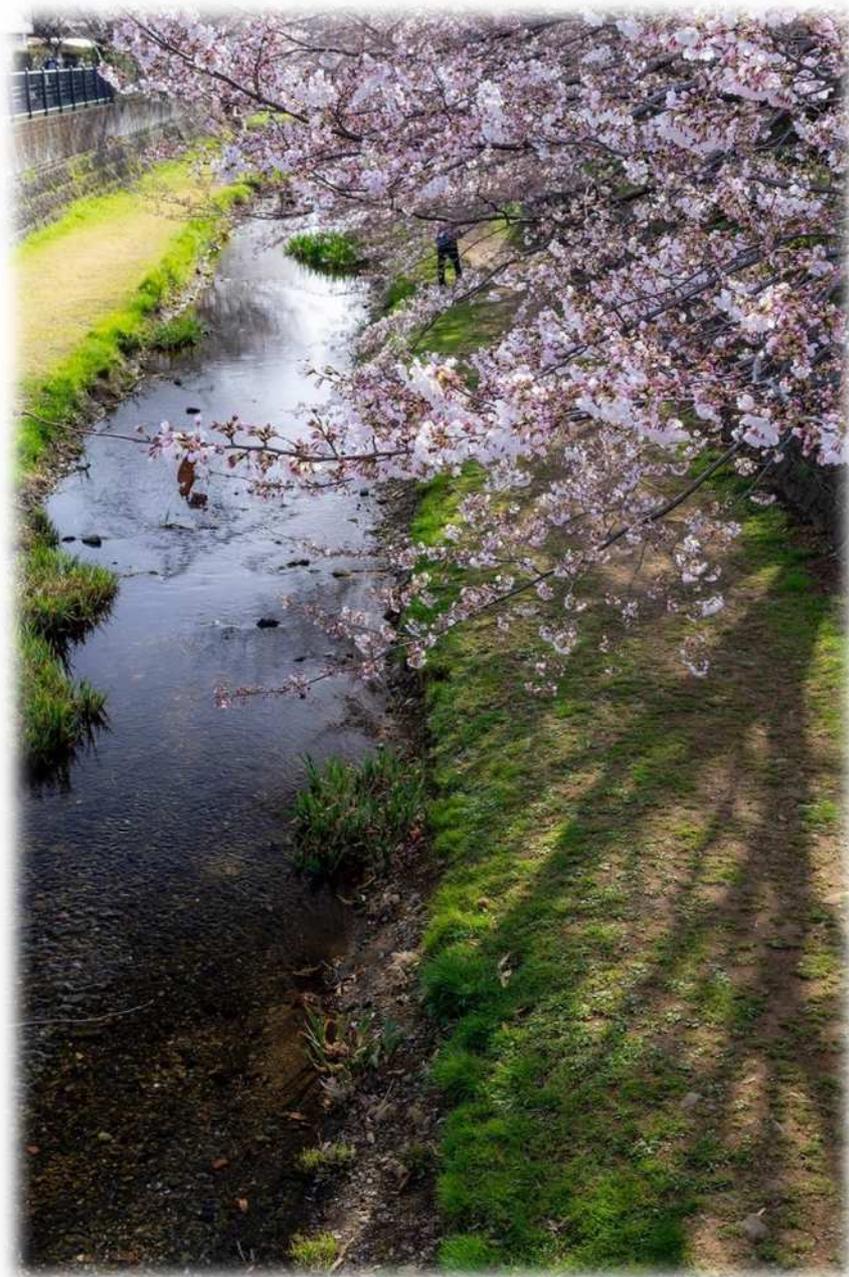
ただし、国内外の経済社会動向の著しい変化などが起きた場合は、計画の点検、見直しを随時検討することとします。

なお、温室効果ガス排出量の削減目標、施策などを再設定するため、2025（令和7）年度に中間見直しを行いました。

本計画の計画期間及び次期計画への見直し予定

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
		第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画								次期計画
				中間見直し実施				計画見直し予定		

ページ割調整
(コラムなどを追加予定)



野川を見下ろす桜（撮影場所：野川）

第2章

小金井市の地域特性及び 温室効果ガス排出量の現状



野川に訪れたカワセミ（撮影場所：野川）

1. 市の地域特性
2. 温室効果ガス排出量の現状

第2章 小金井市の地域特性及び温室効果ガス排出量の現状

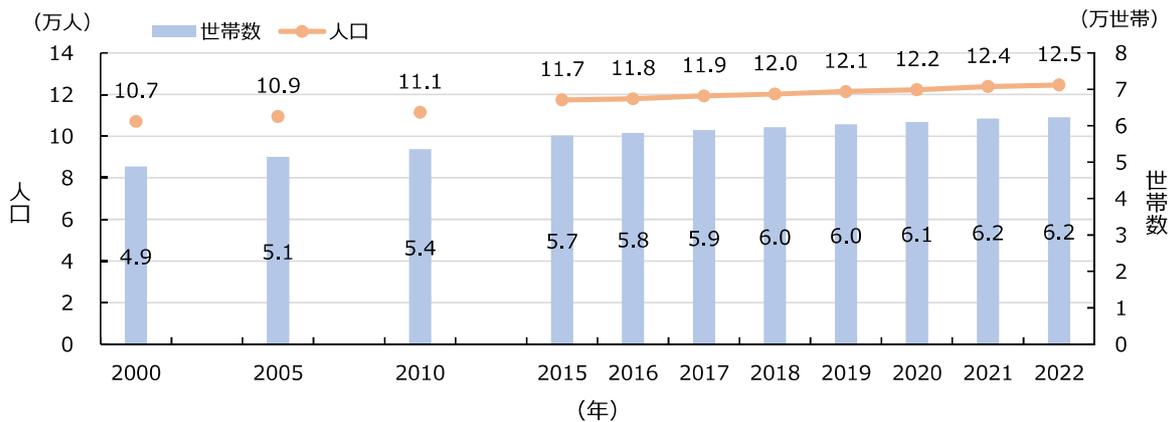
1. 市の地域特性

(1) 人口及び世帯数

2022（令和4）年において、本市の人口及び世帯数は124,617人、62,328世帯です。

2007（平成19）年から一貫して、本市の人口及び世帯数はともに増加し続けています。

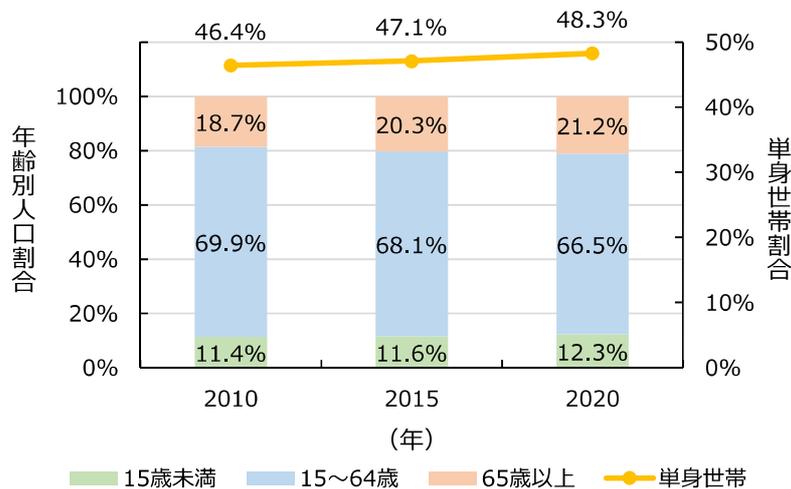
また、2010（平成22）年以降における年齢・世帯人員の傾向をみると、全国的な傾向と同様に、65歳以上の高齢者割合及び単身世帯の割合が上昇しています。



人口及び世帯数の推移

※各年1月1日現在

資料：「令和4年版こがねいのとうけい」より作成



年齢別人口及び単身世帯の割合の推移

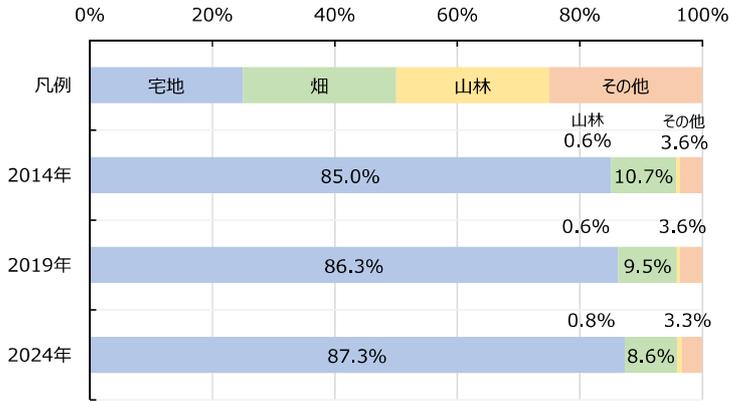
※各年10月1日現在

資料：「国勢調査」より作成

(2) 土地利用

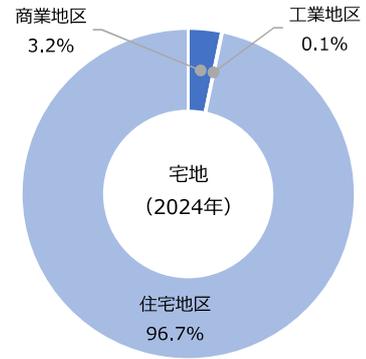
本市は東京都心部のベッドタウンであり、市域の9割弱が宅地、さらに宅地の9割強が住宅地区として利用されています。

また、宅地の割合が増加している一方で、畑の割合は減少が続いています。



地目別土地面積割合の推移

※各年1月1日現在
 ※「その他」には免税点未満も含む
 資料：「多磨・島しょ地域データブック」より作成



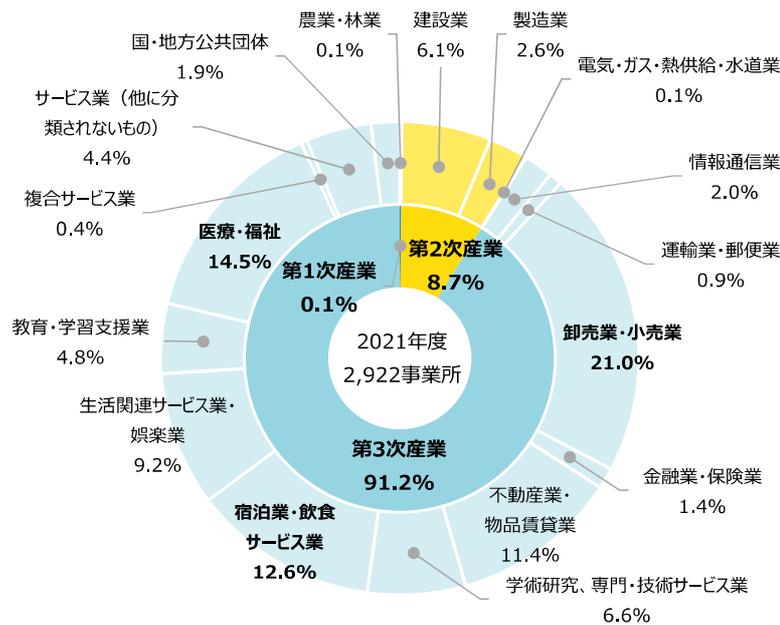
宅地の地区種別内訳

※1月1日現在
 資料：「多磨・島しょ地域データブック」より作成

(3) 産業構造

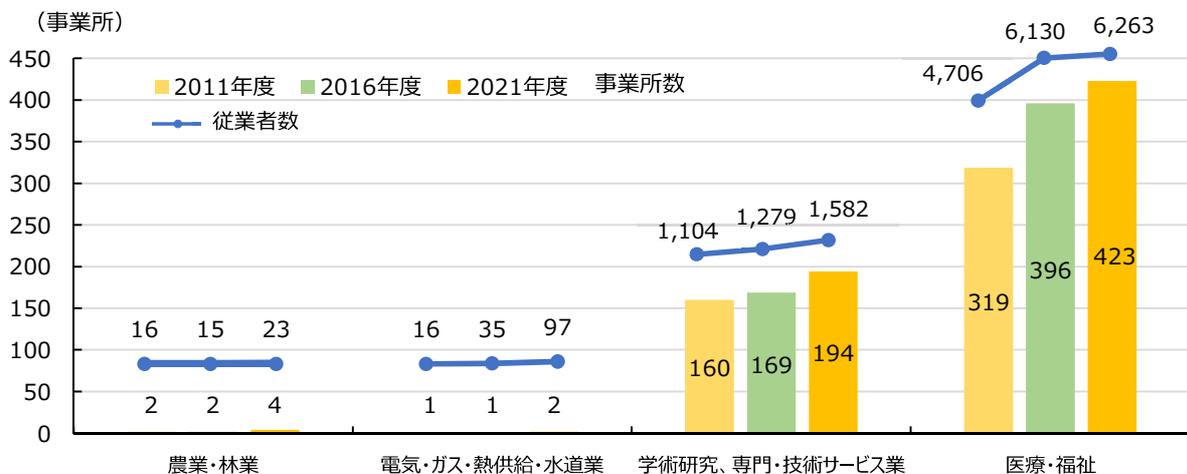
本市の産業構造における業種構成は、2011（平成 23）年度から 2021（令和 3）年度にかけて大きな変化は見られず、第3次産業が9割以上を占めています。2021（令和 3）年度における事業所数では、卸売業・小売業（21.0%）が最も多く、次いで医療・福祉（14.5%）、宿泊業・飲食サービス業（12.6%）となっています。

なお、事業所数・従業員数の総数は 2011（平成 23）年度から 2021（令和 3）年度にかけて増加しており、伸びについて業種別にみると、学術研究、専門・技術サービス業、医療・福祉などにおける変化が比較的大きなものとなっています。



事業所数の業種別内訳 (2021 年度)

資料：「東京都統計年鑑」より作成



事業所数・従業員数の推移

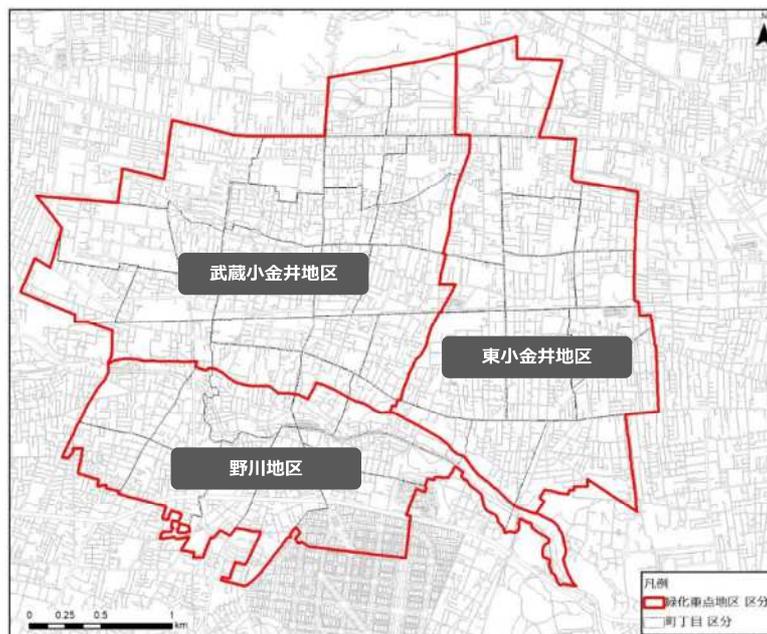
資料：「東京都統計年鑑」より作成

(4) 緑化・まちづくり

本市の緑化・まちづくりに関して、JR 中央線武蔵小金井駅、東小金井駅の駅勢圏（東西の区分）と国分寺崖線（はげ）により分けられる坂上・坂下の生活圏（南北の区分）により、本市を3地域に区分した場合の特徴を示します。

緑化・まちづくりの特徴

地域区分	特徴
武蔵小金井地域	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小金井駅を中心に市の北西部に位置する地域であり、地域内には玉川上水と仙川が通っています。 ・駅周辺にはマンションなどの都市型住宅が建設されており、駅の南側には、市役所本庁舎や第二庁舎、図書館本館、公民館本館が位置しています。 ・大規模公園である都立小金井公園が北部に位置しており、当地域のまとまったみどりとなっています。 ・東京学芸大学や中央大学附属中学校・高校などの学校教育施設や、新小金井街道には飲食店が多く立地しています。
東小金井地域	<ul style="list-style-type: none"> ・東小金井駅を中心に市の北東部に位置する地域であり、地域内には玉川上水、仙川、野川の3つの河川が通っています。 ・低層住宅が多く、特に地域南部では木造住宅密集地域となっています。 ・大規模公園である都立小金井公園が北部に位置しており、当地域のまとまったみどりとなっています。 ・東小金井駅付近には東京農工大学や法政大学などの学校教育施設が位置しています。
野川地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市の南側の国分寺崖線の南側全域に位置する地域であり、地域内には野川が通っています。 ・国分寺崖線を境に坂下となっている地域には低層住居を中心とした住宅地が広がっており、鉄道駅のない地域となっています。 ・南西部には都立武蔵野公園、都立野川公園が位置しており、市内でもまとまった樹木・樹林地を有しています。



地域区分

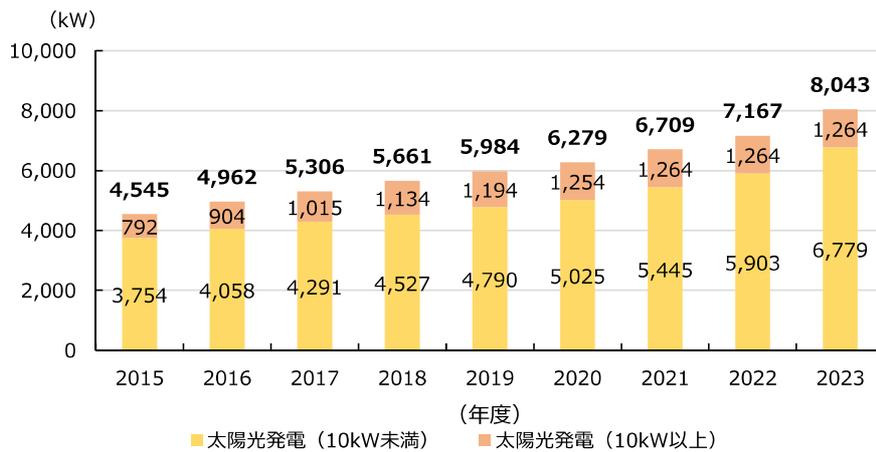
出典：小金井しみどりの基本計画

(5) 再生可能エネルギー

本市では太陽光発電設備の導入が進んでおり、設備容量としては 2023（令和 5）年度に 8,043kW 導入されています。

太陽光発電設備は、システム容量に応じて 10kW 未満は住宅用、10kW 以上は産業用となります。そのため、10kW 未満の太陽光発電設備を住宅に導入されているものと見なした場合、2023（令和 5）年度において本市では 2.7%程度の世帯で太陽光発電設備が導入済みと考えられます。

また、本市における再生可能エネルギーのポテンシャルと比較した場合、電力需要量はポテンシャルを上回っているほか、導入済の太陽光発電設備による発電量はポテンシャルの 3%程度に留まっています。

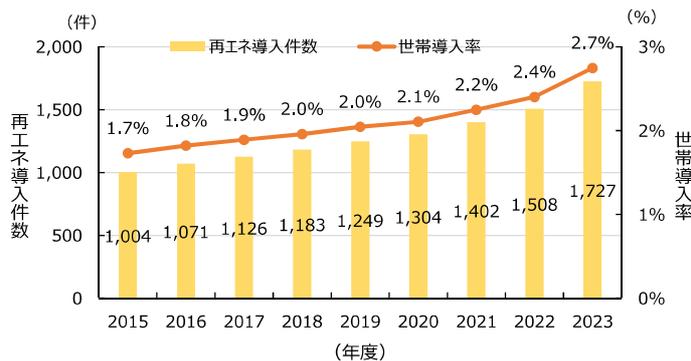


太陽光発電設備の導入容量

※「容量」とは再生可能エネルギー設備の発電能力を示す指標。

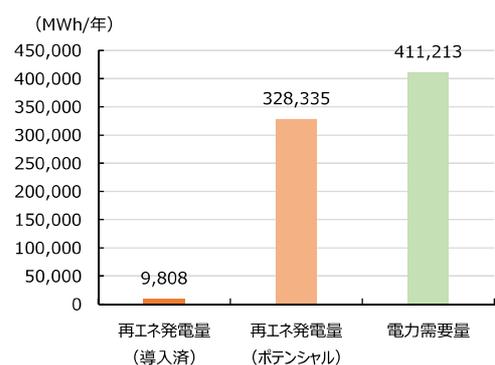
（例：容量 1kW の太陽光発電システム=1 時間に 1kWh の電力量をつくる能力を持つ）

資料：「自治体排出量カルテ」（環境省）より作成



太陽光発電（10kW 未満）導入件数及び世帯導入率

資料：「自治体排出量カルテ」（環境省）より作成



発電量・電力需要等の比較

資料：「自治体再エネ情報カルテ」（REPOS）、
「自治体排出量カルテ」（環境省）より作成

2. 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定手法の標準化 62 市区町村共通版」*による推計結果を用いています。

(1) 温室効果ガス排出量のガス種別内訳

2022（令和4）年度における本市の温室効果ガス排出量は313.2千t-CO₂であり、ガス種別にみるとCO₂排出量が最も多く、全体の9割程度を占めています。

したがって、本市においてはCO₂排出量の削減に焦点を当てた地球温暖化対策を進めていくことが最も効果的であると考えられます。

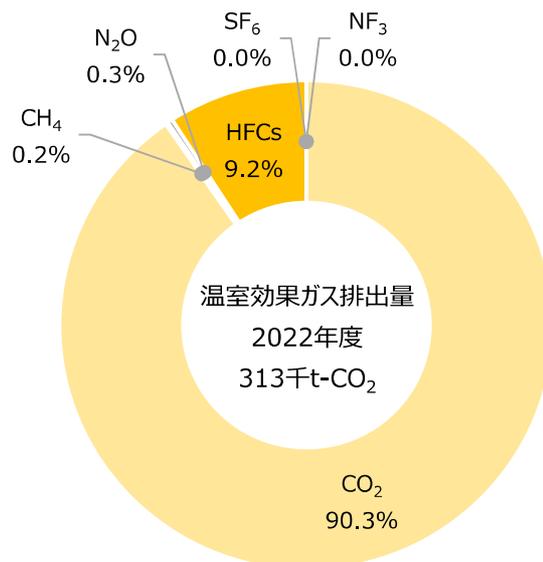
温室効果ガス排出量のガス種別内訳

ガス種 ^{※1}	2013年度 (基準年度)	2022年度		
	排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	増減率 ^{※2} (%)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	332.6	282.9	-14.9	90.3
メタン (CH ₄)	0.5	0.6	10.1	0.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.2	1.0	-17.9	0.3
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	17.5	28.7	63.3	9.2
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.1	0.0	-78.3	0.0
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.0	0.0	-98.2	0.0
合計	352.1	313.2	-11.0	100.0

※1 本市ではパーフルオロカーボン類 (PFCs) の排出が確認されないため、未掲載とします。

※2 2013（平成25）年度比による増減率を示します。

※3 四捨五入により、項目別数値の積み上げと合計は必ずしも一致しません。



温室効果ガス排出量のガス種別構成比（2022年度）

(2) 温室効果ガス排出量の経年変化

本市の温室効果ガス排出量は、2022（令和4）年度において2013（平成25）年度比11.0%（38.9千t-CO₂）減少となっており、2021（令和3）年度に引き続き減少しました。

2013（平成25）年度以降、各年度の温室効果ガス排出量は経年的に2013（平成25）年度水準を下回っていますが、概ね減少が続く国の温室効果ガス排出量に対し、本市では増減を繰り返しています。

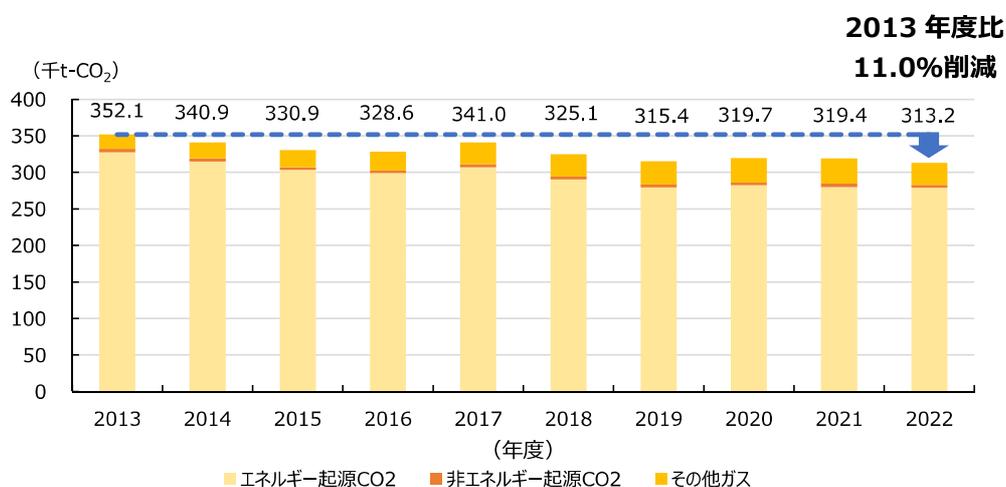
温室効果ガス排出量の変動につながる要因として、全国的にはコロナ禍による活動量の低下などが生じたほか、人口減少が続いているのに対し、本市では住宅都市であることから活動量の低下が比較的小さく、依然として人口増加が続いているためと考えられます。

部門別温室効果ガス排出量（詳細）の推移

（千t-CO₂）

ガス・部門		2013年度 (基準年度)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	14.0	10.4	7.1	8.2	8.9	8.8
	家庭部門	175.7	154.0	150.3	157.9	162.2	156.3
	業務その他部門	95.9	91.9	87.8	83.1	76.0	81.8
	運輸部門	42.2	34.4	34.4	33.5	33.2	32.4
小計		327.8	290.7	279.6	282.7	280.4	279.2
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物部門	4.8	3.8	3.6	3.6	4.5	3.7
その他ガス	CH ₄	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
	N ₂ O	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.0
	HFCs	17.5	28.9	30.4	31.6	32.7	28.7
	SF ₆	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	NF ₃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計		19.5	30.7	32.1	33.5	34.5	30.3
合計		352.1	325.1	315.4	319.7	319.4	313.2

※四捨五入により、項目別数値の積み上げと合計は必ずしも一致しません。

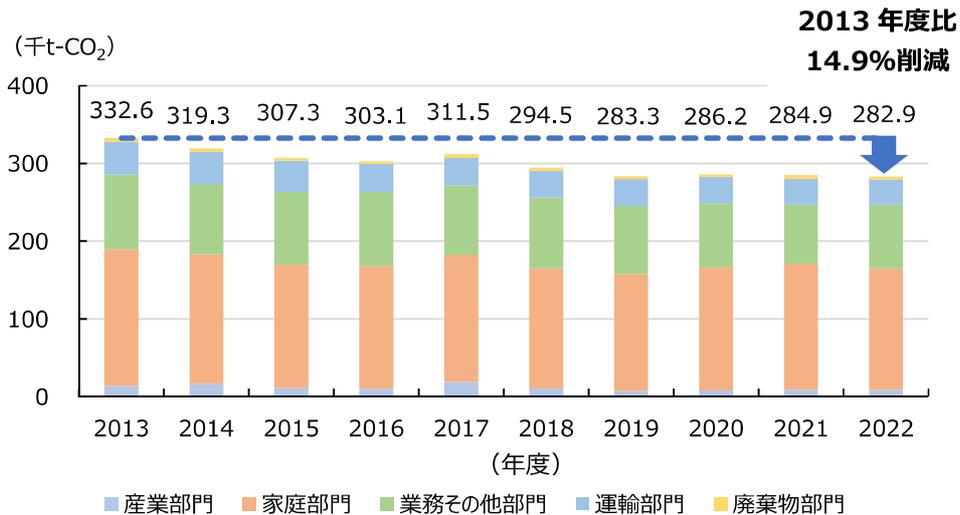


温室効果ガス排出量の推移

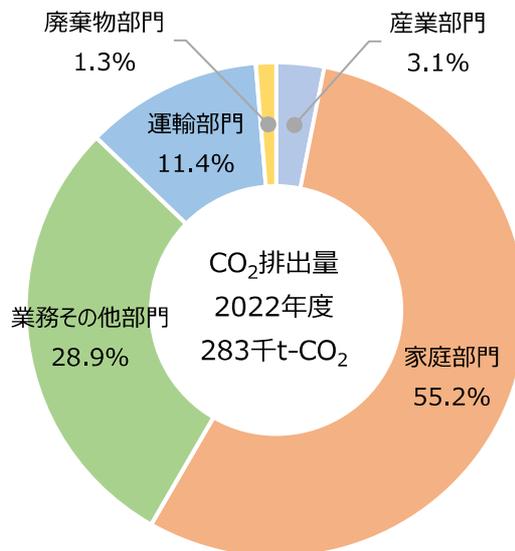
(3) 二酸化炭素排出量

2022（令和4）年度のCO₂排出量は282.9千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比14.9%（49.7千t-CO₂）減少となりました。2013（平成25）年度からの削減量を部門別にみると、2022（令和4）年度は家庭部門（19.4千t-CO₂）が最も大きく、次いで業務その他部門（14.1千t-CO₂）、運輸部門（9.8千t-CO₂）となっています。

また、2022（令和4）年度の部門別内訳では家庭部門（55.2%）の割合が最も大きく、次いで業務その他部門（28.9%）、運輸部門（11.4%）となっています。



CO₂排出量の推移



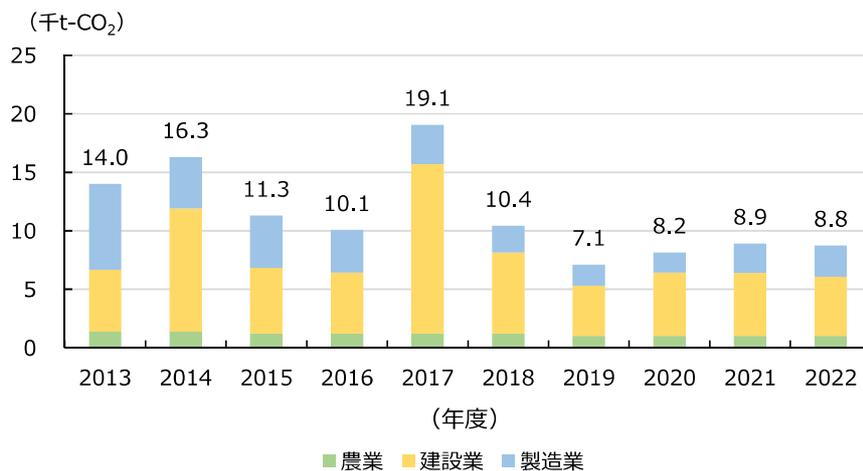
CO₂排出量の部門別内訳（2022年度）

① 産業部門(エネルギー起源 CO₂)

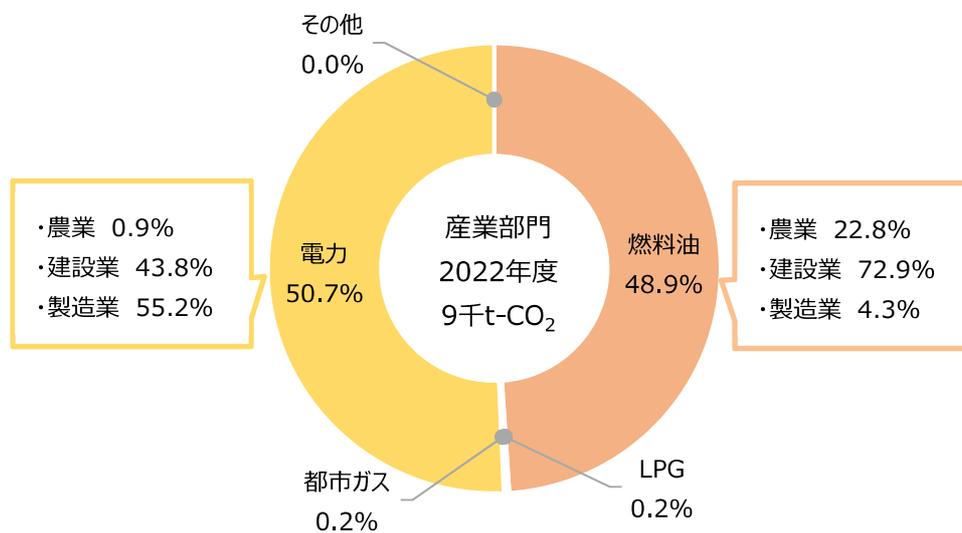
2022（令和4）年度の産業部門におけるCO₂排出量は8.8千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比37.5%（5.3千t-CO₂）減少となりましたが、経年的には増減を繰り返しています。

本市の産業部門は東京都全域と比較して建設業の割合が大きいことが特徴です。

また、エネルギー種別にみると、2022（令和4）年度は電力及び燃料油からのCO₂排出量が同程度となっており、燃料油のおよそ7割は建設業、2割が農業、電力の4割は建設業、6割が製造業に由来するものとなっています。



産業部門におけるCO₂排出量の推移



産業部門におけるCO₂排出量のエネルギー種別内訳（2022年度）

※燃料油：軽油、灯油、重油（A重油、B重油、C重油）、ガソリンを含みます。

※その他：石油コークス、石炭、石炭コークスLNGを含みます。

② 家庭部門(エネルギー起源 CO₂)

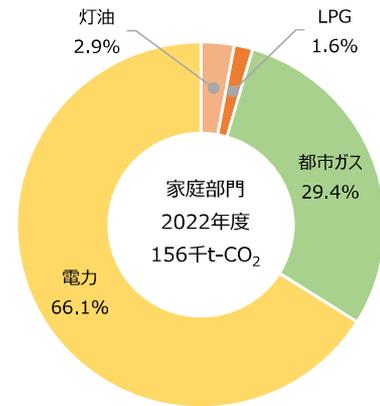
2022(令和4)年度の家庭部門におけるCO₂排出量は156.3千t-CO₂であり、2013(平成25)年度比11.1%(19.4千t-CO₂)減少となりましたが、経年的には増減を繰り返しています。

住宅都市であることを反映し、本市では家庭部門におけるCO₂排出量が最も大きなものとなります。2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度は続けてCO₂排出量が増加しており、コロナ禍により在宅時間が増えたことが要因と考えられます。

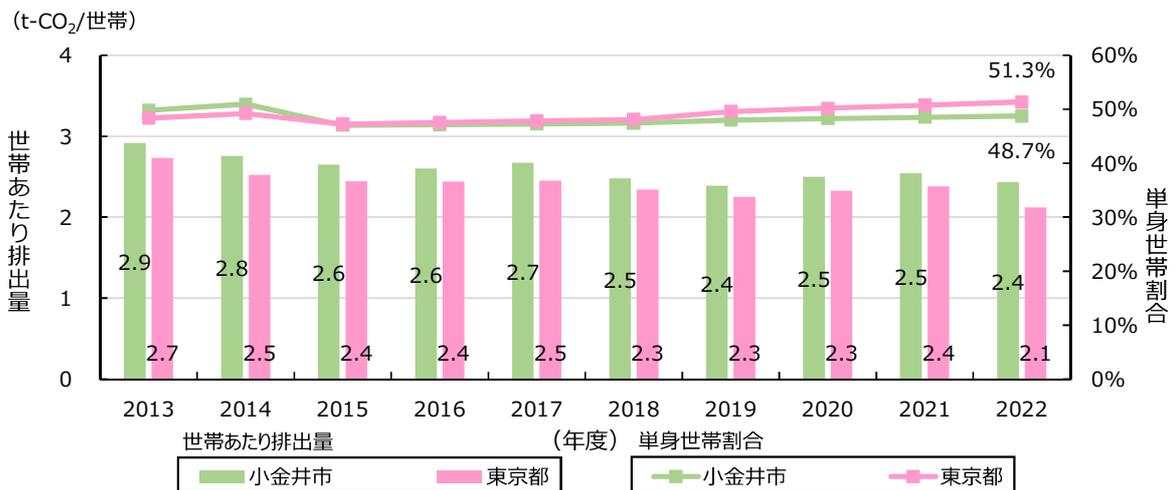
また、世帯あたりの排出量について、本市は経年的に東京都平均を上回っています。一般的にエネルギー効率は複数世帯より単身世帯の方が低く、単身世帯の増加はCO₂排出量の増加につながりますが、世帯全体に対する単身世帯の割合をみると、本市は東京都平均より低い状況にあります。



家庭部門におけるCO₂排出量の推移



家庭部門におけるCO₂排出量のエネルギー種別内訳(2022年度)



世帯あたり排出量・単身世帯割合の推移

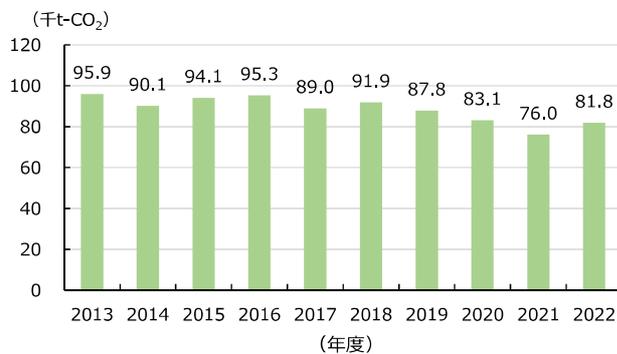
③ 業務その他部門(エネルギー起源 CO₂)

2022（令和4）年度の業務その他部門におけるCO₂排出量は81.8千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比14.7%（14.1千t-CO₂）減少となりました。

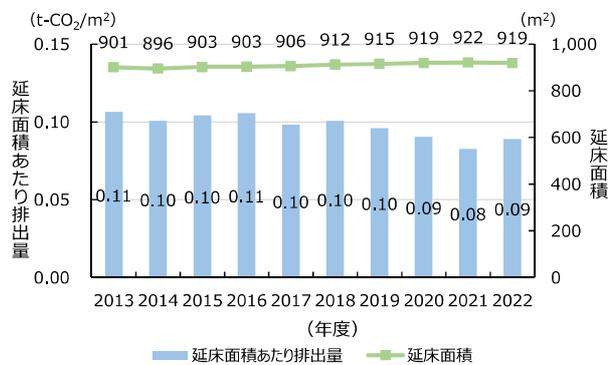
2018（平成30）年度から2021（令和3）年度にかけてCO₂排出量は減少で推移し、2021（令和3）年度の減少は特にコロナ禍による影響によるものと考えられます。一方で、2022（令和4）年度はCO₂排出量が増加しており、コロナ禍に生じた施設・事業所等の活動低下に回復が見られたためと考えられます。

業務面積あたり排出量は、コロナ禍による影響が大きいと考えられる2021（令和3）年度を除くと概ね減少傾向にあります。

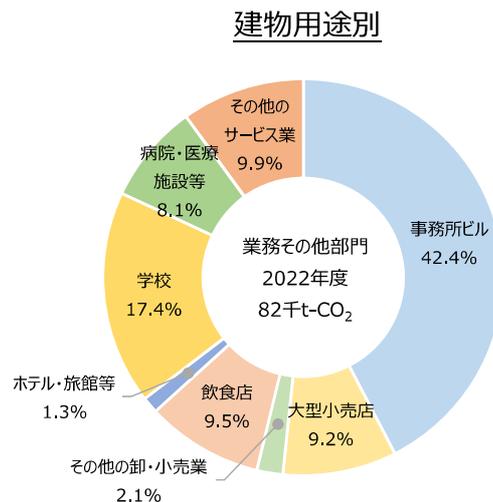
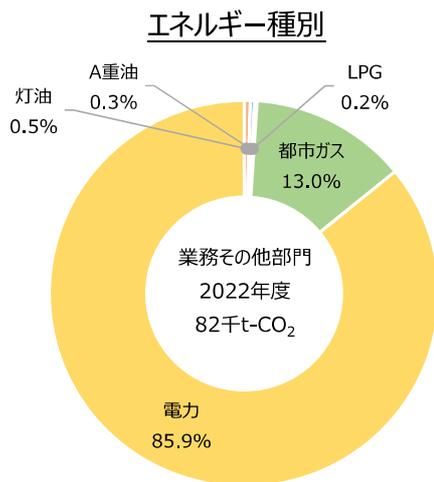
また、建物用途別にみると、2022（令和4）年度は事業所ビル（42.4%）からのCO₂排出量が最も多く、次いで学校（17.4%）、その他のサービス業（9.9%）となっています。



業務その他部門におけるCO₂排出量の推移



業務面積あたり排出量・延床面積の推移



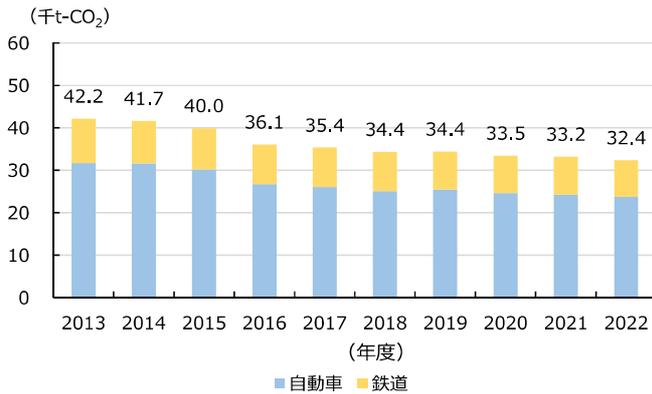
業務その他部門におけるCO₂排出量の内訳（2022年度）

④ 運輸部門(エネルギー起源 CO₂)

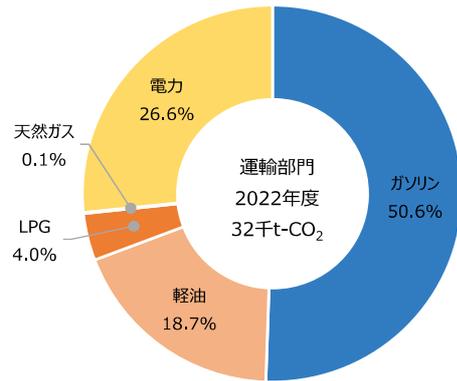
2022(令和4)年度の運輸部門におけるCO₂排出量は32.4千t-CO₂であり、2013(平成25)年度比23.3%(9.8千t-CO₂)減少となりました。

2013(平成25)年度以降、CO₂排出量は経年的に減少で推移しており、特に自動車のガソリン由来が減少しています。CO₂排出量の減少要因としては、低燃費な自動車への更新や自動車の燃費向上により、ガソリン・軽油等の消費量の減少が進んでいるためと考えられます。

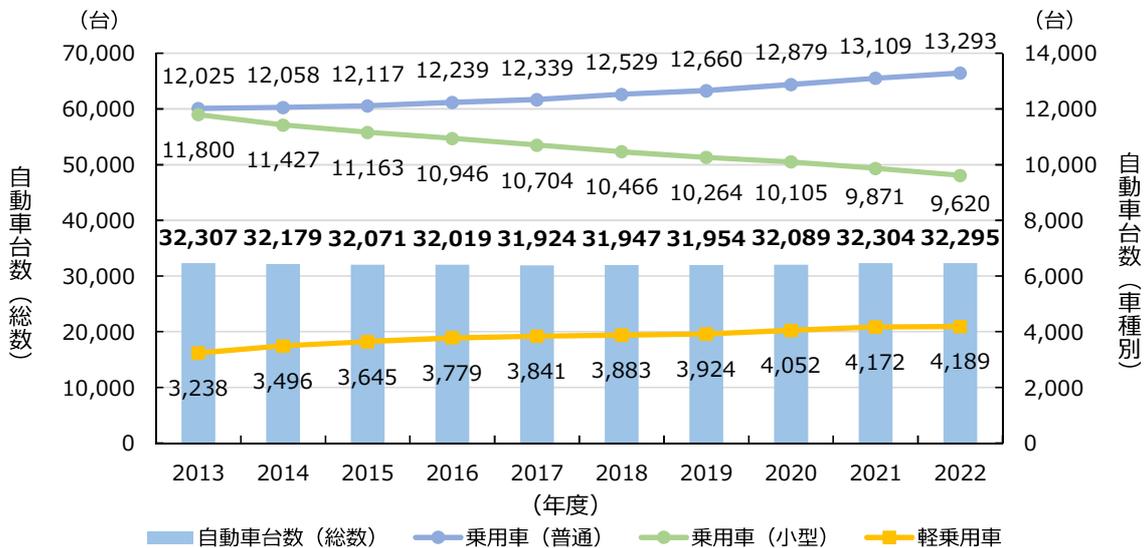
本市の自動車台数は横ばいで推移していますが、車種別にみると、小型乗用車が減少、普通乗用車及び軽乗用車が増加で推移しており、利用される車種構成には変化が生じています。



運輸部門におけるCO₂排出量の推移



運輸部門におけるCO₂排出量のエネルギー種別内訳 (2022年度)



自動車台数(総数・車種別)の推移

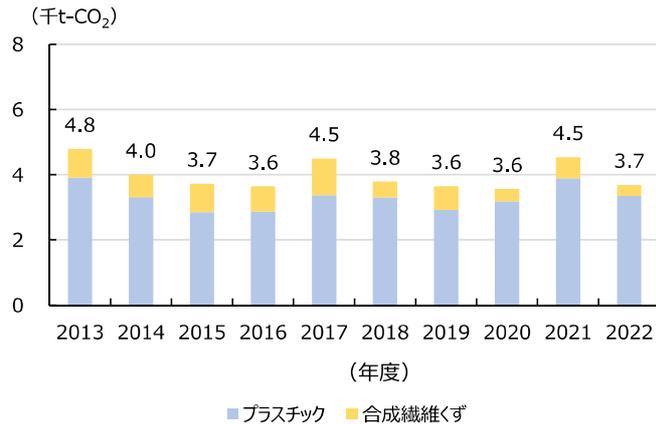
資料:「市区町村別軽自動車車両数」、「市区町村別自動車保有車両数」より作成

⑤ 廃棄物部門(非エネルギー起源 CO₂)

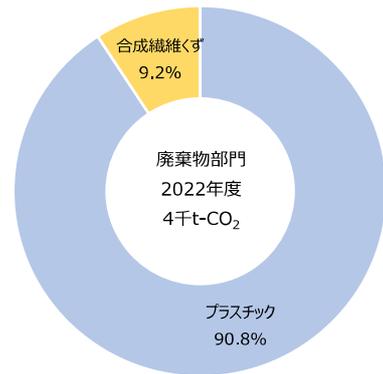
2022(令和4)年度の廃棄物部門におけるCO₂排出量は3.7千t-CO₂であり、2013(平成25)年度比23.0%(1.1千t-CO₂)減少となりました。

2018(平成30)年度から2020(令和2)年度にかけてCO₂排出量は減少で推移しましたが、2021(令和3)年度は増加しており、コロナ禍により在宅時間が増えたことが要因と考えられます。

また、CO₂排出量をごみ組成別にみると、主にプラスチック由来であり、残りが合成繊維くず由来となっています。



廃棄物部門におけるCO₂排出量の推移



廃棄物部門におけるCO₂排出量のごみ組成別内訳 (2022年度)



可燃ごみ焼却処理量・ごみ組成率の推移

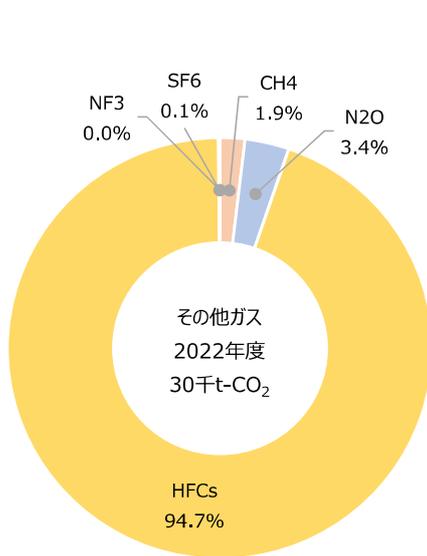
(4) その他ガス排出量

2022（令和4）年度のその他ガス排出量は30.3千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比55.5%（10.8千t-CO₂）増加となりました。2013（平成25）年度から経年的に増加したのはHFCsであり、2022（令和4）年度のガス種別内訳ではHFCs（94.7%）の割合が最も大きく、次いでN₂O（3.4%）、CH₄（1.9%）となっています。

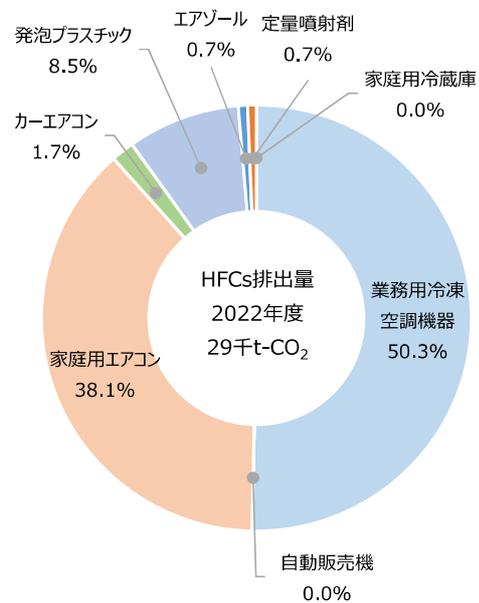
HFCsは業務用冷凍空調機器や家庭用エアコンにおける冷媒、発泡プラスチックの製造過程における発泡剤等に利用されており、本市でもそれら3つの排出源からのHFCs排出量が大きな割合を占めています。



その他ガス排出量の推移



その他ガス排出量のガス種別内訳
(2022年度)

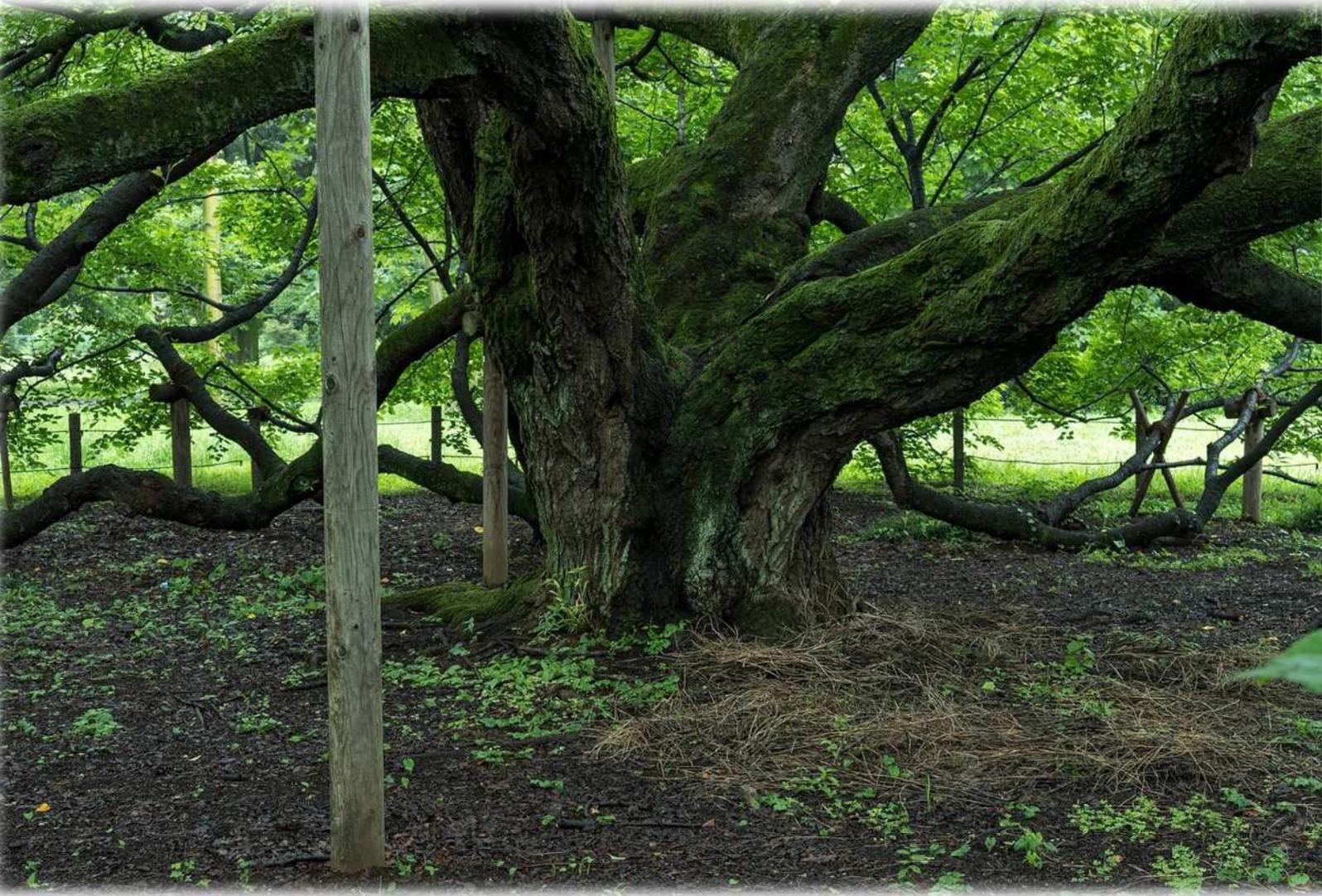


HFCs 排出量の排出源別内訳
(2022年度)

ページ割調整
(コラムなどを追加予定)

第3章

温室効果ガス排出量の将来推計及び 削減目標



うねる枝を広げる大木（撮影場所：小金井公園）

1. 温室効果ガス排出量の将来推計
2. 削減目標

第3章 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 対策を実施しない場合の将来推計

① 推計手法

本市の将来的な温室効果ガス排出量について、温室効果ガス排出量の増減と関連する活動量（製造品出荷額、人口など）の傾向及び2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量実績を基に、将来推計を実施しました。

本市で特段の温暖化対策を実施しない場合として、過去の実績値より今後の活動量の推移を予測し、直近年度である2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで推計を行いました。

$$\text{現状維持ケース排出量} = \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \frac{\text{活動量の変化率}}{\text{直近年度における活動量}}$$

↑
対象年度における活動量の推計値

部門別・ガス別の活動量の推移

部門など		活動量	活動量の推移
産業部門	農業	農家戸数	統計の更新が5年おきであるため、直近年度における値で推移とした
	建設業	新築着工床面積	過去の実績値が不連続に変化しているため、直近年度における値で推移とした
	製造業	製造品出荷額	直近2年間の増加幅が大きいため、直近年度における値で推移とした
家庭部門		人口	小金井市人口ビジョンにおける推計値を用いた
業務その他部門		業務用床面積	過去の実績値を踏まえ、増加傾向で推移とした
運輸部門	自動車	走行量	過去の実績値を踏まえ、減少傾向で推移とした
	鉄道	乗降者人員	小金井市人口ビジョンにおける人口の変動率と等しいとした
廃棄物部門		焼却ごみ量	小金井市人口ビジョンにおける人口の変動率と等しいとした
HFCs		世帯数、業務部門床面積、走行量、事務所数、病院数	活動量別に過去の実績値を踏まえ、回帰分析結果に基づく推移とした
HFCs 以外の その他ガス		—	直近年度における値で推移とした

② 将来推計結果

本市の人口は2030（令和12）年頃まで増加が見込まれていることなどを背景に、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量は314.4千t-CO₂と推計されます。

この温室効果ガス排出量は、現状の直近年度である2022（令和4）年度とほぼ同水準であり、2013（平成25）年度比では37.9千t-CO₂（10.8%）の削減見込となります。2013（平成25）年度に対する2030（令和12）年度の増減をガス別にみると、CO₂はすべての部門において減少となりますが、その他ガスでは現状で増加が続いているHFCsの排出量が大きく増加となります。

将来の温室効果ガス排出量（対策を実施しない場合）（千t-CO₂）

ガス	部門	実績値		推計値			
		2013 (基準)	2022	2030	2035	2040	2050
CO ₂	農業	1.4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	建設業	5.3	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
	製造業	7.4	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	産業部門計	14.0	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8
	家庭部門	175.7	156.3	156.7	156.5	155.4	151.1
	業務その他	95.9	81.8	82.3	82.5	82.7	83.0
	自動車	31.7	23.8	23.7	23.6	23.4	23.3
	鉄道	10.5	8.6	8.6	8.6	8.6	8.3
	運輸部門計	42.2	32.4	32.4	32.2	32.0	31.6
	廃棄物部門	4.8	3.7	3.7	3.7	3.7	3.6
	小計	332.6	282.9	283.8	283.6	282.6	278.1
その他 ガス	CH ₄	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	N ₂ O	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	HFCs	17.5	28.7	28.8	28.8	28.7	28.4
	SF ₆	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	NF ₃	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	19.5	30.3	30.4	30.4	30.4	30.0
合計	352.1	313.2	314.1	314.1	312.9	308.1	
増減量（千t-CO ₂ ）	—	38.9	-37.9	-38.0	39.1	-44.0	
増減率（%）	—	-11.0	-10.8	-10.8	11.1	-12.5	

※各年度における結果を示すものとします。

※四捨五入のために計が合わない箇所があります。

※増減量及び増減率は2013（平成25）年度比で示します。

(2) 対策を実施した場合の将来推計

① 基本的対策を実施した場合

国では地球温暖化対策計画における削減目標とともに、削減目標に関する対策を示しています。また、国の削減目標達成に係る条件として、電気のCO₂排出係数の低減が見込まれていることから、本計画ではこれらを国全体とともに進める基本的対策として整理します。

本市の温室効果ガス排出量について、基本的対策を実施した場合として将来推計を実施しました。

本市で2030（令和12）年頃まで想定される人口増加等を加味した場合、基本的対策による2030（令和12）年度の削減見込量は96.8千t-CO₂となり、2013（平成25）年度比で27.5%の削減見込となります。

温室効果ガス排出量の削減に係る基本的対策

- 電気のCO₂排出係数の低減
電気事業者が電力を作り出す際に、どれだけ二酸化炭素を排出したかを指し示す「CO₂排出係数」が0.00025t-CO₂/kWh（国の地球温暖化対策計画が示す2030（令和12）年度における電気のCO₂排出係数の目標値）に低減した場合の削減
- 国等との連携による削減対策
国が地球温暖化対策計画に示す目標達成に向けて実施する対策による削減
- 2050年脱炭素社会実現に向けた対策
2050年までの技術及び社会変容による削減見込量

基本的対策による削減見込量

	2030年度		2050年	
	削減量 (千t-CO ₂)	削減率 (%)	削減量 (千t-CO ₂)	削減率 (%)
電気のCO ₂ 排出係数の低減	-79.9	-22.7	-	-
国等との連携による削減対策	-16.9	-4.8	-	-
2050年脱炭素社会実現に向けた対策	-	-	-182.2	51.8
合計	-96.8	-27.5	-182.2	51.8

※削減量及び削減率は2013（平成25）年度比で示します。

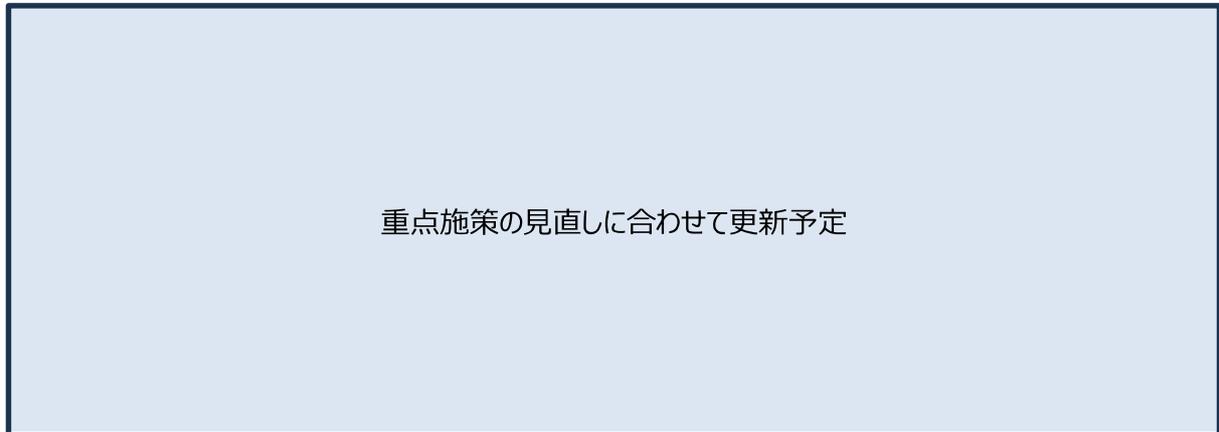
② 本市の独自対策を実施した場合

温室効果ガス排出量の削減目標について、国の地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月閣議決定）では「2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指す」としています。

しかし、独自対策を実施しない場合、本市では国と整合した目標値の達成は厳しい状況にあるため、市民、事業者と協働した省エネやより挑戦的な再生可能エネルギーの導入を本市の独自対策として進めていく必要があります。

その中では、独自に国より高い削減目標を掲げる東京都と取組の方向性を揃えることで、2030（令和12）年度は2013（平成25）年度比で27.2千t-CO₂（7.7%）の削減を目指すものとします。また、2050（令和32）年度については現状で本市に見込まれる再生可能エネルギーの導入ポテンシャル最大限での導入を目指しつつ、技術革新や今後検討する新たな取組により実質排出量ゼロまでの削減を目指すものとします。

◆ 温室効果ガス排出量の削減に係る独自対策



将来の温室効果ガス排出量（対策を実施した場合）

		温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	
		2030	2050
対策を実施しない場合		314.1	308.1
削減 項目	基本的対策	-96.8	-182.2
	電気のCO ₂ 排出係数の低減	-79.9	-
	国等との連携による削減対策	-16.9	-
	2050年脱炭素社会実現に向けた対策	-	-182.2
	独自対策	-27.2	-76.6
	再生可能エネルギーの導入	-19.9	-76.6
	その他の独自対策	-7.4	-※
合計		190.1	49.3
2013年度比	削減量(千t-CO ₂)	-162.0	-302.8
	削減率(%)	-46.0	-86.0

※「その他の独自対策」について、本計画では2030（令和12）年度までを計画期間とするため、2050（令和32）年については「-」とします。

2. 削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

市域における温室効果ガス排出量の削減目標

市域における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比

2030（令和 12）年度：46%削減

2035（令和 17）年度：60%削減

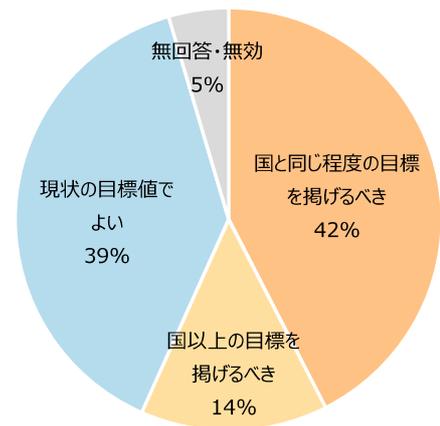
2040（令和 22）年度：73%削減

2050（令和 32）年：実質排出量ゼロ

本市では小金井市気候非常事態宣言に基づき、「2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ」を掲げています。それを踏まえ、本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は2050年（令和32）年を実質排出量ゼロとするとともに、その達成に向けて温室効果ガス排出量の削減を加速させるため、2030（令和12）年度は2013（平成25）年度比46%削減とします。

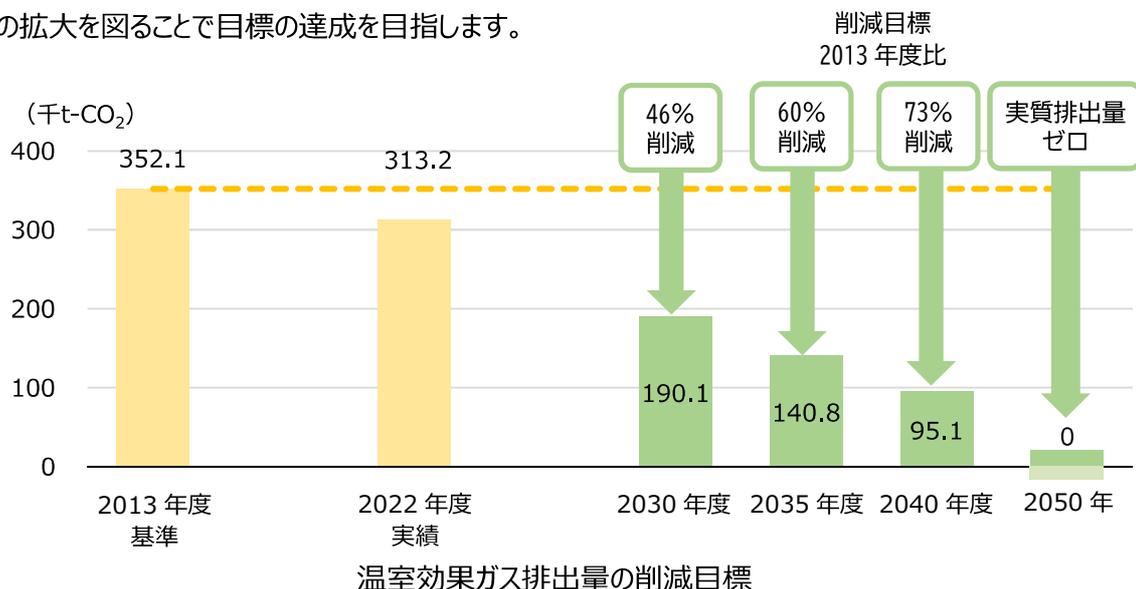
2025（令和7）年に実施した「小金井市の環境・みどりに関する市民アンケート調査」では、本市における温室効果ガス排出量の削減目標について国と同程度の目標値を望む割合が最も多い回答結果となりました。そのため、本計画の削減目標は、国の地球温暖化対策計画における目標値とも整合を図っています。

温室効果ガス排出量の削減には、電気のCO₂排出係数の低減といった一部の事業者による削減努力に係るものが含まれているものの、取組の主導及び市民、事業者、教育研究機関への取組促進を市が担っていくとともに、市民、事業者、教育研究機関における取組の実践及び取組の輪の拡大を図ることで目標の達成を目指します。



本計画における削減目標

資料：市民アンケート調査結果（2025年度）より作成



温室効果ガス排出量の削減目標

(2) その他の関連目標**① エネルギー消費量の削減目標****市域におけるエネルギー消費量の削減目標**

**市域におけるエネルギー消費量を 2013（平成 25）年度比
2030（令和 12）年度に 21%（715TJ）削減**

温室効果ガス排出量の削減に際しては、温室効果ガスの主要な発生源であるエネルギー消費の削減を併せて行うことが必須となります。

p.52 に示す温室効果ガス排出量の削減見込量のうち、脱炭素なエネルギーへの転換として再生可能エネルギーの導入による削減を除いた場合、残りの削減見込量と整合するエネルギー消費量はおよそ 715TJ でした。

この結果を踏まえ、本計画では 2030（令和 12）年度において 2013（平成 25）年度比 21% のエネルギー消費量の削減を目指すものとします。

② 再生可能エネルギーの導入目標**市域における再生可能エネルギーの導入目標**

**市域における再生可能エネルギーを 2030（令和 12）年度までに
59MW 導入（発電量 79,500MWh 相当）**

「2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けては、エネルギー消費量の削減を極力進めた上で、削減しきれないエネルギーの電化や再生可能エネルギーによる電気の脱炭素化を図っていくことが必要です。

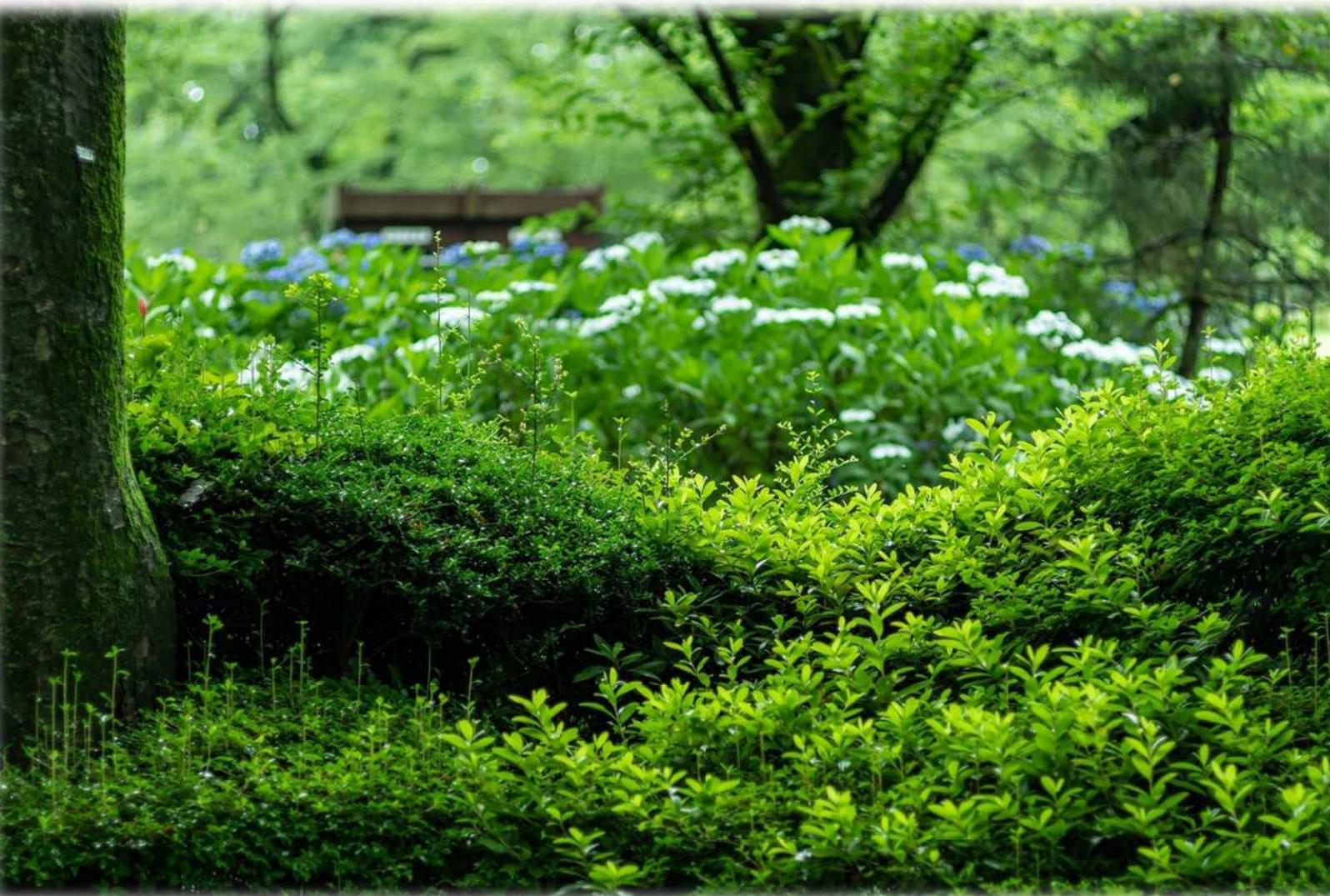
現在の電力需要を踏まえると、本市では再生可能エネルギーを 2050（令和 32）年までにポテンシャル最大限で導入していくことを目指していく必要がありますが、そこに至る過程として、2030（令和 12）年度については 59MW 程度の導入量を想定します。

この導入量は、p.52 に示した温室効果ガス排出量の将来推計の結果と整合するものであり、本計画における再生可能エネルギーの導入目標として設定します。

ページ割調整
(コラムなどを追加予定)

第4章

地球温暖化に対する緩和策



緑の下生えとアジサイ（撮影場所：小金井公園）

1. 家庭における脱炭素化
2. 事業所における脱炭素化
3. 移動における脱炭素化
4. 発生抑制を優先とした3R
5. 吸収源となるみどりの保全と創出
6. 環境教育・環境学習の機会及び情報発信の充実
7. ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ

第4章 地球温暖化に対する緩和策

本計画では、第3章に示す温室効果ガス排出量の削減目標などの達成に向け、市民、事業者、教育研究機関、市の協働により総合的な緩和策に取り組んでいきます。

緩和策は、6つの基本方針及び施策の方向を次のように体系付け、SDGsとも絡めながら具体的な取組を進めていきます。

基本方針	施策の方向
1. 家庭における脱炭素化   	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイルの実践 ・省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用 ・住宅の脱炭素化
2. 事業所における脱炭素化   	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイルの実践 ・省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用 ・建築物の脱炭素化
3. 移動における脱炭素化  	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した自動車活用 ・エコな移動手段の選択 ・次世代自動車の普及・活用
4. 発生抑制を優先とした3R   	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における3Rの実践 ・事業活動における3Rの実践 ・分別及び適正処理の徹底
5. 吸収源となるみどりの保全と創出  	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに関する意識啓発 ・民有地におけるみどりの保全・創出 ・公共におけるみどりの保全・創出
6. 環境教育・環境学習の機会及び情報発信の充実   	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習の充実 ・情報の共有と意識啓発の実践

1. 家庭における脱炭素化

(1) 取組状況

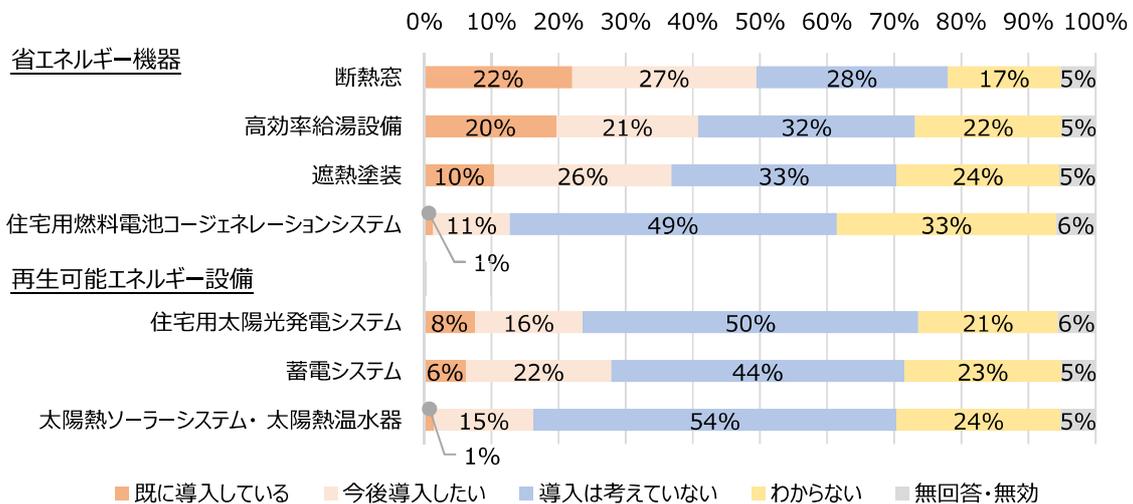
- 家庭に向けては、太陽光発電や太陽熱利用、蓄電システムなどの再生可能エネルギーに関する設備、及び断熱窓や遮熱塗装などの省エネルギー設備に対し、設置費用の一部補助を実施しています。
- 東京都が実施する太陽光パネルと蓄電池の共同購入について広報での募集を行ったほか、市民・事業者が家庭のエネルギー利用を考えるきっかけとして、「省エネチャレンジ」の実施及び参加の募集を2021（令和3）年より継続して行っています。



省エネチャレンジの募集チラシ

(2) 現状

- 家庭部門からの CO₂ 排出量は、2022（令和4）年度における本市の温室効果ガス排出量のうちおよそ5割を占めています。
- 2025（令和7）年度に実施した市民アンケート調査では、家庭における給湯・暖房などのエネルギー削減に効果が大きい省エネルギー機器（エネファームやエコウィルなど）や、再生可能エネルギー設備は導入が進んでいない状況にあります。
- 家庭部門からの CO₂ 排出量と密接な関連がある世帯数は、都心部への利便性の良さや駅前の再開発などを背景に増加が続いています。



市民における設備などの導入状況

資料：市民アンケート調査結果（2025年度）より作成

(3) 課題

【脱炭素につながる取組の“自分ごと”化】

- 市民が地球温暖化対策を“自分ごと”と捉えて実践に移せるよう、基盤となる意識啓発や取組などの情報共有が必要です。

【設備導入によるエネルギーの効率化】

- 暮らしの快適性を維持しつつ、エネルギーの使用方法について脱炭素につながる見直しを図っていくには設備導入が必須となります。
- 省エネルギー機器の導入により、家電などの利用における利便性はそのままにエネルギー使用量を削減したり、または再生可能エネルギー設備の導入や電力事業者の見直しにより、使うエネルギー自体の脱炭素化を図ることが望めます。

【新築住宅の ZEH 化・既存住宅の断熱化】

- 2025（令和7）年4月よりはじまった新築住宅における省エネ基準への適合義務化、また2030（令和12）年度に向けて予定されている省エネ基準の段階的な引き上げを踏まえ、新築住宅ではあらかじめ省エネ性能の高い ZEH や東京ゼロエミ住宅を選択することが望めます。
- 既存住宅では断熱化により、快適性を上げつつ省エネ化を図っていく必要があります。

(4) 施策の方向

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030年度)
省エネチャレンジ事業参加数 (累計)	50件 (2021年度)	200件 (2024年度)	750件
住宅用新エネルギー機器等 補助件数	142件 (2019年度)	262件 (2024年度)	補助額相当の 件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の 利用件数	1件 (2019年度)	4件 (2024年度)	累積件数が増加
太陽光発電導入世帯数	1,183件 (2018年度)	1,727件 (2023年度)	1,940件

① 脱炭素型ライフスタイルの実践

市民における脱炭素ライフスタイルの実践へつなげるため、市では取組方法に関する情報提供や、効果の実感につながる事業の実施などを行います。

また、そうした情報提供・共有をよりスムーズにするためのプラットフォームの構築、取組状況といった情報の収集方法も併せて検討していきます。

■ 市の具体的な取組

・市民における脱炭素化につながる行動への関心を高めるため、省エネチャレンジ事業を実施します。	重点
・家庭で実践可能な脱炭素につながる取組（デコ活）の方法や効果について、広報媒体やイベントなどを利用した情報提供・普及啓発を行います。	見直し
・広報媒体などを通じ、再生可能エネルギー由来の電力による温室効果ガス削減効果について普及啓発を行います。	
・温暖化対策への意識向上を図るため、環境楽習館などを活用した環境教育・環境学習を実施します。	見直し
・CO ₂ よりも地球温暖化係数が高いフロン類については、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（低 GWP 冷媒を使用した機器やノンフロンの機器）に関して情報提供を行います。	
・脱炭素化に係る情報を発信するプラットフォームの構築や、市民が情報発信・情報交換する場の整備を検討します。	新規
・市民の脱炭素化に係る取組状況や省エネ行動の実践を促す施策についてアンケート調査などを通して取組実態の把握を検討します。	新規

■ 市民の取組例

・暮らしの中で使うエネルギーを意識し、脱炭素につながる取組（デコ活）を実践します。
・家電などを導入・更新する際には、省エネルギー性能が高いものを選択します。
・カーボンフットプリント商品など、環境に配慮している事業者のサービス・製品を優先的に選択します。
・電力事業者の見直しにより、再生可能エネルギー由来など、より低炭素な電力の調達を行います。
・省エネチャレンジ事業など、市の実施する市民参加型事業への参加を通じ、地球温暖化への関心・理解を深め、地球温暖化対策を“自分ごと”と捉える意識を育みます。
・冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を選択します。

■ 事業者の取組例

・消費者に脱炭素につながる取組（デコ活）に関する情報提供を行います。
・家電販売店などは、購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。

② 省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用

省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の普及を進めるため、家庭における負担軽減に向けた補助制度を継続するほか、導入効果などに関する情報提供を行います。

また、市内における設備普及を促進する方策として、市内事業者などとの連携についても検討します。

■ 市の具体的な取組

・家庭向けの省エネルギー機器などの普及促進補助金の継続・拡充のほか、インセンティブ制度の検討を行います。	重点 見直し
・効率の良いエネルギー利用に向け、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、導入の方法・効果などについて情報提供・普及啓発を行います。	見直し
・個別導入が難しい集合住宅への省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入について、建物所有者などへ普及啓発していきます。	
・省エネルギー機器などの購入に関して、国や都で利用可能な補助制度について情報提供します。	重点
・公共施設における再生可能エネルギー設備の導入効果について、広報媒体などを通じた情報発信を行います。	新規
・事業者と連携し、家庭における省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入促進を図る取組を検討します。	新規

■ 市民の取組例

・国や都、本市の省エネルギー機器の普及促進補助金などを活用し、省エネルギー機器を導入します。
・再生可能エネルギー設備を導入し、電力の地産地消を行います。
・HEMS などの導入によりエネルギーを見える化し、エネルギー使用の効率化を図ります。

■ 事業者の取組例

・家電販売などへ関わる事業者は、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入効果や補助金制度に関する情報提供、または設備展示など、地域への設備導入を促進します。
・集合住宅などの所有者は、所有する建築物へ HEMS などのエネルギー管理システムや再生可能エネルギー設備を導入します。

③ 住宅の脱炭素化

住宅そのものの脱炭素化に向け、ZEH や東京ゼロエミ住宅、省エネ改修工事に関する情報提供を行うとともに、固定資産税の減額制度の継続・拡充を検討します。

■ 市の具体的な取組

・家庭向け省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額制度の継続・拡充を検討します。	
・住宅の新築または改修に際した省エネ化を推進するため、省エネ住宅について市ホームページ、イベントなどを通じた情報提供・普及啓発を行います。	重点 見直し
・国や都における、省エネ住宅に関する補助金・減税・その他の優遇制度を情報提供します。	重点
・新たに建設される住宅については ZEH や東京ゼロエミ住宅を推奨し、検討にあたり利用できる制度の情報提供を行います。	

■ 市民の取組例

・国や都、本市における補助金・減税・その他優遇制度の情報を収集します。
・住宅の新築・建替に際しては ZEH や東京ゼロエミ住宅とします。
・既存住宅の改修時には断熱化を行います。

■ 事業者の取組例

・ハウスメーカー、工務店などは、住宅の ZEH 化や断熱改修、またそれらに使える補助金制度について市民に情報提供します。
・ハウスメーカー、工務店などは、ZEH や東京ゼロエミ住宅の設計・施工にも対応可能となるよう、技術力向上や商品ラインナップの拡充を行います。

2. 事業所における脱炭素化

(1) 取組状況

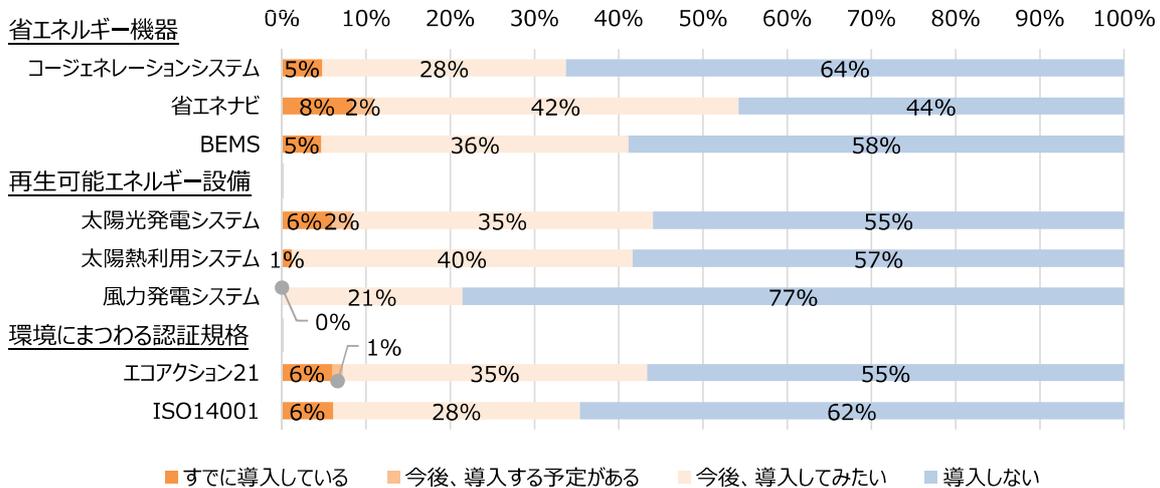
- 本市の環境啓発拠点施設である環境楽習館や栗山公園健康運動センターなど、公共施設への太陽光発電設備の導入を段階的に進めています。
- 市民と同様に、事業者に対しても「省エネチャレンジ」の実施及び参加の募集を2021（令和3）年より継続して行っています。



環境楽習館における太陽光パネル

(2) 現状

- 事業者の事業活動と関連する業務その他部門・産業部門からのCO₂排出量は、2022（令和4）年度における本市の温室効果ガス排出量のうちおよそ3割を占めています。
- 本市では農業、建設業、製造業などのいわゆる第一次産業・第二次産業に係る事業所数は少なく、小売業やサービス業などの第三次産業が主となっています。
- 2019（令和元）年度に実施した事業者アンケート調査では、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備、また環境にまつわる認証規格（ISO14001 やエコアクション21）の導入が進んでいない状況にありました。



事業者における設備などの導入状況

資料：事業者アンケート調査結果（2019年度）より作成

(3) 課題**【脱炭素につながる取組の“自分ごと”化】**

- 事業者が地球温暖化対策を“自分ごと”と捉えて実践に移せるよう、基盤となる意識啓発や取組などの情報共有が必要です。

【設備導入によるエネルギーの効率化】

- 生産性や職場の快適性を維持しつつ、エネルギーの使用方法について脱炭素につながる見直しを図っていくには設備導入が必須となります。
- 省エネルギー機器の導入により、生産設備や事務機器などの利用における利便性はそのままにエネルギー使用量を削減したり、または再生可能エネルギー設備の導入や電力事業者の見直しにより、使うエネルギー自体の脱炭素化を図ることが望まれます。

【新築建築物の ZEB 化・既存建築物の断熱化】

- 2025（令和7）年4月にはじまった新築建築物の省エネ基準適合義務化は、新築住宅のみならず、事業所や商業施設などの非住宅建築物も対象です。今後の段階的な省エネ基準の引き上げを見据え、新築建築物ではあらかじめ省エネ性能の高い ZEB を選択することが望まれます。
- 既存建築物では断熱化により、快適性を上げつつ省エネ化を図っていく必要があります。

(4) 施策の方向

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030 年度)
市公共施設における創エネ・蓄エネ設備導入施設数（累計）	20 施設 (2020 年度)	更新予定 (●●年度)	累計施設数が 増加
省エネチャレンジ事業参加数 (累計)【再掲】	50 件 (2021 年度)	200 件 (2024 年度)	750 件

① 脱炭素型ライフスタイルの実践

事業所における脱炭素ライフスタイルの実践へつなげるため、一事業者として市が率先した行動を行うほか、取組方法に関する情報提供や、効果の実感につながる事業の実施などを行います。

また、省エネルギー診断事業者の紹介など、事業所の省エネ化を助ける取組についても検討を進めます。

■ 市の具体的な取組

・「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」に基づき、事業者として率先的な行動を行います。	
・事業者における脱炭素化につながる行動への関心を高めるため、省エネチャレンジ事業を実施します。	重点
・事業所で実践可能な脱炭素につながる取組（デコ活）の方法や効果について、広報媒体やイベントなどを利用した情報提供・普及啓発を行います。	見直し
・事業者における SDGs や ESG などの優良事例について、市ホームページなどを通じた情報提供を行います。	新規
・事業所への EMS などを普及啓発するため、開催される講習会などについて情報提供を行います。	
・事業所における効果的な設備改修・運用改善を進めるため、省エネルギー診断事業者の紹介などを検討します。	
・CO ₂ よりも地球温暖化係数が高いフロン類については、適切な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（低 GWP 冷媒を使用した機器やノンフロンの機器）に関して情報提供を行います。	

■ 事業者の取組例

・事業活動の中で使うエネルギーを意識し、職員により脱炭素につながる取組（デコ活）を実践します。
・冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を選択し、既存設備を廃棄する際にはフロン類を適正に処理します。
・EMS を取得し適切に運用することで、事業活動による環境負荷の低減などを図ります。
・省エネルギー診断を受診し、診断結果に基づくエネルギー使用の効率化・削減を図ります。
・電力事業者の見直しにより、再生可能エネルギー由来など、より低炭素な電力の調達を行います。
・省エネチャレンジ事業など、市の実施する事業者参加型事業への参加を通じ、地球温暖化への関心・理解を深め、地球温暖化対策を“自分ごと”と捉える意識を事業所全体で育みます。

② 省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用

省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の普及を進めるため、公共施設において設備導入を目指していくほか、設備導入の方法・効果に関する情報提供などを行っていきます。

また、建物所有者などへ働きかけを行うことで、テナントビルにおいても設備導入を進めていきます。

■ 市の具体的な取組

・効率の良いエネルギー利用に向け、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、導入の方法・効果などについて情報提供・普及啓発を行います。	見直し
・省エネルギー機器などの購入に関して、国や都で利用可能な補助制度について情報提供します。	重点
・大型商業施設においては、エネルギー消費量の削減及び災害時の拠点施設化を目的として、太陽光発電設備などの導入を促します。	
・個別導入が難しいテナントビルへの省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入について、建物所有者などへ普及啓発していきます。	
・再生可能エネルギー由来の電力による温室効果ガス削減効果について普及啓発を行い、再生可能エネルギー電力への切替を促進します。	重点
・小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき、新設する施設や大規模改修が予定される施設については、再生可能エネルギーなど、環境に配慮した設備を導入することを目指します。	

■ 事業者の取組例

・国や都の補助金制度を活用し、省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
・大型商業施設などは行政と協力の上、再生可能エネルギー設備の導入による災害時の拠点施設化に努めます。
・テナントビルなどの所有者は、所有する建築物へ BEMS などのエネルギー管理システムや再生可能エネルギー設備を導入します。

③ 建築物の脱炭素化

建築物そのものの脱炭素化に向け、公共施設における省エネ化を推進するとともに、ZEB や省エネ改修工事に関する情報提供を行います。

■ 市の具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築または改修に際した省エネ化を推進するため、省エネ建築物について市ホームページ、イベントなどを通じた情報提供・普及啓発を行います。 	<p>重点</p> <p>見直し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国や都における、省エネ建築物に関する補助金・減税・その他の優遇制度を情報提供します。 	<p>重点</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに建設される建築物については ZEB を推奨し、検討にあたり利用できる制度の情報提供を行います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO 事業の周知を図るため、市が実施した事業や国による補助制度などの情報提供を行います。 	<p>見直し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進し、その効果を情報発信していきます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき、電気使用量の削減に係る取組として、消灯の徹底や適切な機器の使用などを実施します。 	

■ 事業者の取組例

<ul style="list-style-type: none"> ・国や都、本市における補助金・減税・その他優遇制度の情報を収集します。
<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設などは行政と協力の上、再生可能エネルギー設備の導入による災害時の拠点施設化に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO 事業や省エネ診断を活用し、既存建築物の改修時には断熱化を行います。

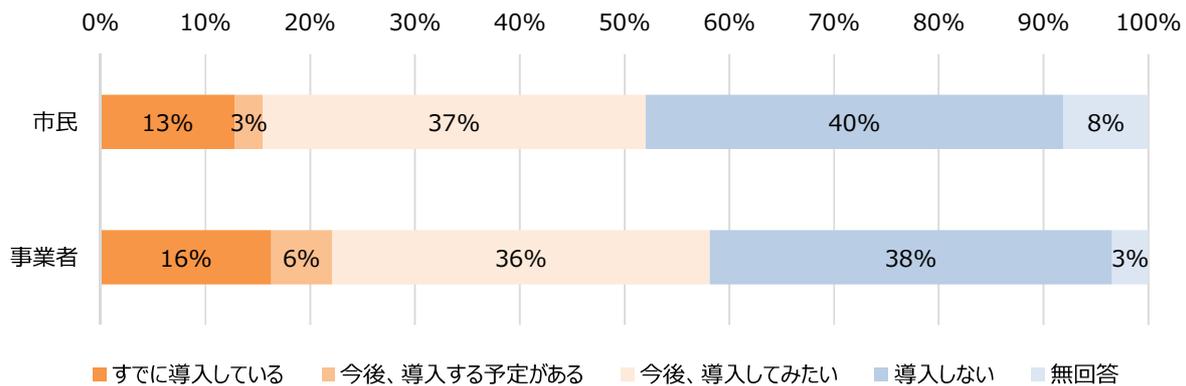
3. 移動における脱炭素化

(1) 取組状況

- 次世代自動車の普及を進めるため、市民・事業者を対象に次世代自動車の購入に係る費用の一部補助を実施しています。
- CoCo バスの利便性向上を目的として、一部路線のルート変更や運賃体系の変更などの見直しを行いました。

(2) 現状

- 運輸部門からの CO₂ 排出量は、2022（令和 4）年度における本市の温室効果ガス排出量のうち 1 割を占めており、運輸部門としての内訳では自動車由来がおよそ 8 割、鉄道由来が 2 割となっています。
- 自動車保有台数はほぼ一定で推移していますが、乗用車から軽乗用車への乗り換えや自動車の燃費改善により、自動車由来の CO₂ 排出量は減少しています。
- 2019（令和元）年度に実施した市民・事業者アンケート調査では、本市における次世代自動車の普及状況は市民・事業者ともに 2 割未満でした。



次世代自動車の導入状況

資料：市民・事業者アンケート調査結果（2019 年度）より作成

(3) 課題

【エコドライブ・カーシェアリングの普及】

- 次世代自動車はもちろん、従来の自動車でも CO₂ 削減が図れる取組として、エコドライブ（環境にやさしい運転方法や心がけ）の普及を進める必要があります。
- カーシェアには過度な自動車の使用を抑える効果が見込まれることから、本市に充実するカーシェアリングのステーションを活かし、カーシェアリングの活用を広げていくことが必要です。

【徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進】

- 市民や事業者における移動手段を徒歩、自転車、公共交通機関へ転換していく必要があります。
- そのためには、エコな移動手段を選択する意識づけを行うとともに、自動車以外の移動手段の利便性向上を図っていくことが望まれます。

【次世代自動車の普及】

- 従来の自動車はガソリンや軽油などの化石燃料を消費するため、CO₂ 排出や将来的な燃料の枯渇が懸念されます。
- 化石燃料を使わない、または従来の自動車と比較して消費量が少ない次世代自動車の普及を進める必要があります。

(4) 施策の方向

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030 年度)
公用車における次世代自動車導入台数 (累計)	2 台 (2020 年度)	3 台 (2024 年度)	累計台数が増加

① 環境に配慮した自動車活用

一事業者として率先的なエコドライブの実施に取り組むとともに、普及啓発を行うことで、市民・事業者におけるエコドライブの実施やカーシェアリングの活用を促進していきます。

■ 市の具体的な取組

- ・広報媒体などを通じて、エコドライブの実践を普及啓発していきます。
- ・公用車の使用時にエコドライブを心がけます。
- ・環境配慮への意識改革も含めたカーシェアリングの普及を図ります。

見直し

■ 市民の取組例

- ・日頃からエコドライブによる運転を心がけます。
- ・カーシェアリングを活用することで、過度な自動車の使用を控えます。

■ 事業者の取組例

- ・日頃からエコドライブによる運転を心がけます。
- ・カーシェアリングの活用やカー・セーブ・デーの設定などにより、過度な社用車の使用を控えます。

② エコな移動手段の選択

環境にやさしいエコな移動手段として、徒歩や自転車、CoCo バスをはじめとする公共交通機関の利用促進を目指し、市民・事業者にとってそれらが利用しやすいものとなるよう環境整備を進めます。

併せて、市民・事業者が自ら移動手段の切替を選択するよう、情報提供などによる意識啓発を行っていきます。

■ 市の具体的な取組

・コミュニティバスの車両の入替時には、低床バスや低公害バスの導入を図ります。	
・CoCo バスについて、全国的な運転し不足という課題を踏まえつつ、市内の交通現況や市民ニーズを踏まえた効果的・効率的な運行となるよう、路線・運行本数・運賃見直しの検討を行います。	見直し
・徒歩や自動車による移動を促進するため、自転車レーンや駐輪場の確保など、徒歩や自転車に適した環境の整備に努めます。	見直し
・シェアサイクルの認知度向上を図るため、ホームページでの情報提供などを行います。	新規
・道路整備に係る計画立案に際しては、バスの運行や自転車利用などに配慮した検討に努めます。	新規
・公共交通に関しては、モビリティ・マネジメントの視点に立った啓発活動などを検討します。	
・徒歩や自転車など、環境負荷の低い移動手段への切替について、広報媒体などを通じた情報提供・普及啓発を行います。	新規

■ 市民の取組例

・移動距離に応じて乗り換えなどを行いながら、徒歩や自転車のほか、CoCo バスなどの公共交通機関を優先的に活用します。
・オンラインショップや宅配サービスの活用により、自家用車の利用を控えるよう心がけます。

■ 事業者の取組例

・事業活動に係る移動は、徒歩や自転車のほか、CoCo バスなどの公共交通機関を優先的に活用します。
・リモートワークやオンライン会議の活用などにより、自動車の利用を控えるよう心がけます。
・シェアサイクル事業者は、利用状況や需要を踏まえ、シェアサイクルの設置箇所や台数の充実を図ります。

③ 次世代自動車の普及・活用

次世代自動車の普及を進めるため、一事業者として市で公用車への次世代自動車の導入を行って
いくほか、自家用車や社用車で次世代自動車導入に向けた情報提供を行います。

また、併せて市では次世代自動車の利用環境の整備に向けた検討を進めていきます。

■ 市の具体的な取組

・小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）に基づき、公用車の入替時には、車両の製造時に排出される CO ₂ 排出量に考慮しながら、次世代自動車の導入を図ります。	
・次世代自動車の性能や効果について、広報媒体などを通じた情報提供を行います。	見直し
・次世代自動車の補助制度の活用促進に向けた周知を行います。	重点 見直し
・市域における次世代自動車の利用環境を整備するため、国などの優遇制度の活用のほか、公共施設や主要な商業施設などへの急速充電設備、水素ステーションの整備などを検討します。	重点

■ 市民の取組例

・自動車を導入・更新する際には、燃費性能が高い次世代自動車を選択します。

■ 事業者の取組例

・社用車を導入・更新する際には、可能な範囲で燃費性能が高い次世代自動車を選択します。
・事業所敷地内への急速充電設備の設置などに協力します。

4. 発生抑制を優先とした3R

(1) 取組状況

- 食べられるはずの食品がごみになってしまう食品ロスを減らすため、料理のハーフサイズの設定や食べ残し削減に向けたポスターの掲示等を行っている店舗・事業所を「食品ロス削減推進協力店」として認定し、目印となる「カメすけ」のステッカー配布を行っています。
- 循環型社会の形成に資する資源物処理施設として「メタウォーターサステナブルパークこがねい」を整備し、2025（令和7）年3月から稼働を開始しています。



食品ロス削減推進協力店・事業所
認定ステッカー

出典：小金井市ホームページ
<https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/446/sinaizigyousyorenkei/D040201020200310.html>

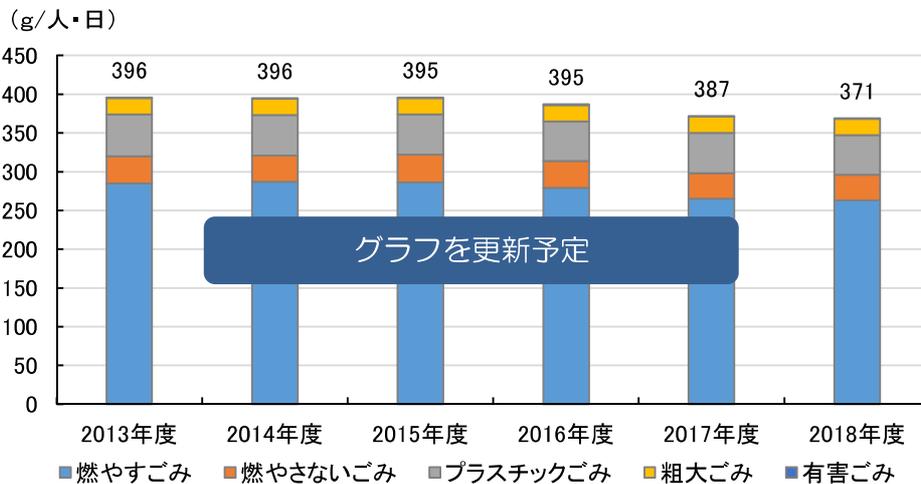


メタウォーターサステナブルパークこがねい

出典：小金井市ホームページ
https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/446/haikibususyori/seisoukanren/honnka-ku_03.html

(2) 現状

- 廃棄物部門からの CO₂ 排出量は経年的にごくわずかであり、2022（令和4）年度時点で2013（平成25）年度水準を下回っています。
- 本来食べられるのに捨てられてしまう食品である“食品ロス”について、ごみとしては厨芥類に含まれ、本市では特に事業所から厨芥類が多く排出されています。
- 本市では燃やさないごみとプラスチックごみを分けて回収していますが、現状では、燃やさないごみにプラスチックごみが多く混入した状態で排出されています。



1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

(3) 課題

【ごみの排出に際した分別の徹底】

- ごみのうち、生ごみ乾燥物、金属、プラスチックごみは回収後に資源化が可能ですが、それには適切に分別された状態での排出が必要です。
- 燃やさないごみなどへの資源物の混入を極力減らし、適切な資源化やその他のごみ処理を円滑に進めるため、分別の徹底について意識啓発や情報提供を継続して行うことが必要です。

【市民・事業者における 3R の徹底】

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）はいずれもごみの削減に有効ですが、特にリデュース（発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）の順で取り組むことが重要です。
- 3R を実践可能な環境を整備するとともに、市民・事業者へ具体的な取組の周知や意識啓発を行うことが必要です。

(4) 施策の方向

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030 年度)
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	11 店舗 (2020 年度)	25 店舗 (2024 年度)	20 店舗
市民 1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	368 g/人・日 (2018 年度)	349 g/人・日 (2024 年度)	355 g/人・日以下

① 分別及び適正処理の徹底

3Rの基盤となるごみの分別を徹底するため、既存のごみ分別アプリやリサイクルカレンダーによる分別方法の周知を継続するほか、アプリの改善やその他の情報媒体による周知などを検討していきます。

また、ごみに関する環境教育・環境学習の実施や情報提供などを通じ、分別に取り組む環境意識の形成を図ります。

■ 市の具体的な取組

- ・ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリについて、多言語対応などの利便性の向上を図り、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行います。
- ・ごみ分別アプリの対応言語の拡充やプッシュ機能の効果的な活用等を進め、幅広く必要な情報を届けられるツールとすることを目指します。
- ・さらなるごみの減量と異物混入のない適正なごみ排出を推進するため、小・中学生や自治会などの団体に対し、ごみの分別・ごみ処理に関する、くるカメ出張講座やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会を提供します。
- ・生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進していきます。
- ・各事業所に対して分別指導を徹底していきます。
- ・効果的な3Rを推進するため、適正な分別や処理に関する認知度の向上及び市民・事業者の意識啓発を目指し、市におけるごみ処理の現状や分別・減量・再資源化による効果などについて情報提供を行います。
- ・有害ごみの分別徹底を促進するため、その危険性とともな分別方法の周知を図ります。

重点

新規

見直し

新規

■ 市民の取組例

- ・市が提供するリサイクルカレンダーやごみ分別アプリを活用し、適切にごみの分別を行います。
- ・食品トレイやペットボトルなどの店頭回収を利用し、自治会・子ども会などで行われている集団回収の取組にも参加します。
- ・有害ごみの危険性を理解し、電池や水銀使用製品といった有害ごみの分別を徹底します。

■ 事業者の取組例

- ・分別に応じたごみ箱を設置するなど、事業所内において職員が分別に取り組みやすい環境整備を行います。
- ・食品トレイやペットボトルなどの店頭回収に取り組むとともに、資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を促進します。
- ・有害ごみの危険性や廃棄方法について、消費者への周知を行います。

② 日常生活における3Rの実践

市民が3Rに取り組みやすい環境を整備するため、リユースルートの構築やリサイクル推進協力店の登録などを引き続き進めます。

また、ごみゼロ化推進員と協働した活動を展開するとともに、公共施設や広報媒体を活用した情報発信や環境教育・環境学習を実施することで、市民における3Rの知識習得や取組の実践へつなげることを目指します。

■ 市の具体的な取組

・ごみになるものを抑制するため、食品ロスが発生する状況に合わせて無理なく実践できる取組の周知を図ります。	重点
・リユース可能なものについて、有効利用先を確保することで効率的なリユースルートを構築し、円滑な運用を推進します。	重点
・食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用につながる事業や生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用・促進を図ります。	
・市民が日常生活の中で3Rに取り組む機会が増えるよう、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。	重点
・一人でも多くの市民や事業者へ3Rの推進に向けた取組を周知徹底するため、広報媒体を活用した情報発信を充実させ、施策や取組の「見える化」を推進します。	
・子どもに対し積極的な働きかけを行い、教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の提供に努めます。	
・ごみや環境について関心を持ち、取組を実践してもらうため、分かりやすい情報発信に努めます。	
・地域における3Rの推進に向けて、ごみゼロ化推進員による活動を支援するとともに、ごみゼロ化推進員と行政との協働による活動を展開していきます。	
・正しい分別ルールの徹底と資源品質の確保に向けて分かりやすさを重視した広報媒体の作成、キャンペーン・イベントなどを通じた情報提供、啓発活動を推進します。	新規

■ 市民の取組例

・過剰包装は断る、余分なものや使い捨てのものは買わないなど、ごみになるものを減らすリデュースを心がけます。
・生ごみの水切り及び自家処理への取組を行い、生ごみの減量化に努めます。
・食材を必要な分購入する・無駄にしない、料理を食べきるなどを心がけ、食品ロスを削減します。
・日常的なマイバッグ・マイボトル・マイ箸の使用、イベントなどにおけるリユース食器の使用により、ものを繰り返し使うリユースを心がけます。
・不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に使うリユースの取組を実践します。
・リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗を利用します。

■ 事業者の取組例

- ・食料品を取り扱う商店・飲食店は、消費者への呼びかけや販売方法の工夫などにより、食品ロスの削減を心がけます。
- ・イベントの開催・出店時などはリユース食器を活用し、使い捨て容器の削減を心がけます。

③ 事業活動における3Rの実践

一事業者として市で率先した公共施設におけるごみの減量化に取り組めます。

また、必要に応じた指導や働きかけにより、市内事業者におけるごみの発生抑制にも引き続き取り組みます。

■ 市の具体的な取組

- ・各事業者の排出状況を把握し、ごみの排出状況に応じて適切な指導や働きかけを行い、事業系ごみの発生抑制を推進していきます。
- ・大規模事業所も含まれている市の施設においては、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」で減量目標を定め、「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を作成して市職員の減量・分別の意識向上を図るとともに、計画的にごみ減量を実施します。

■ 事業者の取組例

- ・事業活動に伴い発生した一般廃棄物は自らの責任において適切に処理を行います。
- ・リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所の認定を受け、3Rに係る取組を推進します。

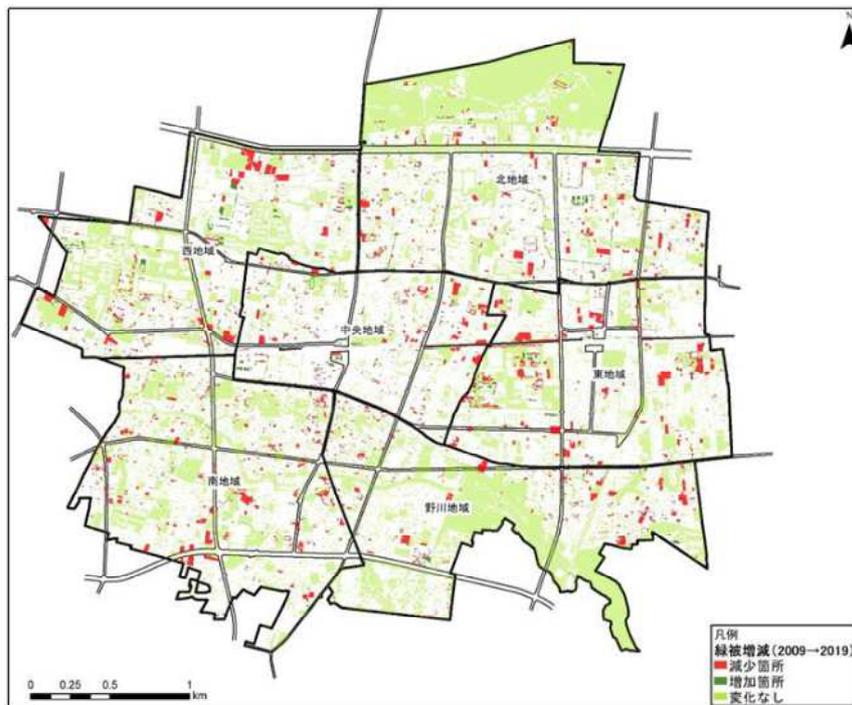
5. 吸収源となるみどりの保全と創出

(1) 取組状況

- 住宅に係るみどりを創出するため、新たに造成する生け垣を対象とした奨励金の交付を実施しています。
- 2024（令和6）年に新たな市民農園を開園したほか、公園における樹木の伐採・剪定といった管理の実施を継続的に行っています。

(2) 現状

- 本市には国分寺崖線（はげ）沿いの樹林をはじめとし、樹木や生け垣、農地などのみどりがありますが、近年は50m²以下の小規模な樹木・樹林地を中心にみどりが減少しています。
- 宅地への転用による農地の消失や、個別住宅の小規模化による庭木や生け垣の減少も多くみられています。



緑被地別の増減箇所

出典：令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書（小金井市ホームページ）
<https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/479/houkokusyo/midorityousa2020.html>

(3) 課題

【民有地などのみどりの保全】

- 市内におけるみどりの減少を防ぐためには、今あるみどりを適切に保全していくことが必要です。
- 住宅都市である本市では、住宅をはじめとした民有地のみどりを保全する制度設計、またその活用を進めることが求められます。

【公園におけるみどりの創出】

- 都市公園が本市の市域に占める割合は他市と比較して高い状態にあり、これら公園におけるみどりを継続的に維持管理する体制づくりが必要です。

【まちなかのみどりの創出】

- 民有地におけるみどりの減少が生じているなか、個々の住宅や事業所において緑化を進めることが重要です。
- またそのためには、緑化に向けた意識啓発や情報提供が必要です。

(4) 施策の方向

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030年度)
環境保全緑地の指定面積	4.78 ha (2019年度)	4.74 ha (2024年度)	現状維持
保存樹木の指定本数	842本 (2019年度)	794本 (2024年度)	現状より増加
保存生け垣の指定延長	4,358m (2019年度)	4,199.9m (2024年度)	現状より増加
公園・緑地面積	86.86 ha (2019年度)	87.01 ha (2024年度)	現状より増加
公園整備における市民 参加実施の割合	梶野公園、 貫井けやき公園で実施	三楽公園で実施	100%

① みどりに関する意識啓発

市域におけるみどりの保全・創出に向け、市民、事業者へみどりに関する意識啓発を行います。環境教育・環境学習を継続するとともに、市民農園などの利用促進により、みどりの保全・創出に関する意識向上につなげます。

■ 市の具体的な取組

・敷地面積が200平方メートル以上の建築行為を対象とした、緑化指導を引き続き行います。	新規
・市民農園・高齢者農園の利用促進に向け、広報媒体などを通じた情報提供を行います。	新規
・小中学生を対象とした環境学習をはじめ、幅広い世代へ向けたイベント・講座による学習機会を提供し、市民におけるみどりへの保全意識や関心の向上を図ります。	重点

■ 市民の取組例

- ・地域におけるみどりの保全・創出へ関心を深めます。

■ 事業者の取組例

- ・地域におけるみどりの保全・創出へ関心を深めます。

② 民有地におけるみどりの保全・創出

住宅や事業所などの民有地におけるみどりを保全するため、緑地や樹木、生け垣を対象とする保全緑地制度の見直しや周知により、制度を通じたみどりの所有者への支援を行います。

また、新たなみどりの創出に向け、植物の苗の配布や緑化に関する情報提供を行うほか、緑化しやすい住宅が市域に増えるよう、事業者との連携などを検討していきます。

■ 市の具体的な取組

・みどりの拠点となる緑地、みどりの軸となる樹木や生け垣を適切に保全するため、保全緑地制度の周知を図ります。	重点
・生け垣造成奨励金制度の適用対象の拡充、保全緑地制度の指定基準の緩和などにより、活用しやすい制度への見直しを引き続き検討します。	重点
・宅地開発などの際には、既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、指定開発事業に該当しない小規模な建築行為に対しても緑地指導を行うことで、民有地のみどりを保全する手法を強化します。	
・緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化などの多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。	
・市民、事業者が取り組むべき緑化について、作成した「緑化の手引き」を使用し、緑化手法や維持管理に関する技術などの情報を分かりやすく提供します。	重点
・家庭における緑化を促進するため、植物の種や苗の配布を継続します。また、地域の多様な主体との協働を通じ、みどりを増やすイベントを検討します。	新規

■ 市民の取組例

・保全緑地制度を活用し、住宅における樹木や生け垣を適切に保全します。
・「緑化の手引き」などを参考に、グリーンカーテンの設置、庭先やプランターにおける植物の育成など、自宅の緑化に取り組みます。

■ 事業者の取組例

・保全緑地制度を活用し、事業所における樹木や生け垣を適切に保全します。
・「緑化の手引き」などを参考に、グリーンカーテンの設置、プランターにおける植物の育成など、事業所の緑化に取り組みます。
・家庭の緑化へ向けて市が実施するワークショップなどへ協力します。
・ハウスメーカー、工務店などの住宅の設計に関わる事業者は、緑化しやすい住宅を取扱商品のラインナップに加えるなど、住宅の緑化へ協力します。

③ 公共におけるみどりの保全・創出

公共施設や公園、街路樹などのみどりについては、市が整備を行うとともに、市民、事業者と協力の下、適切な維持管理を図っていきます。協力を際したボランティアへの支援を継続するとともに、地域のみどりである国分寺崖線（はげ）に関して認知度の向上を図る情報発信などを行います。

■ 市の具体的な取組

・ボランティアの活動支援として用具の貸出し等を継続するとともに、ボランティア同士の情報交換の定期的な実施などにより、活動の活性化を図ります。	
・小長久保公園、三楽公園、梶野公園、（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。	
・新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。	
・学校などの公共施設におけるみどりの保全・管理を引き続き実施します。	
・本市の特徴的なみどりである国分寺崖線（はげ）や湧水について、広報媒体などを通じた情報発信により、認知度の向上や保全の強化を図ります。	新規
・熱中症対策にも役立つ日陰スペース・歩行空間の確保につなげるため、公園における樹木や街路樹の適切なメンテナンスを行います。	新規

■ 市民の取組例

- ・国分寺崖線（はげ）や湧水への関心・理解を深め、保全に向けた市の取組に協力します
- ・環境美化サポーターに登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組めます。

■ 事業者の取組例

- ・公園サポーター会議等に参加し、実際に公園などの管理・運営に参画します。

6. 環境教育・環境学習の機会及び情報発信の充実

(1) 取組状況

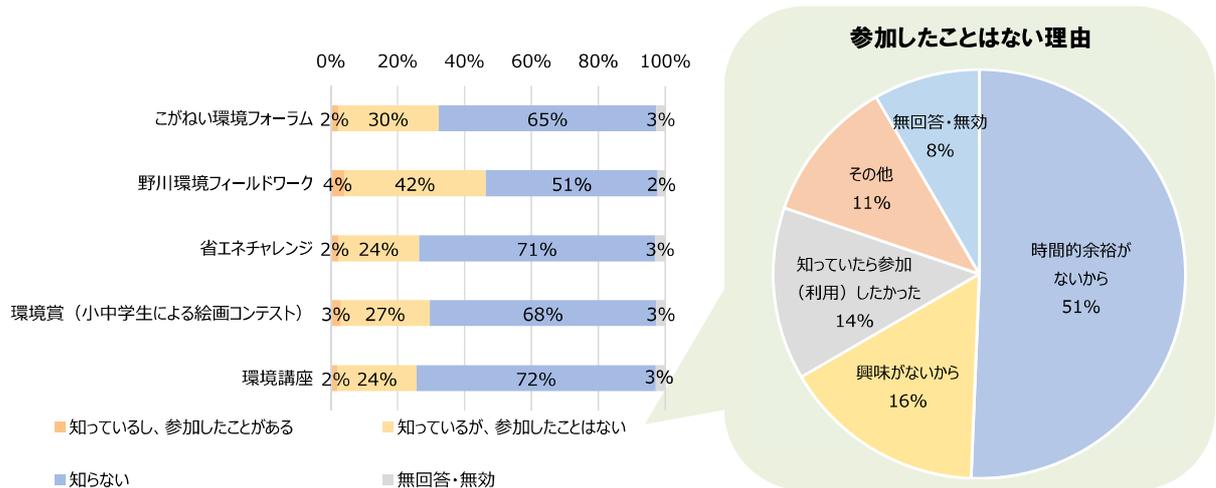
- 地球温暖化対策問題に関する体験型の環境学習として、森林体験（間伐材体験、造材搬出体験）を実施しています。
- 毎年開催している環境フォーラムで間伐材体験等の紹介や環境啓発に関する講座などを実施しているほか、小学校における環境学習などを継続的に行っています。



間伐材体験の様子

(2) 現状

- 本市では小学生に向けた環境講座や中学生に向けた森林体験のほか、幅広い世代が学べるイベントとして環境フォーラムなどを実施しています。
- 一方、2025（令和7）年度に実施したアンケート調査では、そうした本市で開催される環境活動への参加経験をもつ市民は少数であり、時間的余裕がないことなどが参加したことがない理由として挙げられました。



市民における環境活動などへの参加状況・参加したことがない理由

資料：市民アンケート調査結果（2025年度）より作成

(3) 課題

【環境教育・環境学習を通じた人材育成】

- 環境に関心を持ち、地球温暖化対策などの取組を実践する人々の人材育成が必要です。
- そのためには、市が事業者や教育研究機関などと連携しながら、環境教育・環境学習の機会や内容の充実を図っていく必要があります。

【情報発信の強化】

- 意識啓発や取組の実践には、それらに関連する情報が自然に、または必要とするときに得やすい環境の整備が必要です。
- 年齢や所属するコミュニティにより目にしやすい媒体は異なるため、様々な情報媒体やタイミングなど、より良い情報発信のあり方を検討する必要があります。

(4) 施策の方向

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030年度)
環境に関する講座実施回数	27回 (2019年度)	30回以上 (2024年度)	現状以上

① 環境教育・環境学習の充実

地球温暖化対策に関する取り組み基盤として、市民、事業者への環境教育・環境学習を継続していきます。イベントや環境学習講座など、市民、事業者の学びにつながる機会の充実を図るとともに、地球温暖化対策の知見を有する個人や環境団体、教育研究機関などと連携し、教育内容の充実も図っていきます。

■ 市の具体的な取組

- ・環境学習プログラムやイベント、環境学習講座などの学習機会を提供するとともに、市の職員を講師として派遣します。
- ・市が実施する環境教育・環境学習に協力いただける企業や教育研究機関などを募集し、希望者とのマッチング・講師としての派遣などを支援します。
- ・環境に関する意識の向上や情報の広域・共有化を進めるほか、テーマや教育内容の充実を図るため、教育研究機関や環境団体などと連携を図ります。
- ・市民の生涯学習活動を推進するため、こがねい市民講師登録・紹介制度などを活用し、地球温暖化分野の人材登録を進めます。

見直し

■ 市民の取組例

- ・まなびあい出前講座やこがねい市民講師登録・紹介制度などの環境教育・環境学習を通じ、地球温暖化対策に関する知識の習得・取組の実践に努めます。
- ・環境イベントなどへの参加を通じ、地球温暖化対策に関する意識の向上に努めます。

■ 事業者の取組例

- ・市が実施する環境教育・環境学習へ講師として職員を派遣するなどの協力を行います。
- ・市が実施する事業者向け研修会や情報交換会へ職員の参加を推奨し、事業所における取組の実践に努めます。
- ・出前講座を利用し、職員の意識啓発に努めます。

■ 教育研究機関の取組例

- ・市が実施する環境教育・環境学習へ講師として職員を派遣する、市と協力して開催内容の充実を図るなどの協力を行い、地球温暖化対策に関する普及啓発に努めます。

② 情報の共有と意識啓発の実践

地域全体での地球温暖化対策の実践につなげるため、地球温暖化対策に関する情報共有・意識啓発を行っていきます。年齢や地域、所属するコミュニティなど、幅広い層へ情報を行きわたらせる必要があることから、市では情報発信の手法について検討を進めます。

■ 市の具体的な取組

・環境イベントへの参加を促すため、開催情報・参加方法に関する情報発信の方法のほか、参加したくなる方策を検討します。	見直し
・市報、市ホームページをはじめ、各課 X(旧 Twitter)、ごみ分別アプリなどの市独自の媒体に加え、市民団体などと連携することで各団体が保有する既存の媒体での情報発信を検討します。	
・市内事業者や市民団体などと連携し、様々な媒体での情報発信、幅広い世代や対象への理解促進を図ります。	見直し
・市内と他自治体等の電気使用量や温室効果ガス排出量について、見える化に関する検討を行います。	新規

■ 市民の取組例

- ・SNS などによる情報発信を通じ、地球温暖化対策の適切な取組方法や環境イベントの開催情報などの共有を図ります。
- ・自治会などのコミュニティを通じ、地球温暖化対策に関する情報共有を心がけます。

■ 事業者の取組例

- ・市と連携し、自社の地球温暖化対策に係る取組について様々な対象へ向けた情報発信、また企業同士の情報交換などに努めます。

■ 教育研究機関の取組例

- ・地球温暖化対策に係る取組について情報公開を行い、必要なデータの蓄積に協力します。
- ・地球温暖化対策に係る知見について市に情報提供するとともに、市民、事業者で望ましい取組や効果について、市と協力して情報提供に努めます。

ページ割調整
(コラムなどを追加予定)

7. ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ

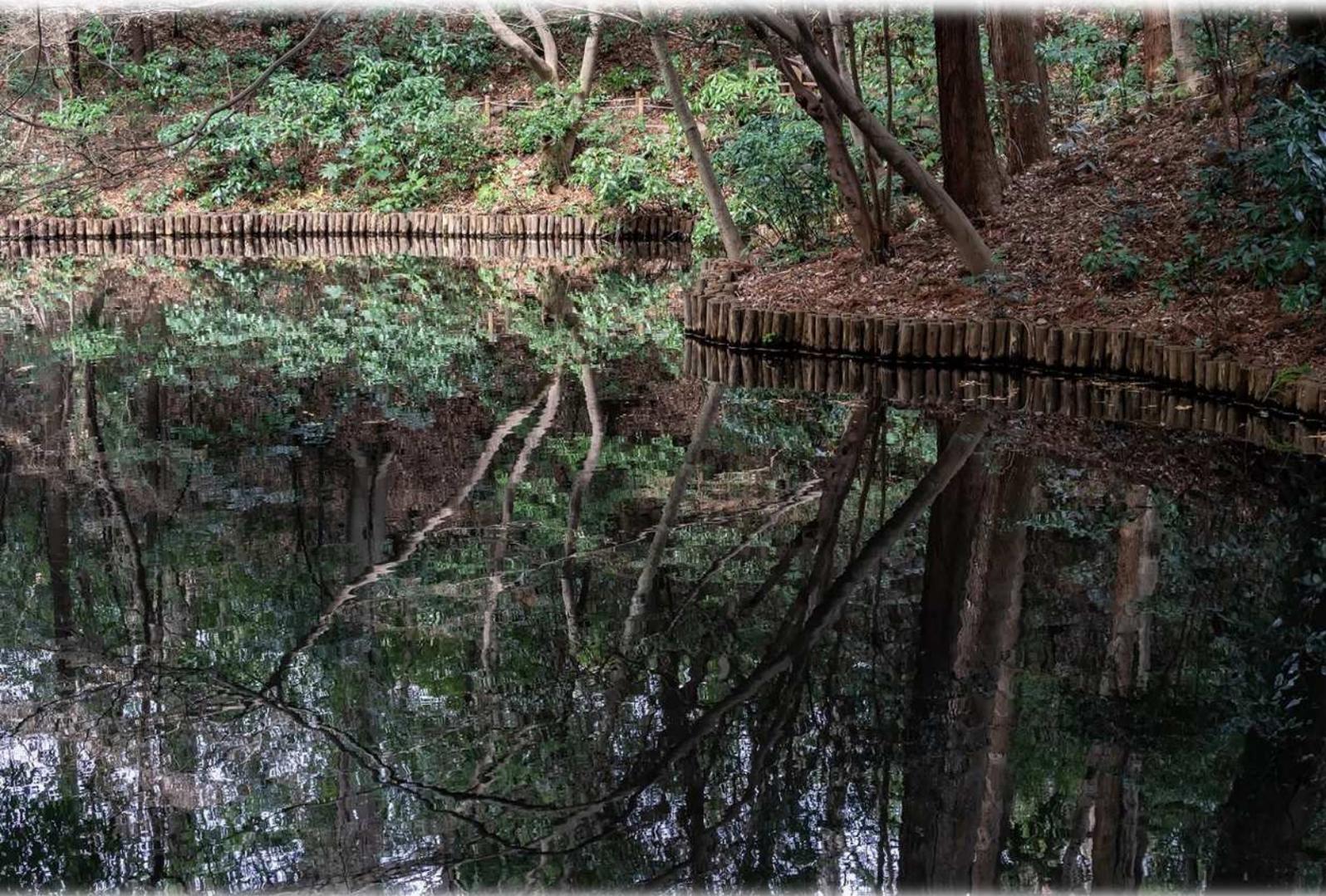
基本方針	2025	2030
家庭における脱炭素化	<p>脱炭素型ライフスタイルの実践</p> <p>デコ活に関する情報提供・意識啓発</p> <p>省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用</p> <p>補助制度・インセンティブなどによる設備の普及促進</p> <p>住宅の脱炭素化</p> <p>ZEH・東京ゼロエミ住宅・断熱改修の情報提供</p>	
事業所における脱炭素化	<p>脱炭素型ライフスタイルの実践</p> <p>デコ活に関する情報提供・意識啓発</p> <p>省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用</p> <p>補助制度などによる設備の普及促進</p> <p>建築物の脱炭素化</p> <p>ZEB・断熱改修の情報提供</p> <p>公共施設のZEB化・断熱改修の推進</p>	
移動における脱炭素化	<p>環境に配慮した自動車活用</p> <p>エコドライブ・カーシェアリングの普及啓発</p> <p>エコな移動手段の選択</p> <p>公共交通機関・自転車などの利用環境の整備</p> <p>次世代自動車の普及・活用</p> <p>次世代自動車に関する情報提供</p> <p>補助制度などによる普及促進</p>	
発生抑制を優先とした3R	<p>分別及び適正処理の徹底</p> <p>分別に係る情報提供・指導の徹底</p> <p>日常生活における3Rの実践</p> <p>3Rの実践環境の整備</p> <p>3Rに関する情報提供</p> <p>事業活動における3Rの実践</p> <p>事業系ごみ排出への指導・働きかけ</p>	
吸収源となるみどりの保全と創出	<p>みどりに関する意識啓発</p> <p>みどりに関する情報提供・意識啓発</p> <p>民有地におけるみどりの保全・創出</p> <p>保全緑地制度の見直し・活用促進</p> <p>事業者と連携したワークショップなどの開催</p> <p>緑化に関する情報提供</p> <p>公共におけるみどりの保全・創出</p> <p>公園・街路樹・公共施設などのみどりの維持</p> <p>国分寺崖線（はげ）に関する情報発信</p>	
環境教育・環境学習の機会や情報の充実	<p>環境教育・環境学習の充実</p> <p>事業者や教育研究機関などの連携体制の構築</p> <p>情報の共有と意識啓発の実践</p> <p>多様な主体による連携体制・コミュニティの形成</p>	<p>テーマや教育内容の充実</p> <p>情報の集約・共有化の仕組み構築</p>

2040	2050	2050年に目指す姿
<p>情報共有の場の構築</p> <p>事業者との連携による設備の普及促進</p> <p>事業者との連携による断熱改修の普及促進</p>	<p>デコ活の実践促進</p> <p>省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の当たり前化</p> <p>既存住宅のZEH化促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイルの定着 ・全世帯への省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及 ・ZEH 水準の住宅の普及
<p>事業者との連携による設備の普及促進</p> <p>事業者との連携による断熱改修の普及促進</p>	<p>デコ活の実践促進</p> <p>省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の当たり前化</p> <p>既存建築物のZEB化促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素型ライフスタイルの定着 ・全事業所への省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及 ・ZEB 水準の事業所の普及
<p>移動手段の転換促進</p> <p>利用環境の整備</p>	<p>エコドライブ・カーシェアリングの実践促進</p> <p>公共交通機関・自転車などによる移動の当たり前化</p> <p>利用環境の充実による次世代自動車の活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した自動車活用の定着 ・エコな移動手段の定着 ・次世代自動車の普及
	<p>徹底した分別の当たり前化</p> <p>3Rの当たり前化</p> <p>3Rの当たり前化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底 ・3Rの定着
	<p>みどりに関する情報提供・意識啓発の継続</p> <p>住宅・事業所などの積極的な緑化</p> <p>公園・街路樹・公共施設などのみどりの維持の継続 国分寺産線（はけ）の保全の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに関する意識の定着 ・民有地のみどりの充実 ・公共におけるみどりの保全
	<p>環境教育・環境学習の推進</p> <p>多様なアプローチによる意識啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化を“自分ごと”と捉える意識の定着 ・脱炭素化に関する知識の普及や連携体制の構築

ページ割調整
(コラムなどを追加予定)

第5章

気候変動に向けた適応策



木々を映す池（撮影場所：滄浪泉園）

1. 市で考えられる気候変動の影響評価
2. 分野ごとの適応策
3. 分野横断的な適応策

第5章 気候変動に向けた適応策

1. 市で考えられる気候変動の影響評価

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、本市で考えられる気候変動の影響について抽出しています。

選定基準①：国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市に存在する項目

選定基準②：本市において、気候変動による考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

◆ 気候変動の影響評価

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	野菜等	◇	△	△
		果樹	○	○	○
		病害虫・雑草等	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
		水供給（地下水）	○	△	△
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	○	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の変動（在来生物）	○	○	○
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	○
		内水	○	○	○
		死亡リスク等	○	○	○
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□
		エネルギー需給	◇	□	△
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	○
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

※凡例は以下のとおりです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

2. 分野ごとの適応策

(1) 農業

農業において、全国的には農産物の品質低下や生育障害などの気候変動が原因と考えられる影響が出ています。本市でも台風や記録的な豪雨、長雨などにより、近年は生育不良や収穫量の減少が見られる年があることから、農業における気候変動について注視し、生産者への適切な情報提供に努めます。

■ 市の具体的な取組

- ・気候変動による農作物への影響について情報提供を行います。
- ・パイプハウスなどの設置導入に対する補助を引き続き実施し、安定生産、品質向上、生産量の増加を図ります。

■ 事業者の取組例

- ・高温に強い品種（高温耐性品種）への転換や、作付け時期の調整・日よけの設置など、育成方法の工夫による対策を行います。

(2) 水環境・水資源

全国の河川などでは水温の上昇が確認されているほか、年間降水量の変動が大きくなってきています。今後は河川水温の上昇による水質の変化や渇水による河川や地下水などへの影響が懸念されているため、河川に係る将来的リスクについて情報収集を行っていきます。

■ 市の具体的な取組

- ・河川の水質などのモニタリング調査を継続的に実施します。
- ・地下水・湧水の水質・水量などのモニタリング調査を継続的に実施します。
- ・地下水を涵養するために、雨をできるだけ浸透させるための施策の重要性を周知し、継続していきます。

■ 市民の取組例

- ・住宅などの新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設の設置に努めます。また、設置した後はその機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去するなど、メンテナンスを行います。

■ 事業者の取組例

- ・井戸などの水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。
- ・事務所などの新築や増改築にあたっては、雨水浸透施設の設置に努めます。

(3) 自然生態系

気温や水温の上昇による野生生物の生態系に影響が確認されており、植物の開花時期の変動なども報告されています。今後も、気候変動による野生生物への影響が懸念されているほか、外来種*の侵入や野生鳥獣の生息域拡大などが想定されます。

気候変動による生物多様性への影響について情報収集及び普及啓発を行います。

■ 市の具体的な取組

- ・気候変動による生物への影響についての情報収集を行います。
- ・生物季節*や生息分布域の変化についての情報収集を行います。
- ・【新規】市ホームページで情報提供を行うほか、東京都と連携してクビアカツヤカミキリなど特定外来生物の防除の推進を図ります。

■ 市民の取組例

- ・身近な生物やその生息・生育環境に興味を持ち、生物多様性について学ぶとともに、見慣れない生物の発見や身近な生物の変化について市へ情報提供を行います。

■ 事業者の取組例

- ・事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。

(4) 自然災害・沿岸域

記録的な豪雨や強風を伴う強い台風により、水害や強風被害、高潮の発生が増加しています。

今後は、気候変動により豪雨や強い台風の増加が想定され、河川の氾濫する可能性が高まると予測されています。

防災・減災情報の普及・啓発を図るとともに、自助・共助・公助の連携を図り、災害に備えていきます。

■ 市の具体的な取組

- ・「小金井市地域防災計画」に基づき、予防対策を講じるとともに、災害発生時には応急対策を実施します。
- ・市ホームページへの防災情報の掲載による普及・啓発を行います。
- ・災害ハザードマップを適切に更新し、全戸配布や市ホームページでの掲載を通じて普及を行います。
- ・急傾斜地法に基づく総合的ながけ崩れ防止事業の促進に努めます。
- ・二重サッシなどの強度の高いガラスへの変更を検討し、強風による窓ガラスの飛散防止を図ります。
- ・災害廃棄物の迅速な処理対策を推進します。
- ・庁舎の停電対策を実施し、災害時における庁舎の機能維持を図ります。
- ・計画的な伐採や定期的な剪定を実施し、災害時における倒木の発生を防止します。
- ・自然災害対策やインフラの点検及び計画的な修繕、ライフラインの確保などを進めます。

- ・防災機能の強化に向けて、再生可能エネルギーや蓄電池などの導入を図ります。

■ 市民の取組例

- ・災害発生時の行動を確認し、備えをします。

■ 事業者の取組例

- ・災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起こらないよう、日ごろから点検などを行います。

(5) 健康

気温上昇による熱中症搬送者の増加や死亡リスクの増加が報告されているほか、感染症のリスクが高まっています。

今後も、気温上昇による熱中症搬送者増加や蚊などを媒介とする感染症リスクの拡大が危惧されています。

熱中症対応ガイドラインを活用した普及・啓発を行うとともに、感染症対策に取り組んでいきます。

■ 市の具体的な取組

- ・【新規】公共施設、民間施設を涼み処・クーリングシェルターとして暑さをしのげる場所として指定・設置し、市HP等で周知するなど、熱中症予防の普及啓発を推進します。
- ・クールビズやウォームビズなど、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を促進します。
- ・市ホームページでの掲載やチラシの配布などにより、熱中症対策の普及・啓発を行います。
- ・都や周辺自治体と連携した感染症対策・予防を推進します。
- ・飲食店などにおける冷蔵設備・空調設備の拡充を促進するほか、食中毒予防「作ったらずぐ食べる、持ち帰らせない、火を通す」を周知します。
- ・【新規】熱中症について市ホームページを通じた情報提供を行うほか、熱中症警戒アラートといった情報配信サービスの活用等と呼びかける。

■ 市民の取組例

- ・熱中症・感染症の予防に努めます。

■ 事業者の取組例

- ・事業活動中の熱中症・感染症の予防に努めます。

(6) 産業・経済活動

産業活動などで懸念される影響として、平均気温の上昇に伴い製品製造に不可欠な材料が不足・品質悪化するなど、製造工程に係る影響のほか、台風などの自然災害の頻度や強度の増加により、製造工場や設備が浸水・破損するなどの被害が考えられます。

現在では、本市での発生は確認されていませんが、事業者に対して、気候変動への適応について適切な情報提供を行うとともに、市民のエシカル消費*を促すことで、事業者の適応の取組を支援します。

■ 市の具体的な取組

- ・事業活動などへの気候変動による影響や適応策に資する製品、技術開発などについて情報収集・提供を行うことで事業者の適応の取組を促進します。
- ・市民に対してエシカル消費の周知・促進を行います。
- ・適応策の技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策に関する情報を収集し、情報提供します。

■ 事業者の取組例

- ・製品製造に必要な材料の確保や浸水時を想定した設備の設置方法について、予防策を講じるよう努めます。

(7) 国民生活・都市生活

全国各地で、記録的な豪雨や台風による停電や地下鉄、水道インフラなどへの影響が確認されているほか、気温上昇による熱ストレスの増大が指摘されています。

今後は、短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加などによるインフラ・ライフラインなどへの影響や、気温や体感指標*の上昇による都市生活への影響が懸念されています。

緑化などによりヒートアイランド現象の軽減を図るとともに、環境イベントなどにおける適応策の市民への普及・啓発を行います。

■ 市の具体的な取組

- ・みどりの保全や緑化を促進し、ヒートアイランド現象の軽減を図ります。
- ・雨水の排水対策として、歩道部の雨水を浸透する透水性舗装化を進めます。また、引き続き新築や増改築の住宅などにおいて、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を進めます。
- ・上下水道、電力、ガスなどのライフラインの強化と確保を実施します。
- ・主要な建物では施設点検をこまめに行い、被災や修繕が必要になった際には計画的かつ早急な対応を図ります。

■ 市民の取組例

- ・住宅などの新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設の設置に努めます。また、設置した後はその機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去するなど、メンテナンスを行います。
- ・緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。

■ 事業者の取組例

- ・事務所などの新築や増改築にあたっては、雨水浸透施設の設置に努めます。
- ・屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- ・商業施設などではまちなかのクールスポット創出に協力します。

3. 分野横断的な適応策

(1) 適応策に関する普及啓発

市民や事業者とも連携して適応策を進めていくにあたって、気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。そのため、まずは市のホームページや広報紙など様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、適応策の内容について普及啓発を行います。

■ 市の具体的な取組

- ・様々な媒体を通じて、市民・事業者などに気候変動による影響や適応の必要性、適応策の内容について普及啓発を行います。

(2) 気候変動に関する影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者などと連携し、市域で現在すでに起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や動植物のモニタリング調査により影響の度合いや変化を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

■ 市の具体的な取組

- ・水質や動植物のモニタリング調査などにより気候変動の影響によると考えられる変化を把握します。
- ・把握した気候変動の影響に関する情報は、適宜、市民・事業者などに提供し、市民・事業者などへ備えを啓発します。

■ 市民の取組例

- ・気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。

■ 事業者の取組例

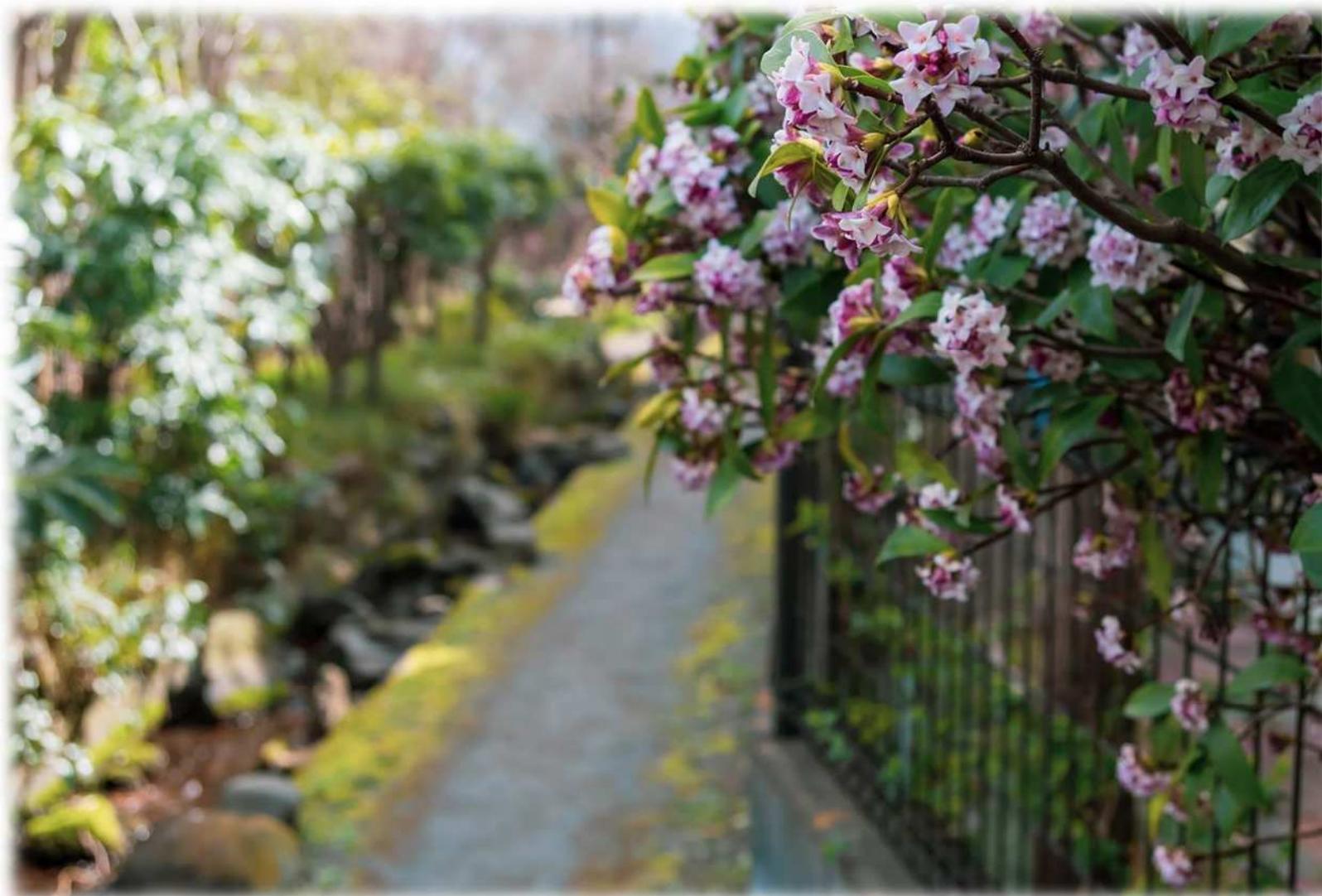
- ・気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。

ページ割調整
(コラムなどを追加予定)



梅に訪れたメジロ（撮影場所：野川）

第6章 重点施策



満開のジンチョウゲ（撮影場所：湧水遊歩道）

1. 目的
2. 重点緩和策
3. 重点適応策

第6章 重点施策

1. 目的

第4章及び第5章に記載する緩和策及び適応策のうち、本計画に定める各種目標の達成や気候変動の影響への適応に向けて、2030（令和12）年度まで重点的に取り組むべき取組を重点施策に位置づけます。

また、本計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標などを達成するには、独自に国より高い削減目標を掲げる東京都と取組の方向性を揃えていくことが必要であることから、東京都の計画を踏まえた取組も併せて位置づけを行います。

（1）重点緩和策

■ 関連する目標

温室効果ガス排出量	2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減
エネルギー消費量	2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比21%削減
再生可能エネルギー導入量	2030（令和12）年度までに59MW導入

■ 重点施策

重点① 建築物の脱炭素化

家庭や事業所からの温室効果ガス排出抑制が、住宅都市であり人々の暮らしに密着した産業が集まる本市の最重要課題となります。

それには、数十年にわたって使用される建物への対策が必須かつ効果が大きいことから、省エネルギー機器などの更新を含めた建築物の脱炭素化を重点施策とします。

重点② 再生可能エネルギーの普及

エネルギーの削減を進めた先には、エネルギーの脱炭素化が必要です。本市では家庭や事業所における電気の使用量が多いことから、特に電気の脱炭素化が重要課題となります。

それには、再生可能エネルギー設備の導入により発電した電気の地産地消、または調達してきた再エネ電気の活用が必要であり、これら再生可能エネルギーの普及を重点施策とします。

重点③ 次世代自動車の普及

人口が増加を続ける本市では、人々の移動を助ける自動車について利用による利便性を維持しつつ、温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが重要課題です。

それには、再生可能エネルギーの普及と相乗効果が見込める取組として、再エネ電気を燃料とする次世代自動車の普及を進める必要があることから、重点施策とします。

重点④ 食品ロスをはじめとしたごみの発生抑制

本市では発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組んでいますが、なかでも事業者から多く排出される食品ロスや、燃やさないごみに混入するプラスチックごみの削減が重要課題となっています。

それには、市民、事業者によるごみの分別や排出量削減を促進するための意識啓発・情報提供を強化していく必要があることから、重点施策とします。

(2) 重点適応策

■ 重点施策

重点⑤ まちなかのみどりの創出

みどりには日陰による熱中症対策、温室効果ガスの吸収源、暮らしにおける居心地の良さなど様々な役割がありますが、本市では住宅の増加などに伴い小規模なみどりの減少が続いており、それを抑制し新たなみどりを創出することが重要課題です。

それには、市民、事業者によるみどりの保全・創出を促進するための意識啓発・情報提供を強化していく必要があることから、重点施策とします。

2. 緩和策

重点① 建築物の脱炭素化

国や東京都では2030（令和12）年に向けた建物の脱炭素化に係る取組をはじめており、国では新築建築物の省エネ基準への適合義務化、東京都では新築住宅などへの太陽光発電設備の設置義務化がともに2025（令和7）年4月から開始となりました。

本市においても、建築物の新築に際してより高性能な建物の導入を進めるとともに、既存住宅での断熱改修や省エネルギー設備の導入など、建築物の脱炭素化に係る取組を進めていきます。

重点施策

掲載ページ	取組
47・52	・市民及び事業者における脱炭素化につながる行動への関心を高めるため、省エネチャレンジ事業を実施します。
48	・家庭向けの省エネルギー機器などの普及促進補助金の継続・拡充のほか、インセンティブ制度の検討を行います。
49・54	・住宅及び建築物の新築または改修に際した省エネ化を推進するため、省エネ住宅・建築物について市ホームページ、イベントなどを通じた情報提供・普及啓発を行います。
49・54	・国や都における、省エネ建築物に関する補助金・減税・その他の優遇制度を情報提供します。

実施内容

● 省エネチャレンジ事業の実施による意識啓発

本市では家庭や事業所における省エネ意識の向上、エネルギー消費量の削減を目的として省エネチャレンジ事業を継続的に実施しています。

今後も事業の継続により省エネ意識の拡大を図っていくとともに、省エネ意識の高まった参加者へ設備更新に係る補助制度の情報提供を行うなど、本事業の強化を検討していきます。

● 新エネルギー機器等利用設備補助制度の拡充

本市では太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入補助事業を継続的に実施していますが、社会的状況などにより、市民が導入補助を求める機器・設備には変化が生じることが想定されます。

そのため、新たな設備の補助対象化や、既存の対象設備については設備容量に応じた補助金額など、市民のニーズに合わせた見直しを図っていくことで制度の活用を促進し、省エネ化に資する機器・設備の普及を目指します。

● **東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームの活用促進**

東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームを通じて、市民へ省エネ・再エネ住宅の効果・利用可能な補助金・相談窓口などの情報提供を図ります。

また、市内の住宅関連事業者へプラットフォーム会員団体への登録を促すことで、事業者の技術力向上や市民への普及啓発などへつなげることを目指します。

● **クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動推進センターホームページの活用促進**

東京都では地球温暖化防止活動推進センターを設置し、センターホームページにおいて住宅・事業所の省エネ化や断熱化に関する事例紹介、補助金などの情報提供を行っています。

センターホームページの活用を市民、事業者へ促すことで、新築・既存、戸建・集合住宅など幅広い建築物の脱炭素化に役立つ情報を周知していきます。

■ **取組指標**

指標	初年度値	中間年度値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
省エネチャレンジ事業参加数 (累計)	50件 (2024年度)	200件 (2024年度)	750件
住宅用新エネルギー機器等 補助件数	142件 (2019年度)	262件 (2024年度)	補助額相当の 件数を達成

■ **関連する国などの目標**

主体	目標
国	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す ・2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の断熱改修：2030年 355万戸、2035年 385万戸 ・中小企業などへの省エネ設備導入：2030年 5,000社、2035年 1万社

重点② 再生可能エネルギーの普及

国では再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとの方針を示しており、東京都でも再生可能エネルギーの基幹エネルギー化という方針の下、新築住宅などへの太陽光発電設備の設置義務化をはじめています。

本市においても、市域のポテンシャルに基づく再生可能エネルギーの最大限導入を目指し、再生可能エネルギー設備の普及を進めます。また、老朽化が進んだ既存住宅など、設備導入が難しい場合を想定した再エネ電気の利用拡大や、次世代型ソーラーセルといった新たな技術導入などにより、市域全体での再生可能エネルギーの普及に取り組みます。

重点施策

掲載ページ	取組
48	・家庭向けの省エネルギー機器などの普及促進補助金の継続・拡充のほか、インセンティブ制度の検討を行います。
48・53	・省エネルギー機器などの購入に関して、国や都で利用可能な補助制度について情報提供します。
53	・再生可能エネルギー由来の電力による温室効果ガス削減効果について普及啓発を行い、再生可能エネルギー電力への切替を促進します。

実施内容

● 【再掲】新エネルギー機器等利用設備補助制度の拡充

本市では太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入補助事業を継続的に実施していますが、社会的状況などにより、市民が導入補助を求める機器・設備には変化が生じることが想定されます。

そのため、新たな設備の補助対象化や、既存の対象設備については設備容量に応じた補助金額など、市民のニーズに合わせた見直しを図っていくことで制度の活用を促進し、再生可能エネルギー設備の普及を目指します。

● 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業の活用促進

東京都では再生可能エネルギーの普及に向け、新築・既存住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置で活用可能な事業を展開しています。設備の導入で障壁となりやすい購入価格の低減を図る事業であり、当事業の活用を市民へ促すことで、住宅への太陽光発電設備などの普及を目指します。

● 【再掲】クール・ネット東京 東京都地球温暖化防止活動推進センターホームページの活用促進

地球温暖化防止活動推進センターのホームページにおいて、再生可能エネルギー設備や再エネ電気の導入で活用可能な補助金情報を公開しています。

センターホームページの活用を市民、事業者へ促すことで、住宅や事業所への再生可能エネルギーの普及に役立つ情報を周知していきます。

■ 取組指標

指標	初年度値	中間年度値 (2024年)	目標値 (2030年度)
【再掲】 住宅用新エネルギー機器等 補助件数	142件 (2019年度)	262件 (2024年度)	補助額相当の件数 を達成

■ 関連する国などの目標

主体	目標
国	・電源構成における再生可能エネルギー比率：2030年 36~38% ^{※1} 2040年 4割~5割 ^{※2}
東京都	・再生可能エネルギー電力利用割合：2030年 50%程度、2035年 60%以上 ・太陽光発電設備の導入量：2030年 200万kWh以上、2035年 350万kW ・次世代型ソーラーセルの導入量：2035年 約1GW ・家庭用蓄電池の導入量：2035年 350万kWh

※1：第6次エネルギー基本計画に基づく値である。

※2：第7次エネルギー基本計画に基づく値である。

重点③ 次世代自動車の普及

国や東京都では乗用車を優先とした自動車の脱炭素化を目指しており、国では 2035（令和 17）年までに乗用車の新車販売を 100%電動車化、東京都は国より前倒しで 2030（令和 12）年には乗用車の新車販売に占める非ガソリン車割合を 100%にする目標を掲げています。

地球温暖化対策に資する自動車として、国では電動車、東京都ではゼロエミッション・ビークル（ZEV）の普及を政策に位置づけており、ゼロエミッション・ビークルは電動車のなかでも CO₂を一切排出しない自動車（電気自動車・燃料電池車など）が該当します。そうした国より高い目標を掲げる東京都の下、本市では電動車より広義な自動車を含む次世代自動車の導入を進めつつ、利用環境として充電インフラの整備を検討します。

重点施策

掲載ページ	取組
58	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の補助制度の活用促進に向けた周知を行います。 ・市域における次世代自動車の利用環境を整備するため、国などの優遇制度の活用のほか、公共施設や主要な商業施設などへの急速充電設備、水素ステーションの整備などを検討します。

実施内容

● 小金井市次世代自動車普及促進補助金の活用促進

本市では電気自動車などの次世代自動車の導入補助事業を継続的に実施しています。

市民や事業者へ当制度の周知を図るとともに、必要に応じて補助対象車両や補助金額の見直しを検討することで制度の活用を促進し、次世代自動車の普及を目指します。

● シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業の活用促進

東京都では、カーシェアリング・レンタカー用の電気自動車などを導入する事業者に対し、導入費用を助成する補助事業を実施しています。

本市においても、カーシェアリング事業者やレンタカー事業者へ当事業の情報提供を行うことで、市内におけるカーシェアリング用の次世代自動車を増やし、市民が次世代自動車に触れる機会をつくることで、ガソリン自動車の利用削減や個人所有の自動車についても次世代自動車への転換を図っていきます。

● 燃料電池自動車等の普及促進事業・電気自動車等の普及促進事業の活用促進

東京都では個人や事業者などを対象に、電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車の導入費用を助成する補助事業を実施しています。

本市においても、市民・事業者へ当事業の情報提供を行うことで、次世代自動車の導入に際して障壁となりやすい費用負担の軽減を図ります。

● 充電設備普及促進事業の活用促進

東京都では電気自動車などの普及に向け、充電設備の設置・運営に係る費用を助成する補助事業を実施しています。

当制度は商業施設・事務所・工場などの幅広い事業所、また戸建・集合住宅などを対象としており、

本市においても市民、事業者へ当事業の情報提供を行うことで、市域における次世代自動車の利用環境の充実を目指していきます。

● **東京都マンション EV 充電器情報ポータル**の活用促進

東京都ではマンションなどの集合住宅を対象に、充電設備の設置に係る支援を検討・設置・運営の段階ごとに実施しているほか、それらの情報をまとめたポータルサイトを公開しています。

ポータルサイトの活用を集合住宅の所有者や管理組合へ促すことで、集合住宅への充電設備の設置に役立つ情報を周知していきます。



充電設備の設置の流れと東京都の支援策

出典：東京都マンション EV 充電器情報ポータル

<https://www.tokyo-evcharge.metro.tokyo.lg.jp/shiensaku-2/>

■ **取組指標**

指標	初年度値	中間年度値 (2024年度)	目標値 (2030年度)
公用車における次世代自動車導入台数(累計)	2台 (2020年度)	3台 (2024年度)	累計台数が増加

■ **関連する国などの目標**

主体	目標
国	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車は2035年までに新車販売で電動車100%を実現。 商用車は、小型の車については新車販売で2030年までに電動車20~30%、2040年までに電動車・脱炭素燃料車100%を目指す。 公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラ15万基を設置し、2030年までにガソリン車並みの利便性を実現。 2030年までに1,000基程度の水素ステーションを最適配置で整備。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 新車販売台数に占める非ガソリン車割合(乗用車)：2030年100% 2035年100%を維持 EVバス導入台数：2030年300台、2035年1,300台 EVトラック導入台数：2030年35,000台、2035年70,000台 公共用急速充電設備：2030年1,000口、2035年2,000口 集合住宅への充電設備：2030年6万口、2035年12万口

重点④ 食品ロスをはじめとしたごみの発生抑制

国や東京都では、これまでの資源がただ消費されるだけの直線型経済から、資源を再利用し循環させる循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指しています。

本市では、サーキュラーエコノミーを構築する具体的な手法かつ核である3Rを推進し、国全体でのサーキュラーエコノミーの構築に貢献していきます。また、東京都ではサーキュラーエコノミーへの移行の中でプラスチック対策の推進及び食品ロス対策の推進を柱としており、本市の課題とも重なります。そこで国や東京都のホームページなどを活用しながら、市民、事業者への情報提供や意識啓発の強化に取り組むことで、本市における食品ロスなど、ごみの発生抑制を進めていきます。

重点施策

掲載ページ	取組
61	・ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリについて、多言語対応などの利便性の向上を図り、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行います。
62	・ごみになるものを抑制するため、食品ロスが発生する状況に合わせて無理なく実践できる取組の周知を図ります。
	・リユース可能なものについて、有効利用先を確保することで効率的なリユースルートを構築し、円滑な運用を推進します。
	・市民が日常生活の中で3Rに取り組む機会が増えるよう、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

実施内容

● 小金井市ごみ分別アプリなどの活用促進

本市ではごみの分別方法や収集曜日などを確認できるごみ分別アプリを配信しています。

ごみの分別の徹底化に向け、市民のニーズに応じた見直しなどを必要に応じて検討していきながら、アプリの認知度・利用率向上をより一層図っていきます。

● 食品ロスポータルサイトの活用促進

国では食品ロスの削減に向け、食品ロスポータルサイトを通じた食品ロスの現状や、消費者や事業者向けの取組について情報提供を行っています。

ポータルサイトの活用を市民、事業者へ促すことで、食品ロスの削減に役立つ情報を周知していきます。

● リユース事業の活用促進

本市では市ホームページにおいて、不要品の譲渡・販売に関する情報提供を行っています。

リユースの促進を目的として、不要品の譲渡・販売に関するサービスや事業について、市民への周知をより一層図っていきます。

● リサイクル推進協力店認定制度・食品ロス削減推進協力店認定制度の利用促進

本市では市内の店舗・事業所のうち、ごみの減量・資源化の推進や食品ロスの削減に取り組む事業所などをリサイクル推進協力店・食品ロス削減推進協力店として認定・公表しています。

事業者の認定制度への協力、市民による協力店の積極的な利用を促していくことで、市内におけるリサイクル、食品ロスの削減につなげます。



リサイクル推進協力店の認定ステッカー・プレート

食品ロス削減推進協力店ステッカー

出典：小金井市ホームページ

<https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/446/sinaizigyousyorenkei/kyoryokuten1205.html>

<https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/446/sinaizigyousyorenkei/D040201020200310.html>

● TOKYO エシカルアクションプロジェクト ホームページ・SNS による意識啓発

東京都ではエシカル消費（人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）について、TOKYO エシカルアクションプロジェクトの公式ホームページや SNS を通じた情報発信を行っています。

事業者や団体へ当プロジェクトへの参画を促すとともに、消費者である市民へホームページや SNS の周知を図ることで、エシカル消費に関する情報提供や体験の場の創出につなげます。

■ 取組指標

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030 年度)
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	11 店舗 (2020 年度)	25 店舗 (2024 年度)	20 店舗
市民 1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	368 g/人・日 (2018 年度)	349 g/人・日 (2023 年度)	355 g/人・日以下

■ 関連する国などの目標

主体	目標
国	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成に関する国民の意識・行動 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：2030 年度 90% 具体的な 3R 行動の実施率：2030 年度 50% ・食品ロスの削減率（2000 年度比）：2030 年度 家庭系 50%削減、 事業系 60%削減
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物のリサイクル率：2030 年 37%、2035 年 40%程度 ・家庭と大規模オフィスビルからの 廃プラスチックの焼却量（2017 年度比）：2030 年 40%削減、2035 年 50%削減 ・食品ロス発生量（2000 年度比）：2030 年 60%削減、2035 年 65%削減

重点⑤ まちなかのみどりの創出

まちなかのみどりは温室効果ガスの吸収源となるほか、日陰による熱中症対策、ヒートアイランド現象の緩和など、地球温暖化における適応の観点からも重要な役割を担っています。

しかし、2009（平成 21）年度からの 10 年間でみどりの全体量を示す緑被率は本市において 3.5% 減少しており、住宅用地内の緑被面積の減少が特に顕著となっています。背景には小規模な戸建住宅の増加により、庭などのみどりを維持することが難しくなっている状況があります。

住宅や事業所といった民有地のみどりの保全・創出について、本市では緑化に関する意識啓発や手法の情報提供とともに、みどりの保全に役立つ制度の活用を促進することで、市民、事業者の取組によるまちなか全体でのみどりの保全・創出を目指します。

重点施策

掲載ページ	取組
65	・小中学生を対象とした環境学習をはじめ、幅広い世代へ向けたイベント・講座による学習機会を提供し、市民におけるみどりへの保全意識や関心の向上を図ります。
66	・みどりの拠点となる緑地、みどりの軸となる樹木や生け垣を適切に保全するため、保全緑地制度の周知を図ります。
	・生け垣造成奨励金制度の適用対象の拡充、保全緑地制度の指定基準の緩和などにより、活用しやすい制度への見直しを引き続き検討します。
	・市民、事業者が取り組むべき緑化について、作成した「緑化の手引き」を使用し、緑化手法や維持管理に関する技術などの情報を分かりやすく提供します。

実施内容

● 環境教育・環境学習による意識啓発

本市では森林環境譲与税活用講座や子ども環境ワークショップなどを継続的に実施しています。

みどりに関する意識啓発を行うため、幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の機会について検討を進めます。

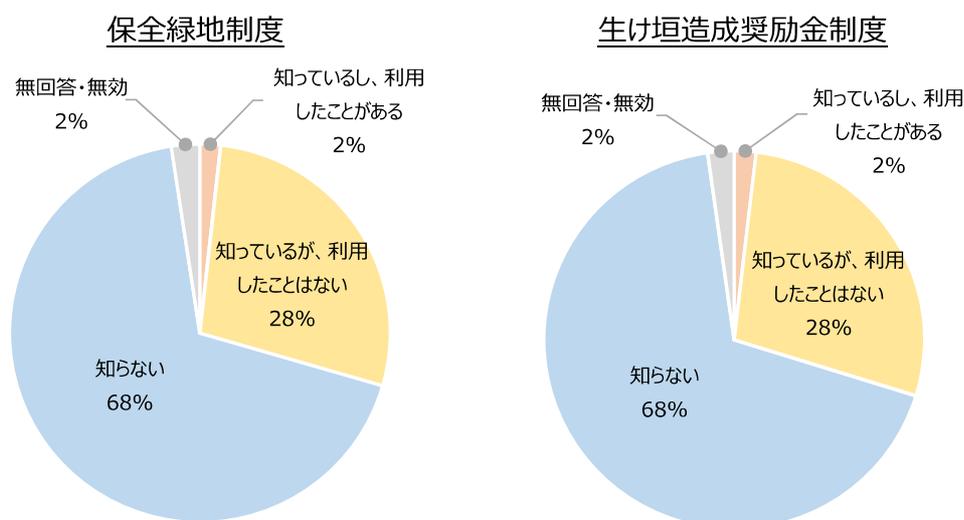
また、東京都では都民が協働してみどりを活かし、育て、次世代に継承する取組として、みどりと水の市民カレッジ講座や里山での田植え・自然観察など、みどりに関する様々な環境学習・環境教育の機会を提供しているため、これらについて情報提供し参加を促すことで市民のみどりに関する意識の向上を目指します。

● 保全緑地制度などの活用促進

本市では新たに生け垣を造成する際に活用できる奨励金制度や、緑地・樹木・生け垣を保全緑地として指定・助成する制度を設けています。

しかし、各制度の認知度は市民において 3 割程度に留まっていることから、今後はより一層周知を図ることで制度の活用を促進し、住宅におけるみどりの創出・保全につなげます。

また、併せて制度の補助条件や補助額の見直しなど、より使いやすい制度とする検討を行ってまいります。



みどりに関する制度の認知度

資料：市民アンケート調査結果（2025年度）より作成

● **緑化の手引きなどを活用した情報発信**

本市では住宅や事業所の緑化に役立つ「緑化の手引き」を作成しており、今後は手引きを活用し、市民、事業者へ緑化手法の情報提供を行っていきます。

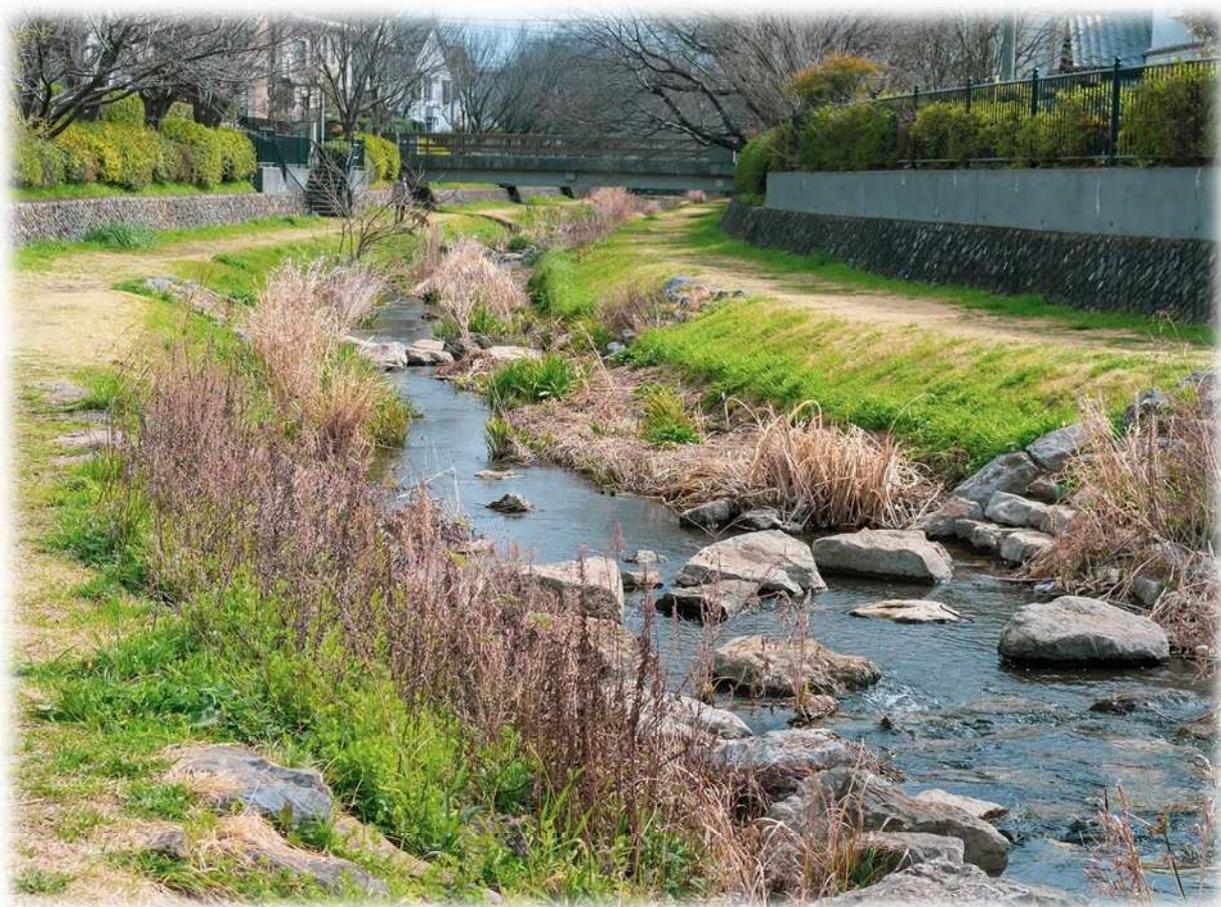
緑化の手引きを市ホームページで公開するほか、環境に関するイベントでの配布など、効果的な情報提供の手法を検討します。

■ **取組指標**

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030年度)
環境保全緑地の指定面積	4.78 ha (2019年度)	4.74 ha (2024年度)	現状維持
保存樹木の指定本数	842本 (2019年度)	794本 (2024年度)	現状より増加
保存生け垣の指定延長	4,358m (2019年度)	4,199.9m (2024年度)	現状より増加
公園・緑地面積	86.86 ha (2019年度)	87.01 ha (2024年度)	現状より増加

■ **関連する国などの目標**

主体	目標
国	・市街地については緑被率が3割以上となることを目指す
東京都	・屋敷林などの身近な樹林地：2043年 100箇所 50ha ・保全地域の指定面積：2050年 約1,000ha ・都立公園面積：2035年 2,188ha



住宅街を流れる野川（撮影場所：野川）

第7章

計画の推進



水面に架かる赤い橋（撮影場所：貫井神社）

1. 庁内推進体制
2. 地域推進体制
3. 計画の進捗点検、評価

第7章 計画の推進

1. 庁内推進体制

庁内における本計画の推進体制は下記のとおりです。

《環境基本計画推進本部》

環境基本計画推進本部は、本計画の実施、運用、進捗管理の点検、実効性の評価の総括を行います。

《地球温暖化対策地域推進計画推進責任者（各所属長）》

各課の事務事業において本計画の施策を実施し、所管内の自己点検・自己評価を行います。

《事務局（環境部環境政策課）》

事務局（環境部環境政策課）は、環境基本計画推進本部の総括作業、及び各課における施策の実施、自己点検・自己評価のとりまとめ、指導を行います。

2. 地域推進体制

地域における本計画の推進体制は下記のとおりです。

《気候市民会議》

本市に在住する市民のうち、無作為抽出により選出され、参加を希望された方により構成します。

市との情報・意見交換を通じ、より良い本計画のあり方や各主体の取り組むべきことなどを市民目線で検討し、市へ提言していきます。

《みどり東京・温暖化防止プロジェクト》

東京 62 市区町村による共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を通じ、都内市区町村での連携を図ります。

市のホームページや共同事業ホームページ（ECO ネット東京 62）などを通じて、市民、事業者へ地球温暖化対策に関する情報発信を行っていきます。

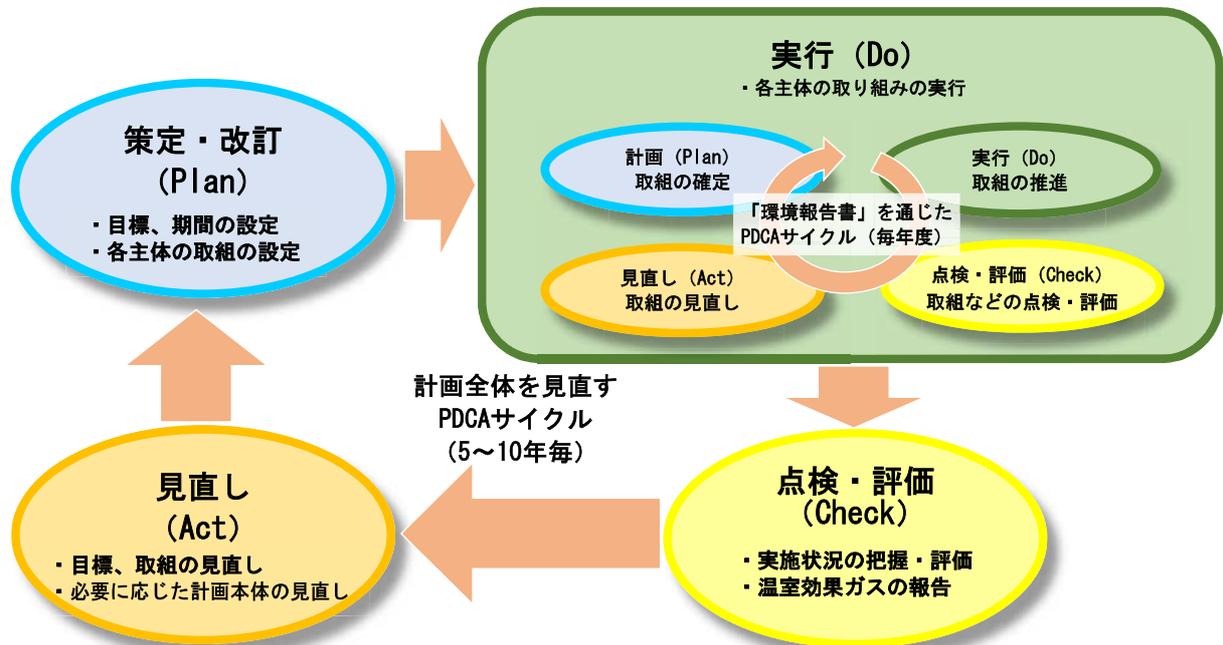
《多摩地域などでの地域間連携》

多摩地域などの周辺自治体、その他の本市と関連が深い自治体間で連携を図ります。

本計画の実効性をより高めるための情報・意見交換を行い、地域間で連携して行う広域的な施策や、自治体間の協働を図るための体制づくりについて検討していきます。

3. 計画の進捗点検、評価

本計画の各年度の実施状況や設定目標に対する進捗管理を PDCA サイクル*に基づき、実施する体制は下記のとおりです。



《環境審議会》

環境審議会は、事務局がとりまとめた毎年度の取組結果及び5～10年の総括評価について、総合的な観点から点検・評価を行うとともに、専門的立場から計画全体の見直しについて意見の提示を行います。

なお、取組に関する毎年度の評価結果は、市のホームページなどを通じて「環境報告書」として公表するものとします。

《環境基本計画推進本部》

環境基本計画推進本部では、毎年度の進捗管理として、事務局がとりまとめた各課の自己点検・自己評価を点検するとともに、庁内の立場から取組の見直しについて意見の提示を行います。

また、5～10年後に実施する計画全体の見直しでは、環境審議会とともに点検・評価、意見の提示を行います。

令和7年12月1日環境審議会
補 足 資 料

第2次小金井市地球温暖化対策
地域推進計画（中間見直し）
（案）について

第1章 計画の背景、計画の基本的事項

■ 国内の動向 (P.8)

● 2020 (令和2) 年10月

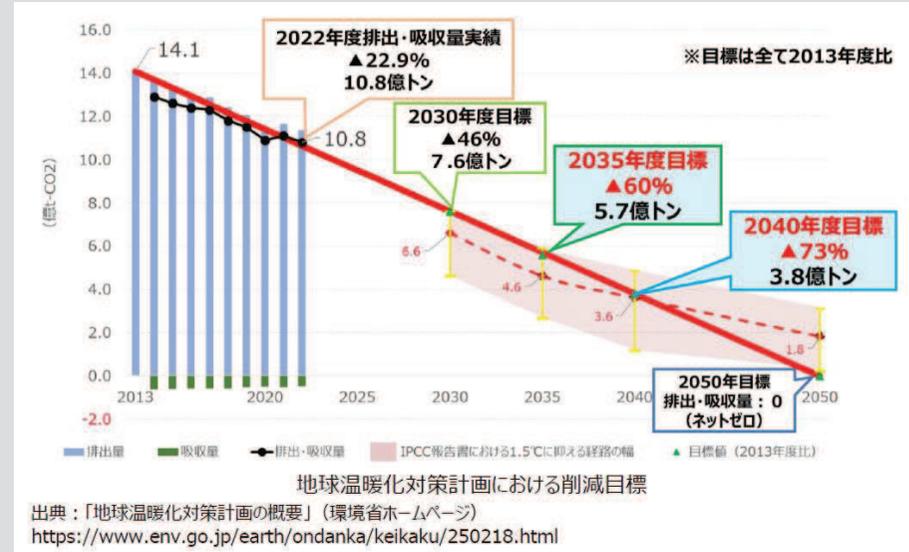
菅元首相による所信表明演説

2050年までにカーボンニュートラルを目指す。

● 2021 (令和3) 年4月

地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミット

2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく。



■ 気候変動適応法の改正による熱中症対策の強化 (P.9)

法改正の主な内容

【国に関する事項】

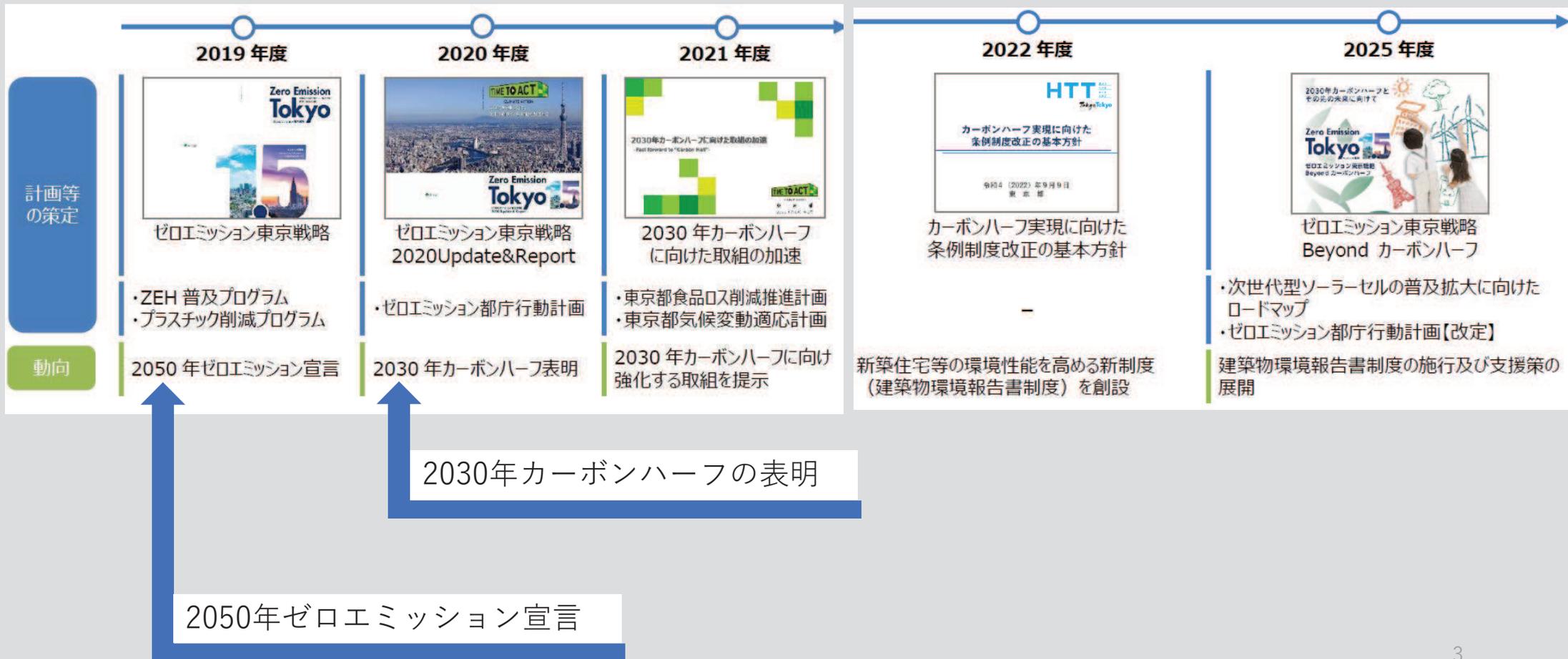
- 政府の熱中症に関する計画を「熱中症対策実行計画」として法定の間議決定計画に格上げ
- 熱中症アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置付け
- 極端な高温時に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」を創設

【市町村に関する事項】

- 要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定可能
- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を「熱中症対策普及団体」として指定可能

第1章 計画の背景、計画の基本的事項

■ 東京都の動向 (P.10、11)



第1章 計画の背景、計画の基本的事項

■ 気候市民会議の開催（P.13）

気候市民会議の実施状況

日程		内容
第1回	2025年 7月6日（日） 13:30~16:45	「気候変動について理解を深めよう」 ・基調講演 ・情報提供（小金井の現状、気候非常事態宣言など） ・グループワーク、統括など
第2回	2025年 8月2日（土） 13:30~16:45	「くらしの脱炭素について考えよう」 ・第1回目の振り返り ・講義（家庭部門の脱炭素について） ・グループワーク、統括など
第3回	2025年 9月6日（土） 13:30~16:40	「市への政策提言をとりまとめよう」 ・第2回目の振り返り ・提言とりまとめ、全体共有

気候市民会議からいただいた「提言書」等をもとに、第4章における市の具体的な取組について新規項目の追加、記載内容の見直し等を行った。

（新規項目、見直し項目については、第4章を参照）



開催当日の様子



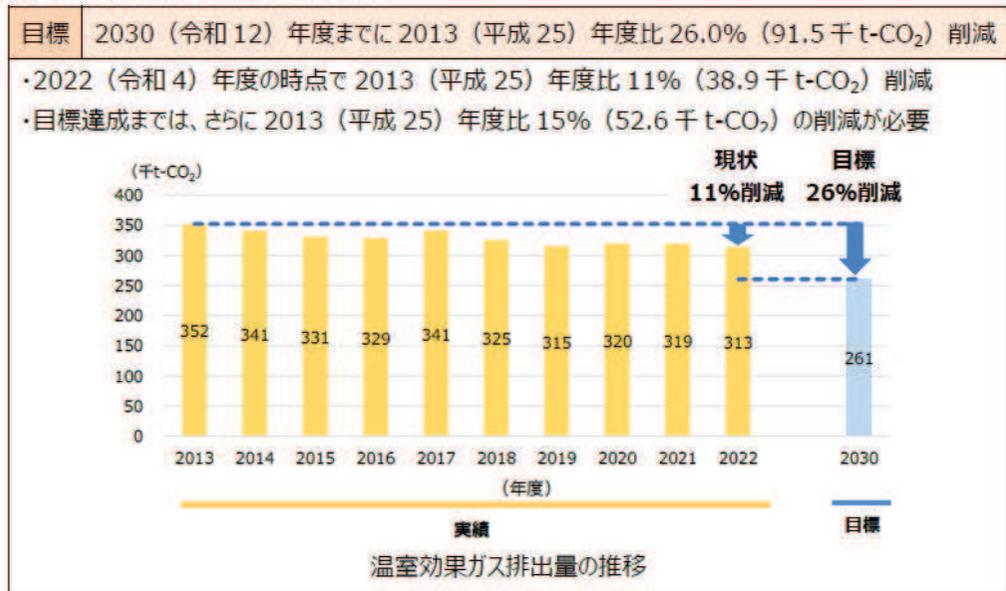
市報こがねい令和7年10月15日号

第1章 計画の背景、計画の基本的事項

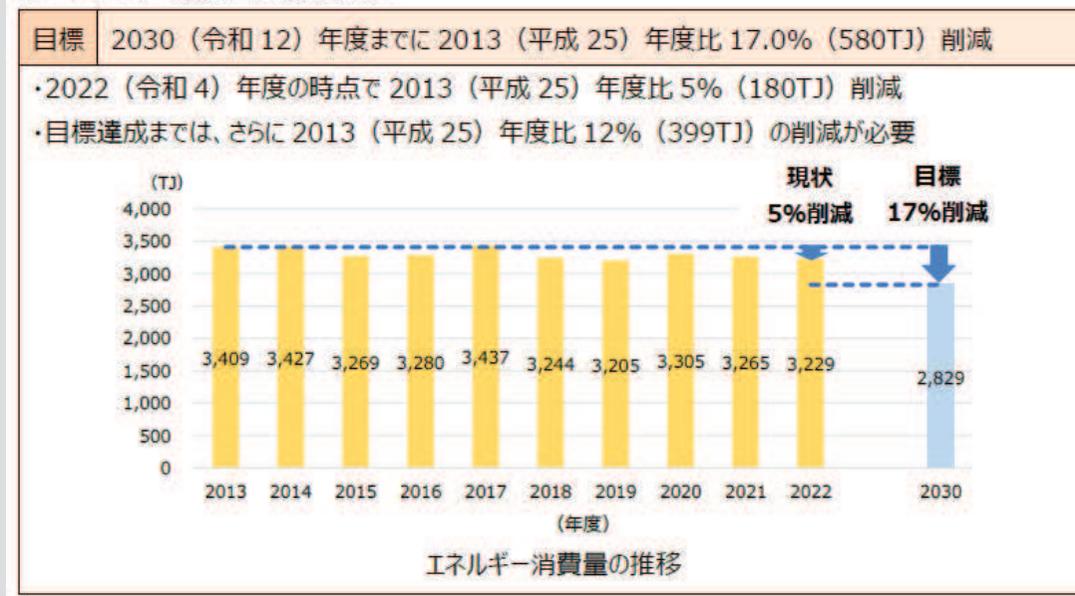
■ 小金井市の取組 (P.12)

■ 削減目標の進捗状況

① 温室効果ガス排出量の削減状況



② エネルギー消費量の削減状況



● 現行計画の目標

- ・ 温室効果ガス排出削減 **26%削減**
- ・ エネルギーの消費 **17%削減**

2013 (平成25) 年度比2030 (令和12) 年度までに

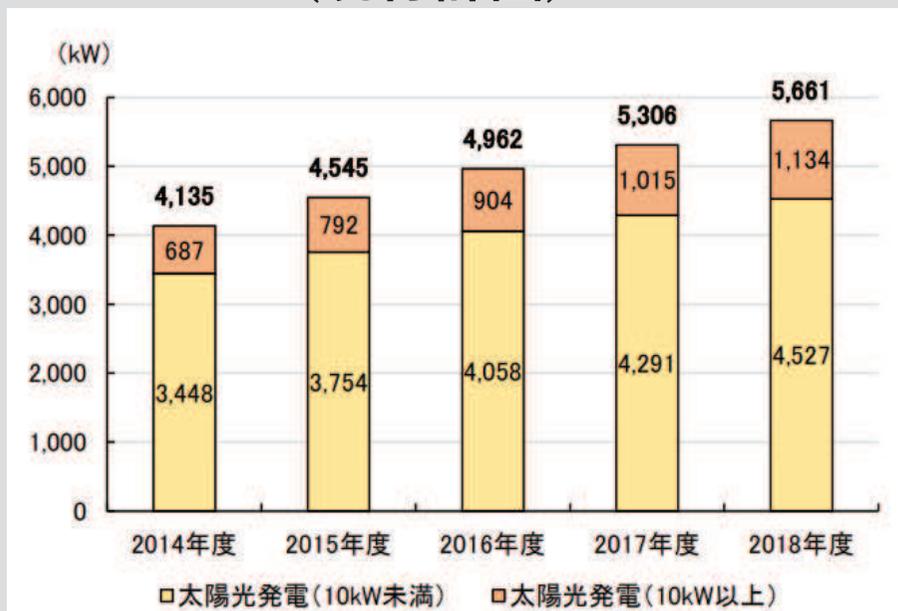
第2章 小金井市の地域特性及び温室効果ガス排出量の現状

■ 市の地域特性、温室効果ガス排出量の現状 (P.20~34)

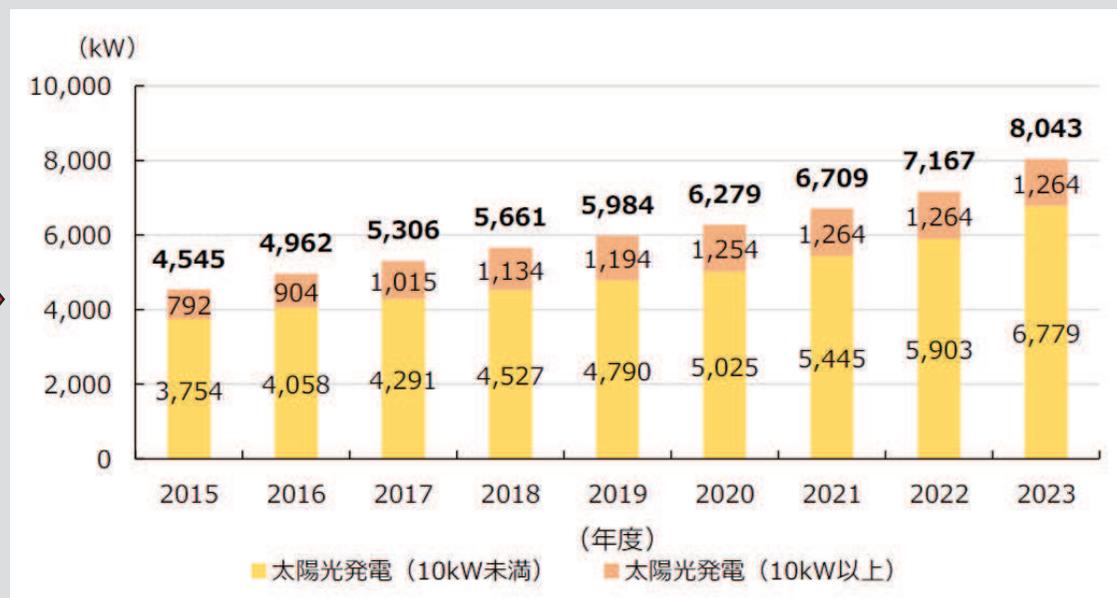
最新の数値等に更新をしている以外、現行計画と大きな違いはなし

例) 太陽光発電設備の導入容量経年変化

(現行計画)



(中間見直し)



第3章 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

■ 本市の独自対策を実施した場合（P.39）

将来の温室効果ガス排出量（対策を実施した場合）

		温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	
		2030	2050
対策を実施しない場合		314.1	308.1
削減 項目	基本的対策	-96.8	-182.2
	電気の CO ₂ 排出係数の低減	-79.9	-
	国等との連携による削減対策	-16.9	-
	2050 年脱炭素社会実現に向けた対策	-	-182.2
	独自対策	-27.2	-76.6
	再生可能エネルギーの導入	-19.9	-76.6
	その他の独自対策	-7.4	-*
合計		190.1	49.3
2013 年度比	削減量 (千 t-CO ₂)	-162.0	-302.8
	削減率 (%)	-46.0	-86.0

※「その他の独自対策」について、本計画では 2030（令和 12）年度までを計画期間とするため、2050（令和 32）年については「-」とします。

第3章 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

■ 温室効果ガス排出量の削減目標 (P.40)

市域における温室効果ガス排出量の削減目標

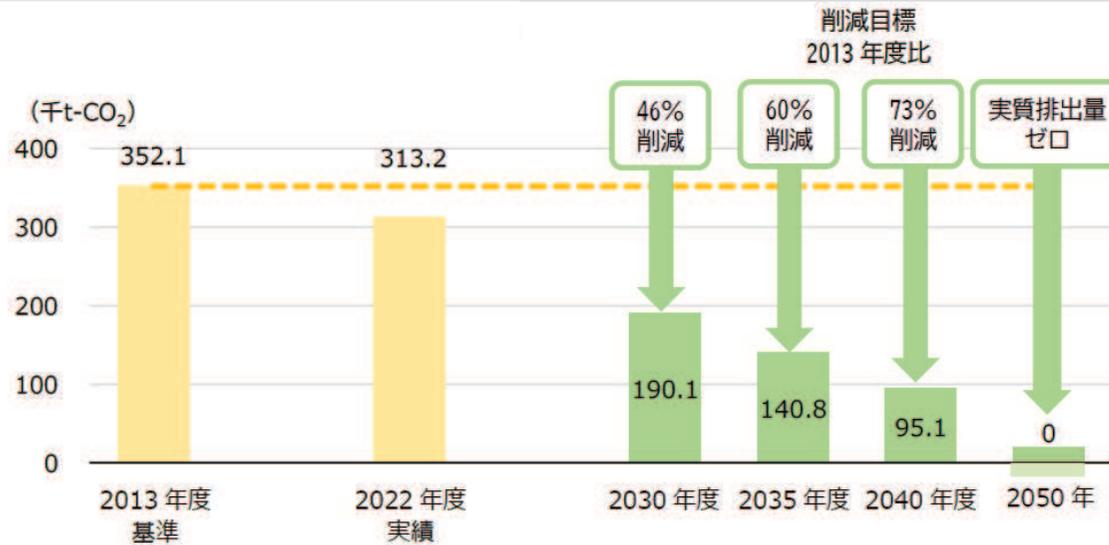
市域における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比

2030（令和 12）年度：46%削減

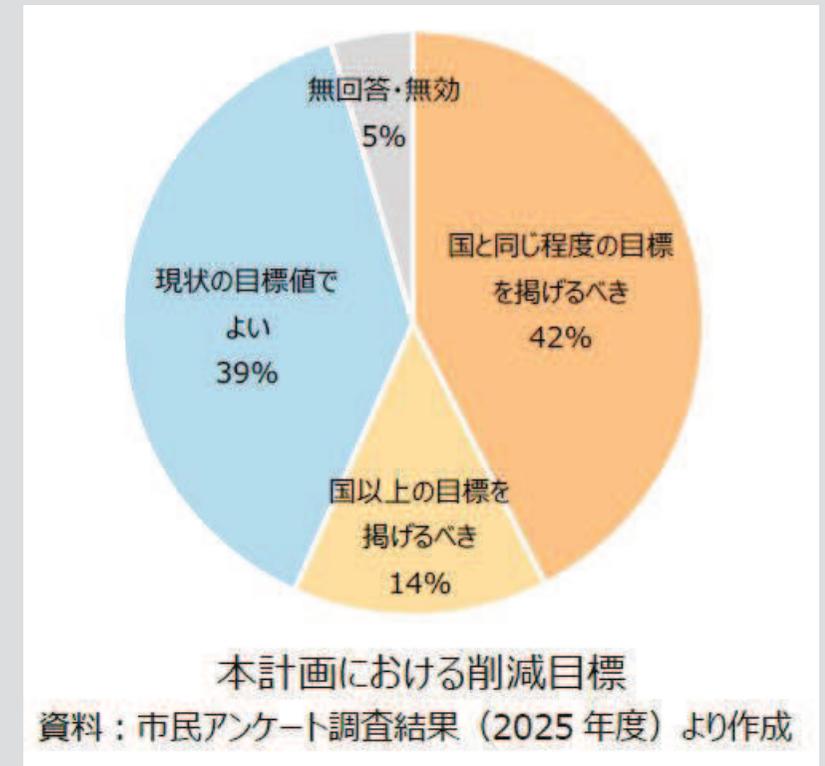
2035（令和 17）年度：60%削減

2040（令和 22）年度：73%削減

2050（令和 32）年：実質排出量ゼロ



温室効果ガス排出量の削減目標



第4章 地球温暖化に対する緩和策

基本方針（P.44）

見直し後（第5回環境審議会（12/1））		第4回環境審議会（10/28）	
基本方針	施策の方向性	基本方針	施策の方向性
<p>家庭における脱炭素化</p> <p>事業所における脱炭素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素型ライフスタイルの実践 ■ 省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・活用 ■ 住宅（建物）の脱炭素化 	<p>エネルギーの削減・脱炭素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素型ライフスタイルの実践 ■ 省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の普及・促進 ■ 建物の脱炭素化
<p>移動における脱炭素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に配慮した自動車活用 ■ エコな移動手段の選択 ■ 次世代自動車の普及・継発 	<p>移動における脱炭素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷が少ない移動手段の選択 ■ 次世代自動車の普及・継発 ■ 環境に配慮した自動車活用
<p>発生抑制を優先とした3R</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活における3Rの実践 ■ 事業活動における3Rの実践 ■ 分別及び適正処理の徹底 	<p>発生抑制を優先とした3R</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民事業者による3Rの実践 ■ 分別及び適正処理の徹底
<p>吸収源となるみどりの保全と創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ みどりに関する意識啓発 ■ 民有地におけるみどりの保全・創出 ■ 公共におけるみどりの保全・創出 	<p>吸収源となるみどりの保全と創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ みどりのまちなみの創出 ■ 市内におけるみどりの保全
<p>環境教育・環境学習の機会及び情報発信の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境教育・環境学習の充実 ■ 情報の共有と意識啓発の実践 	<p>環境教育・環境学習の機会や情報の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報の共有と意識啓発の推進 ■ 環境教育・環境学習の充実

第4章 地球温暖化に対する緩和策

各施策 (P.45~)

1. 基本方針

(1) 取組状況

(2) 現状

(3) 課題

(4) 施策の方向

< 取組指標 >

施策の方向性

- 市の具体的な取組
- 市民の取組例
- 事業者の取組例

<取組指標>

指標	初年度値	中間年度値	目標値 (2030年度)
省エネチャレンジ事業参加数 (累計)	50件 (2021年度)	200件 (2024年度)	750件
住宅用新エネルギー機器等 補助件数	142件 (2019年度)	262件 (2024年度)	補助額相当の 件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の 利用件数	1件 (2019年度)	4件 (2024年度)	累積件数が増加
太陽光発電導入世帯数	1,183件 (2018年度)	1,727件 (2023年度)	1,940件

中間年度の実績等を追加

■ 市の具体的な取組

・市民における脱炭素化につながる行動への関心を高めるため、省エネチャレンジ事業を実施します。	重点
・家庭で実践可能な脱炭素につながる取組（デコ活）の方法や効果について、広報媒体やイベントなどを利用した情報提供・普及啓発を行います。	見直し
・広報媒体などを通じ、再生可能エネルギー由来の電力による温室効果ガス削減効果について普及啓発を行います。	見直し
・温暖化対策への意識向上を図るため、環境楽習館などを活用した環境教育・環境学習を実施します。	見直し
・CO ₂ よりも地球温暖化係数が高いフロン類については、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（低GWP冷媒を使用した機器やノンフロンの機器）に関して情報提供を行います。	
・脱炭素化に係る情報を発信するプラットフォームの構築や、市民が情報発信・情報交換する場の整備を検討します。	新規
・市民の脱炭素化に係る取組状況や省エネ行動の実践を促す施策についてアンケート調査などを通して取組実態の把握を検討します。	新規

アイコン

【重点】 【新規】
【見直し】 を追加

第6章の重点施策に位置付けるものは【重点】としている。

【新規】、【見直し】については、気候市民会議の提言等を踏まえて追加したもの

第6章 重点施策 (P.86～)

- ◆ 第3章の削減目標等を踏まえ、重点施策については全体的に施策項目の見直しを実施した。
- ◆ 見直しの中では、東京都と取組の方向性を揃えることを意識した施策項目とした。
- ◆ 取組指標は第3章に示すものを再掲し、国や東京都の方向性を意識する上での参考として「関連する国などの目標」を追加した。

重点施策

掲載ページ	取組
47・52	・市民及び事業者における脱炭素化につながる行動への関心を高めるため、省エネチャレンジ事業を実施します。
48	・家庭向けの省エネルギー機器などの普及促進補助金の継続・拡充のほか、インセンティブ制度の検討を行います。
49・54	・住宅及び建築物の新築または改修に際した省エネ化を推進するため、省エネ住宅・建築物について市ホームページ、イベントなどを通じた情報提供・普及啓発を行います。
49・54	・国や都における、省エネ建築物に関する補助金・減税・その他の優遇制度を情報提供します。

第5章 気候変動に向けた適応策 (P.75～)

令和7年の夏頃に公表予定であった国の気候変動影響評価報告書（原案）を踏まえて第5章全体を見直す予定であったが、原案の公表が遅れているため、大きな見直しは実施していない。

第7章 計画の推進 (P.99～)

原則、現行計画を踏襲

ただし、本計画見直しの際に実施した気候市民会議を今後も活用していきたいため、地域推進体制（P.100）に追加している。

第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画（中間見直し）（案）新旧対照表

ページ	章	令和7年12月1日時点	令和7年11月21日時点	備考
12	第1章	最下段部に ※各削減目標は、地球温暖化対策地域推進計画策定時（令和3年3月時点）のものと追加	—	削減目標が記載されているが、5年前の目標値なのでわかりにくいのではというご指摘を踏まえ、修正
13	第1章	第2回までの結果をもとに、「提言書（案）たたき台」としてまとめたあと、会議参加者による確認と修正提案を反映させて、「提言書」を完成させました。 なお、この提言書をもとに、第4章（P.44以降）における市の具体的な取組について新規項目の追加・記載内容の見直し等を行いました。 と追加	第2回までの結果をもとに、「提言書（案）たたき台」としてまとめたあと、会議参加者による確認と修正提案を反映させて、「提言書」を完成させました。	提言書等を踏まえて新規項目の追加・記載内容の見直し等を行ったことの記載がないため、追加する。
41	第3章	p.39に示す温室効果ガス排出量の削減見込量のうち、	p.52に示す温室効果ガス排出量の削減見込量のうち、	参照ページに誤りがあったため。
41	第3章	エネルギー消費量の削減目標 のグラフを追加	—	削減目標を分かりやすくするためグラフを追加
59	第4章	1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移のグラフを更新	—	—
57	第4章	CoCoバスについて、全国的な運転士不足という課題を踏まえつつ、	CoCoバスについて、全国的な運転士不足という課題を踏まえつつ、	誤字の修正
66	第4章	生け垣造成奨励金制度や保全緑地制度の質を含めた指定要件の見直しや、奨励金以外の維持管理に係る助成措置の検討を含め、活用しやすい制度への見直しを引き続き検討します。	生け垣造成奨励金制度の適用対象の拡張、保全緑地制度の指定基準の緩和などにより、活用しやすい制度への見直しを引き続き検討します。	文言の修正
66	第4章	みどりを増やすイベントを検討します。	みどりを増やすイベントを検討します——。	誤字の修正

ページ	章	令和7年12月1日時点	令和7年11月21日時点	備考
96	第4章	生け垣造成奨励金制度や保全緑地制度の質を含めた指定要件の見直しや、奨励金以外の維持管理に係る助成措置の検討含め、活用しやすい制度への見直しを引き続き検討します。	生け垣造成奨励金制度の適用対象の拡張、保全緑地制度の指定基準の緩和などにより、活用しやすい制度への見直しを引き続き検討します。	文言の修正
59 60～63 94	第4章 第6章	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減推進計画（策定中） ・一般廃棄物処理基本計画（改定中） であることから、整合を図るため記載内容を加筆修正。（今後の修正の可能性あり）
64～67	第4章	—	—	みどりの基本計画を改定中であることから、整合を図るため記載内容については今後、修正予定。